【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長　殿
【提出日】	2022年2月3日提出
【発行者名】	大和アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長　松下　浩一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	西脇　保宏 連絡場所　東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【電話番号】	03-5555-3431
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ＤＣダイナミック・アロケーション・ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	10兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ＤＣダイナミック・アロケーション・ファンド（愛称：ＤＣ攻守のチカラ）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(3)【発行（売出）価額の総額】

10兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

1万口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター）	0120-106212（営業日の9:00～17:00）
ホームページ	https://www.daiwa-am.co.jp/

(5)【申込手数料】

取得申込時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。なお、申込手数料を徴収している販売会社はありません。

取得申込時の申込手数料については、販売会社にお問合わせ下さい。

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(6)【申込単位】

1円以上1円単位とします。

(7)【申込期間】

2022年2月4日から2022年8月2日まで（継続申込期間）

（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8)【申込取扱場所】

下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター）　0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ　https://www.daiwa-am.co.jp/

(9)【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

(10)【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社　証券保管振替機構

(12)【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、内外の債券、株式および不動産投資信託証券（リート）に投資を行ない、市場の局面判断および投資対象のリスク水準等によって投資対象の配分比率を調整することで、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。

一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（資産複合資産配分変更型（株式、債券、不動産投信）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　）	グローバル （含む日本） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （部分ヘッジ） なし

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（注1）商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンド
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	内外	目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
投資対象資産	株式	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信（リート）	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
独立区分	ＭＭＦ（マネー・マネージメント・ファンド）	「ＭＭＦ等の運営に関する規則」に定めるＭＭＦ
	ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）	「ＭＭＦ等の運営に関する規則」に定めるＭＲＦ
	ＥＴＦ	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第１号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託
補足分類	インデックス型	目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	特殊型	目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

（注2）属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
		大型株	目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの
		中小型株	目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの
	債券	一般	公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
		公債	目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるもの
		社債	目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの
		その他債券	目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの
		格付等クレジットによる属性	目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの
	不動産投信		目論見書等において、主として不動産投信（リート）に投資する旨の記載があるもの
	その他資産		目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信（リート）以外に投資する旨の記載があるもの
	資産複合		目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの
	資産複合　資産配分固定型		目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの
	資産複合　資産配分変更型		目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの
決算頻度	年1回		目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
	年2回		目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
	年4回		目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの
	年6回（隔月）		目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの
	年12回（毎月）		目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
	日々		目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの
	その他		上記属性にあてはまらないすべてのもの

投資対象地域	グローバル	目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	日本	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	欧州	目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	オセアニア	目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中南米	目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アフリカ	目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中近東（中東）	目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	エマージング	目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの
投資形態	ファミリーファンド	目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッジ	あり	目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
	なし	目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
対象インデックス	日経225	目論見書等において、日経225に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	ＴＯＰＩＸ	目論見書等において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	その他の指数	目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
特殊型	ブル・ベア型	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）をめざす旨の記載があるもの
	条件付運用型	目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるもの
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追求をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨の記載があるもの
	その他型	目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレスhttp://www.toushin.or.jp/）をご参照下さい。

＜信託金の限度額＞

・委託会社は、受託会社と合意のうえ、2,000億円を限度として信託金を追加することができます。
・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

＜ファンドの特色＞

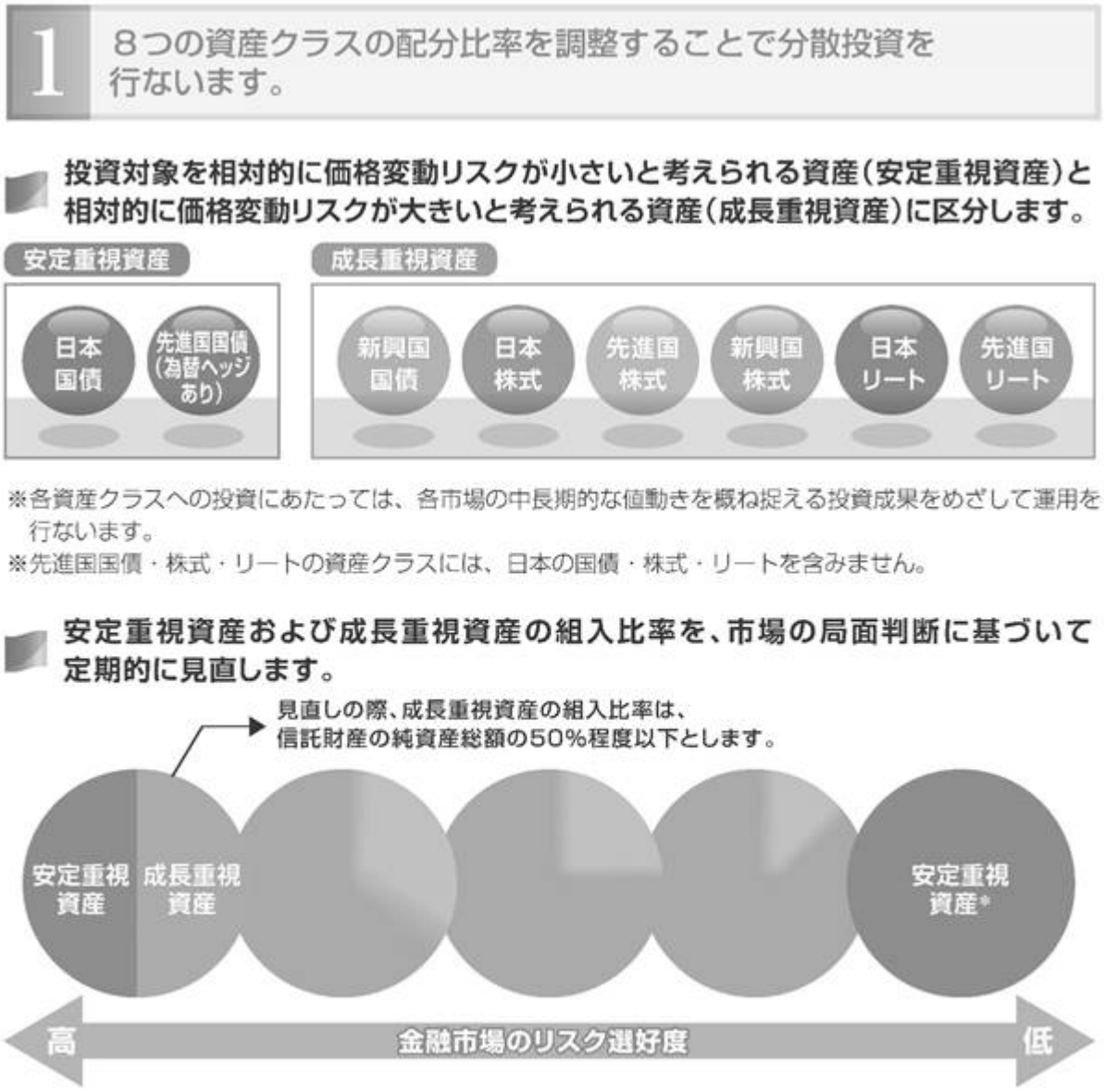

安定重視資産内および成長重視資産内での配分比率は、投資対象のリスク水準等を勘案して決定し、定期的に見直します。

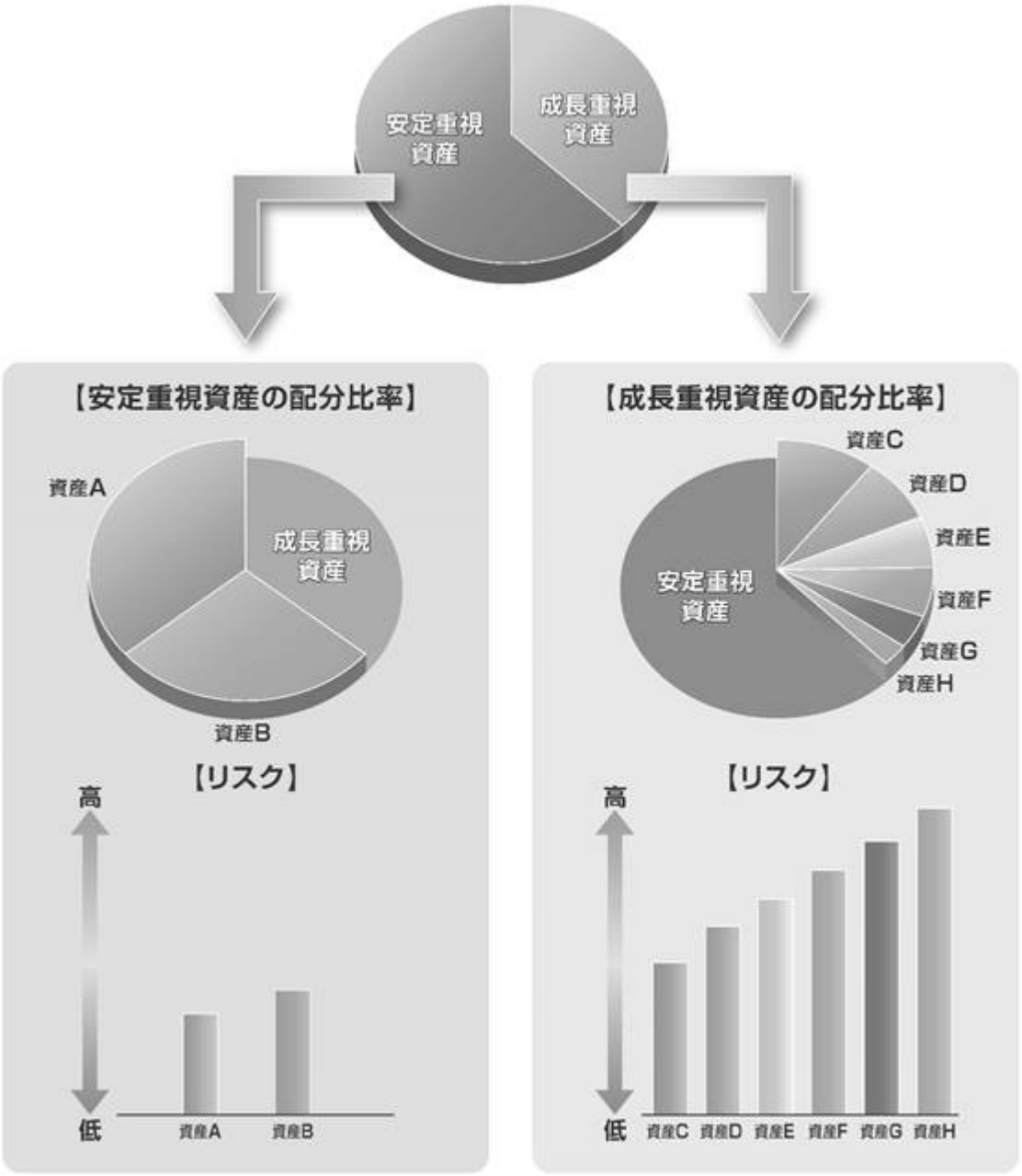

●リスクの低い資産クラスの配分比率を高くする一方、リスクの高い資産クラスの配分比率を低くするよう調整します。

※上図は当ファンドの資産配分について分かりやすく説明するためのイメージであり、各資産クラスの配分比率およびリスクの大きさ等を正確に表すものではありません。また、実際に上記配分比率での運用を行なうことや、当ファンドの将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

2 資産配分比率についてりそなアセットマネジメント株式会社の助言を受けます。

成長重視資産と安定重視資産の配分比率および各投資対象資産クラスの配分比率等の助言を受けます。

りそなアセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法その他関連する法令等を遵守して、ファンドの資産配分に関して投資助言を行ないます。

ファンドの仕組み

●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資産をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。

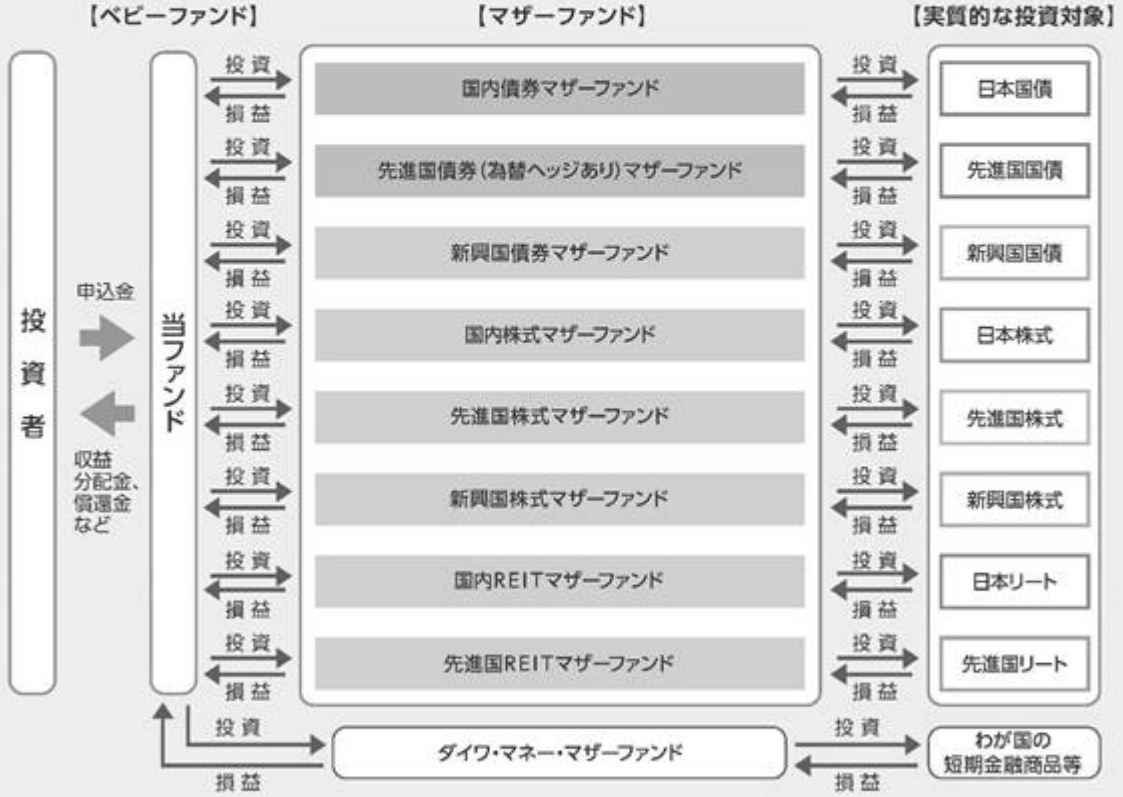

※マザーファンドについて、くわしくは、「マザーファンドの概要」をご参照下さい。

- マザーファンドの受益証券の組入比率の合計は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。
- マザーファンドにおいて、債券先物取引、株価指数先物取引またはリート指数先物取引を利用することがあります。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.および2.の運用が行なわれないことがあります。

3 当ファンドは、確定拠出年金制度を利用する場合、またはこれに類する前払退職金等の積立てを目的とした定時定額購入等により購入の申込みを行なう場合に限り購入できます。

4 毎年5月8日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。収益分配金は、自動的に再投資されます。

〈分配方針〉

①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

②原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

(2)【ファンドの沿革】

2014年8月15日　　信託契約締結、当初自己設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

受益者	お申込者	
	収益分配金（注1）、償還金など↑↓お申込金（※3）	
お取扱窓口	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（※1）に基づき、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集の取扱い ②一部解約請求に関する事務 ③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務　など
↑↓※1	収益分配金、償還金など↑↓お申込金（※3）	
委託会社	大和アセットマネジメント株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）(※2)の委託者であり、次の業務を行ないます。なお、運用については、投資顧問会社（注2）の助言を受けます。 ①受益権の募集・発行 ②信託財産の運用指図 ③信託財産の計算 ④運用報告書の作成　など

↓運用指図 ↑↓※2　　損益↑↓信託金（※3）

受託会社	三井住友信託銀行株式会社 再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行	信託契約(※2)の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 ①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 ②信託財産の計算　　など

損益↑↓投資

投資対象	内外の債券、株式およびリート（不動産投資信託）　など （ファミリーファンド方式で運用を行ないます。）

(注１)収益分配金は自動的に再投資されます。

(注２)投資顧問会社については、次の通りです。

名称	関係業務の内容
りそなアセットマネジメント株式会社	委託会社との投資顧問契約（※4）に基づき、委託会社に対して、信託財産の運用に関するアドバイス（投資助言）を行ないます。

※1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
※2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
※3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。
※4：委託会社と投資顧問会社の間で締結されます。投資顧問サービスの内容および報酬、運用の責任等が規定されています。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

＜委託会社の概況（2021年11月末日現在）＞

・資本金の額　151億7,427万2,500円

・沿革

1959年12月12日	大和証券投資信託委託株式会社として設立
1960年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1960年 4月 1日	営業開始
1985年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。

1995年 5月31日　「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。

1995年 9月14日　「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。

2007年 9月30日　「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。
（金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号）

2020年 4月 1日　大和アセットマネジメント株式会社に商号変更

・大株主の状況

名　称	住　所	所有株式数	比率
		株	%
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,608,525	100.00

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①　主要投資対象

次の各マザーファンド（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

1. 国内債券マザーファンドの受益証券
2. 先進国債券（為替ヘッジあり）マザーファンドの受益証券
3. 新興国債券マザーファンドの受益証券
4. 国内株式マザーファンドの受益証券
5. 先進国株式マザーファンドの受益証券
6. 新興国株式マザーファンドの受益証券
7. 国内ＲＥＩＴマザーファンドの受益証券
8. 先進国ＲＥＩＴマザーファンドの受益証券
9. ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券

②　投資態度

イ．主として、マザーファンドの受益証券を通じて、内外の債券、株式および不動産投資信託証券（リート）に投資を行ない、市場の局面判断および投資対象のリスク水準等によって投資対象の配分比率を調整することで、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざします。

ロ．投資対象の配分比率の調整にあたっては、以下の方針を基本とします。

1. 投資対象を相対的に価格変動リスクが小さいと考えられる資産（以下「安定重視資産」といいます。）と相対的に価格変動リスクが大きいと考えられる資産（以下「成長重視資産」といいます。）に区分します。

※　安定重視資産とは、日本国債、先進国国債（為替ヘッジあり）をいいます。

※　成長重視資産とは、新興国国債、日本株式、先進国株式、新興国株式、日本リート、先進国リートをいいます。

2. 安定重視資産および成長重視資産の組入比率を、市場の局面判断に基づいて定期的に見直します。
3. 前2.の見直しの際、成長重視資産にかかるマザーファンドの受益証券（上記①の3.～8.）の組入比率の合計は、信託財産の純資産総額の50%程度以下とします。
4. 安定重視資産内および成長重視資産内での配分比率は、投資対象のリスク水準等を勘案して決定し、定期的に見直します。

ハ．市場環境によっては、信託財産の全部または一部を、ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券を通じてわが国の短期債、コマーシャル・ペーパー等による運用に一時的に切り替える場合があります。

ニ．上記イ.～ハ.について、りそなアセットマネジメント株式会社の助言を受けます。

ホ．マザーファンドの受益証券の組入比率の合計は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。

ヘ．先進国債券（為替ヘッジあり）マザーファンドでは、保有する外貨建資産について、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。新興国債券マザーファンド、先進国株式マザーファンド、新興国株式マザーファンドおよび先進国ＲＥＩＴマザーファンドでは、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

ト．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2)【投資対象】

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(5)⑧、⑨および⑩に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

② 委託会社は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1. から9. までに掲げる親投資信託（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の10. から30.までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 国内債券マザーファンドの受益証券
2. 先進国債券（為替ヘッジあり）マザーファンドの受益証券
3. 新興国債券マザーファンドの受益証券
4. 国内株式マザーファンドの受益証券
5. 先進国株式マザーファンドの受益証券
6. 新興国株式マザーファンドの受益証券

7. 国内ＲＥＩＴマザーファンドの受益証券
8. 先進国ＲＥＩＴマザーファンドの受益証券
9. ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券
10. 株券または新株引受権証書
11. 国債証券
12. 地方債証券
13. 特別の法律により法人の発行する債券
14. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
15. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
16. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
17. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
18. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
19. コマーシャル・ペーパー
20. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
21. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前10．から前20．までの証券または証書の性質を有するもの
22. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
23. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
24. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
25. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
26. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
27. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
28. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
29. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
30. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前28．の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前10．の証券または証書ならびに前21．および前26．の証券または証書のうち前10．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前11．から前15．までの証券ならびに前23．の証券のうち投資法人債券ならびに前21．および前26．の証券または証書のうち前11．から前15．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前22．の証券および前23．の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③　委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

5．　貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6．外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

④　前②の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前③に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(3)【運用体制】

①　運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。なお、委託会社は、運用にあたって投資顧問会社の助言を受けます。

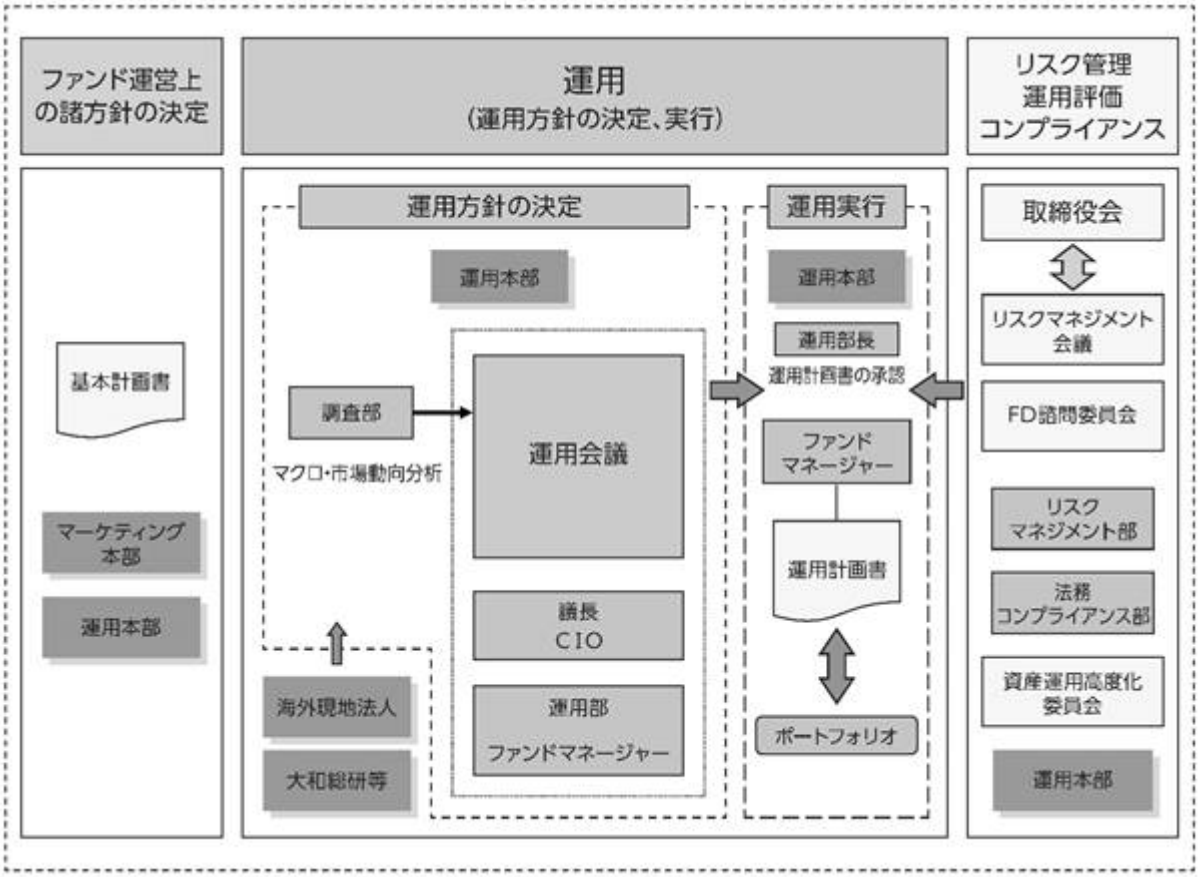

②　運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。

ロ．基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ハ．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

③　職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ．CIO（Chief Investment Officer）（3名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

・基本的な運用方針の決定

・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ．Deputy-CIO（0～5名程度）

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ．インベストメント・オフィサー（0～5名程度）

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ．運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を決定します。

ホ．運用チームリーダー

ファンドの基本的な運用方針を策定します。

ヘ．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

④　リスクマネジメント会議、FD諮問委員会および資産運用高度化委員会

次のとおり各会議体等において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体等の事務局となる部署の人員は45～55名程度です。

イ．リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ロ．FD諮問委員会

取締役会の諮問委員会として、ファンド組成・運用に関わる会議体等に対する牽制に資する事項について、取締役会に意見を述べます。

ハ．資産運用高度化委員会

資産運用高度化への取組みについて報告・検討し、必要事項を審議・決定します。

⑤　受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※　上記の運用体制は2021年11月30日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

毎計算期末に、次の方針に基づいて分配します。

① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

③ 留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5)【投資制限】

① マザーファンドの受益証券（信託約款）

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

② 株式（信託約款）

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

③ 新株引受権証券等（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④ 投資信託証券（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ 投資する株式等の範囲（信託約款）

イ．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ．前イ．の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑥ 同一銘柄の新株引受権証券等（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託

財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦　信用取引（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

ロ．前イ．の信用取引の指図は、次の1.から6.までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1.から6.までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑧　先物取引等（信託約款）

イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1．先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。

2．先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)③の 1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。

3．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ロ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1．先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、保有外貨建資産の時価総額の範囲内とします。

2．先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ハ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1．先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)③の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2．先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。ただし、保有金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑨　スワップ取引（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ．において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることと

なった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．前ハ．においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑩　金利先渡取引および為替先渡取引（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ．において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ．において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．前ハ．においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ホ．において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ホ．において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ヘ．前ホ．においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額

にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ト．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

チ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑪　デリバティブ取引等（信託約款）

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

⑫　同一銘柄の転換社債等（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑬　有価証券の貸付け（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

3．投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

ロ．前イ．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ．委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑭　外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

⑮　特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑯　外国為替予約取引（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ロ．前イ．の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ハ．前ロ．においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ニ．前ロ．の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑰　信用リスク集中回避（信託約款）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

⑱　資金の借入れ（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

＜参考＞マザーファンドの概要

1．国内債券マザーファンド

(1) 投資方針

①　主要投資対象

国内の国債を主要投資対象とします。

② 投資態度

イ．主として、国内の国債に投資し、国内の国債市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。

ロ．運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ハ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)⑤、⑥および⑦に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

② 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1．転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証書

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

6．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7．コマーシャル・ペーパー

8．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前7.までの証券または証書の性質を有するもの

9．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

10．投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
13．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
14．外国法人が発行する譲渡性預金証書
15．受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
16．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
17．外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前15.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前10.の証券のうち投資法人債券ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前9.の証券および前10.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③　委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

①　株式

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限ります。

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

②　投資信託証券

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③　同一銘柄の転換社債等

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④　外貨建資産

外貨建資産への投資は、行ないません。

⑤　先物取引等

イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条

第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑥　スワップ取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑦　金利先渡取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)③の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

2.先進国債券（為替ヘッジあり）マザーファンド

(1) 投資方針

①　主要投資対象

先進国（日本を除きます。以下同じ。）の国家機関が発行する債券を主要投資対象とします。

② 投資態度

イ．主として、先進国の国家機関が発行する先進国通貨建ての債券に投資し、先進国の債券市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。

ロ．運用の効率化を図るため、先進国の債券先物取引を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ハ．為替変動リスクを低減するため、外貨建資産については為替ヘッジを行ないます。

ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)⑤、⑥および⑦に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

② 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1．転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株券または新株引受権証書

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

6．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7．コマーシャル・ペーパー

8．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前7.までの証券または証書の性質を有するもの

9．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

10．投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

11．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

12．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）

13．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

14．外国法人が発行する譲渡性預金証書

15．受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

16．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

17．外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前15.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前10.の証券のうち投資法人債券ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前9.の証券および前10.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③　委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

①　株式

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限ります。

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

②　投資信託証券

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③　同一銘柄の転換社債等

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④　外貨建資産

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

⑤　先物取引等

イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条

第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

ハ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑥　スワップ取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑦　金利先渡取引および為替先渡取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)③の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ホ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

3．新興国債券マザーファンド

(1) 投資方針

① 主要投資対象

新興国の国家機関が発行する債券を主要投資対象とします。

② 投資態度

イ．主として、新興国の国家機関が発行する米ドル建ての債券に投資し、新興国の債券市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。

※ 新興国の国家機関が発行する米ドル建て以外の債券、米国の国家機関および国際機関が発行する債券にも投資する場合があります。米ドル建て以外の債券に投資する場合、原則として、為替予約取引および直物為替先渡取引等を活用し、実質的に米ドル建てとなるように為替取引を行ないます。

ロ．運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ハ．為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)⑤、⑥、⑦および⑧に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

② 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1．転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株券または新株引受権証書

2．国債証券
3．地方債証券
4．特別の法律により法人の発行する債券
5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
6．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7．コマーシャル・ペーパー
8．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前7.までの証券または証書の性質を有するもの
9．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10．投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
13．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
14．外国法人が発行する譲渡性預金証書
15．受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
16．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
17．外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前15.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前10.の証券のうち投資法人債券ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前9.の証券および前10.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③　委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

①　株式

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限ります。

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

② 投資信託証券

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③ 同一銘柄の転換社債等

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④ 外貨建資産

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

⑤ 先物取引等

イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

ハ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑥ スワップ取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)③の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ホ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑧　直物為替先渡取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ニ．委託会社は、直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

4．国内株式マザーファンド

(1) 投資方針

①　主要投資対象

次の有価証券および先物取引を主要投資対象とします。

イ．国内の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。）

ロ．国内株式を対象とした株価指数先物取引

ハ．国内の債券

②　投資態度

1．主として、国内株式、国内株式を対象とした株価指数先物取引および国内の債券に投資し、国内の株式市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。

2．追加設定、解約の申込がある場合には、信託財産の純資産総額に設定予定額を加え解約予定額を控除した額を上限に株価指数先物取引の買建てを行なうことがあります。このため、株式の組入総

額と株価指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

3. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)⑦、⑧および⑨に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

② 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19.受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20.抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21.外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前19.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前14.の証券のうち投資法人債券ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③　委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

①　株式

株式への投資割合には、制限を設けません。

②　新株引受権証券等

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③　投資信託証券

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④　同一銘柄の新株引受権証券等

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤　同一銘柄の転換社債等

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑥　外貨建資産

外貨建資産への投資は、行ないません。

⑦　先物取引等

イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑧　スワップ取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑨　金利先渡取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)③の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

5．先進国株式マザーファンド

(1) 投資方針

① 主要投資対象

次の有価証券および先物取引を主要投資対象とします。

イ．先進国（日本を除きます。以下同じ。）の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式（ＤＲ（預託証券）を含みます。また、上場予定および店頭登録予定を含みます。）

ロ．先進国株式を対象とした株価指数先物取引

ハ．先進国株式の指数を対象指数としたＥＴＦ（上場投資信託証券）

ニ．国内の債券

② 投資態度

イ．主として、先進国株式、先進国株式を対象とした株価指数先物取引、先進国株式の指数を対象指数としたＥＴＦおよび国内の債券に投資し、先進国の株式市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。

ロ．運用の効率化を図るため、先進国株式を対象とした株価指数先物取引を利用することがあります。このため、先進国株式および先進国株式の指数を対象指数としたＥＴＦの組入総額ならびに先進国株式を対象とした株価指数先物取引の買建玉の時価総額を合計した額から、先進国株式を対象とした株価指数先物取引の売建玉の時価総額を控除した額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ハ．運用の効率化を図るため、為替予約取引を行なう場合があります。

ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)⑦、⑧および⑨に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

② 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前19. の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前14.の証券のうち投資法人債券ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③　委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

①　株式

株式への投資割合には、制限を設けません。

② 新株引受権証券等

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③ 投資信託証券

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④ 同一銘柄の新株引受権証券等

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤ 同一銘柄の転換社債等

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑥ 外貨建資産

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

⑦ 先物取引等

イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

ハ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑧ スワップ取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑨　金利先渡取引および為替先渡取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)③の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ホ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

6．新興国株式マザーファンド

(1) 投資方針

①　主要投資対象

次の有価証券および先物取引を主要投資対象とします。

イ．新興国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式（ＤＲ（預託証券）を含みます。また、上場予定および店頭登録予定を含みます。）

ロ．新興国株式を対象とした株価指数先物取引

ハ．新興国株式の指数を対象指数としたＥＴＦ（上場投資信託証券）

ニ．国内の債券

②　投資態度

イ．主として、新興国株式、新興国株式を対象とした株価指数先物取引、新興国株式の指数を対象指数としたＥＴＦおよび国内の債券に投資し、新興国の株式市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。

ロ．運用の効率化を図るため、新興国株式を対象とした株価指数先物取引を利用することがあります。このため、新興国株式および新興国株式の指数を対象指数としたＥＴＦの組入総額ならびに新興国株式を対象とした株価指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ハ．為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)⑦、⑧、⑨および⑩に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

② 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1．外国通貨表示の株券または新株引受権証書

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10．コマーシャル・ペーパー

11.外国通貨表示の新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの

13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14．投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
19．受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21．外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前19.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前14.の証券のうち投資法人債券ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③　委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金
2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3．コール・ローン
4．手形割引市場において売買される手形
5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6．外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

①　株式

株式への投資割合には、制限を設けません。

②　新株引受権証券等

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③　投資信託証券

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④　同一銘柄の新株引受権証券等

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤　同一銘柄の転換社債等

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑥　外貨建資産

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

⑦　先物取引等

イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第

28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

ハ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑧　スワップ取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑨　金利先渡取引および為替先渡取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)③の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価

総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ホ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑩　直物為替先渡取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ニ．委託会社は、直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

7．国内ＲＥＩＴマザーファンド

(1) 投資方針

①　主要投資対象

次の有価証券および先物取引を主要投資対象とします。

イ．国内の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券（以下総称して「リート」といいます。）

ロ．国内のリートを対象としたリート指数先物取引

ハ．国内の債券

②　投資態度

イ．主として、国内のリート、国内のリートを対象としたリート指数先物取引および国内の債券に投資し、国内のリート市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。

ロ．運用の効率化を図るため、国内のリートを対象としたリート指数先物取引を利用することがあります。このため、リートの組入総額およびリート指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ハ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

①　当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)③、④および⑤に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

② 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1．株券または新株引受権証書
2．国債証券
3．地方債証券
4．特別の法律により法人の発行する債券
5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10．コマーシャル・ペーパー
11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの
13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14．投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
19．受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21．外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前19.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1．の証券または証書ならびに前12．および前17．の証券または証書のうち前1．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2．から前6．までの証券ならびに前14．の証券のうち投資法人債券ならびに前12．および前17．の証券または証書のうち前2．から前6．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13．の証券および前14．の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③　委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

①　株式

株式への投資割合には、制限を設けません。

②　外貨建資産

外貨建資産への直接投資は、行ないません。

③　先物取引等

イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

④　スワップ取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑤　金利先渡取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)③の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

8．先進国ＲＥＩＴマザーファンド

(1) 投資方針

① 主要投資対象

次の有価証券および先物取引を主要投資対象とします。

1. 先進国（日本を除きます。以下同じ。）の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。以下同じ。）または店頭登録（登録予定を含みます。以下同じ。）の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券（以下総称して「リート」といいます。）
2. 先進国のリート指数を対象指数としたＥＴＦ（上場投資信託証券）
3. 先進国のリートを対象としたリート指数先物取引
4. 国内の債券

② 投資態度

イ．主として、先進国のリート、先進国のリート指数を対象指数としたＥＴＦ、先進国のリートを対象としたリート指数先物取引および残存期間の短いわが国の債券に投資し、先進国のリート市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。

※　一部日本のリートを含む指数を対象とするＥＴＦを組入れる場合があります。

ロ．運用の効率化を図るため、先進国のリートを対象としたリート指数先物取引を利用することがあります。このため、リートおよびＥＴＦの組入総額ならびにリート指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ハ．為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)④、⑤および⑥に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

② 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1．株券または新株引受権証書
2．国債証券
3．地方債証券
4．特別の法律により法人の発行する債券
5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10．コマーシャル・ペーパー
11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1．から前11．までの証券または証書の性質を有するもの
13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14．投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
19．受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21．外国の者に対する権利で貸付債権信託受益権であって前19．の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1．の証券または証書ならびに前12．および前17．の証券または証書のうち前1．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2．から前6．までの証券ならびに前14．の証

券のうち投資法人債券ならびに前12．および前17．の証券または証書のうち前2．から前6．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13．の証券および前14．の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③　委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金
2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3．コール・ローン
4．手形割引市場において売買される手形
5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6．外国の者に対する権利で前5．の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

①　株式

株式への投資割合には、制限を設けません。

②　投資信託証券

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③　外貨建資産

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

④　先物取引等

イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

ハ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑤　スワップ取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純

資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥　金利先渡取引および為替先渡取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)③の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ホ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

9．ダイワ・マネー・マザーファンド

(1) 投資方針

①　主要投資対象

本邦通貨表示の公社債を主要投資対象とします。

②　投資態度

イ．わが国の公社債を中心に安定運用を行ないます。

ロ．邦貨建資産の組入れにあたっては、取得時に第二位（A-2格相当）以上の短期格付であり、かつ残存期間が1年未満の短期債、コマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。

ハ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)⑥、⑦および⑧に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

② 委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1．転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証書

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7．コマーシャル・ペーパー

8．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前7.までの証券または証書の性質を有するもの

9．投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

10．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

11．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

12．外国の者に対する権利で前11.の有価証券の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書、前8.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前8.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3．コール・ローン
4．手形割引市場において売買される手形
5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6．外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

① 株式

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限ります。

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

② 投資信託証券

投資信託証券への投資は、行ないません。

③ 同一銘柄の株式

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④ 同一銘柄の転換社債等

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤ 外貨建資産

外貨建資産への投資は、行ないません。

⑥ 先物取引等

イ．委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1．先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2．先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)③の1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。

3．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ロ．委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1．先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)③の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2．先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。

3．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑦　スワップ取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑧　金利先渡取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、ヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額がヘッジ対象金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

3【投資リスク】

(1)価額変動リスク

当ファンドは、株式、公社債、不動産投資信託証券など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。

② 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

③ リート（不動産投資信託）への投資に伴うリスク

イ．リートは、株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通しや市場における需給等、さまざまな要因で変動します。

・リートには資産規模が小さく、流動性が低いものもあります。このようなリートへの投資は、流動性の高い株式等に比べ、より制約を受けることが考えられます。

・金利の上昇局面においては、他の、より利回りの高い債券等との比較でリートに対する投資価値が相対的に低下し、価格が下落することも想定されます。

ロ．リートの価格や配当は、リートの収益や財務内容の変動の影響を受けます。

・リートの収益は、所有する不動産から得られる賃料収入がその大半を占めます。したがって、賃料水準や入居率の低下等により賃料収入が減少した場合には、リートの収益が悪化し、価格や配当が下落することが考えられます。

・リートの資産価値は、所有する不動産の評価等により変動します。市況の悪化、不動産の老朽化等によってリートの資産価値が低下した場合には、価格が下落することがあります。なお、実物資産である不動産には、人的災害、自然災害等に伴って大きな損害が発生する可能性もあり、このような場合、リートの価格が大幅に下落することも想定されます。

・リートでは、投資資金を調達するために金融機関等から借入れを行なうことがあります。したがって、金利上昇局面において金利負担等が増加し、収益の悪化要因となることが考えられます。

・法人形態のリートでは、経営陣の運営如何によっては収益や財務内容が著しく悪化する可能性があります。リートが倒産等に陥り、投資資金が回収できなくなることもありえます。

ハ．リートに関する法制度（税制、会計制度等）が変更となった場合、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

・その他、不動産を取巻く規制（建築規制、環境規制等）に変更があった場合も、リートの価格や配当が影響を受けることが考えられます。

・金融商品取引所が定める基準に抵触する等の理由から、リートが上場廃止になることもあります。

ニ．組入リートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

④　有価証券（指数）先物取引の利用に伴うリスク

先物の価格は、対象証券または指数の値動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を買建てている場合において、先物価格が上昇すれば収益が発生し、下落すれば損失が発生します（売建てている場合は逆の結果となります。）。ファンドで行なっている先物取引について損失が発生した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

⑤　外国証券への投資に伴うリスク

イ．為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

先進国の債券については、為替ヘッジを行ないますが、影響をすべて排除できるわけではありません。また、為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

ロ．カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。

新興国の経済状況は、先進国経済に比較して脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係

の悪化などが市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。

新興国においては、先進国と比較して、証券の決済、保管等にかかる制度やインフラストラクチャーが未発達であったり、証券の売買を行なう当該国の仲介業者等の固有の事由等により、決済の遅延、不能等が発生する可能性も想定されます。そのような場合、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。

実質的な投資対象である証券が上場または取引されている新興国の税制は先進国と異なる面がある場合があります。また、税制が変更されたり、あるいは新たな税制が適用されることにより、基準価額が影響を受ける可能性があります。

⑥　当ファンドの戦略に関するリスク

当ファンドは、内外の債券、株式およびリートの配分比率等を調整することで、安定した収益の獲得や下落リスクの抑制をねらいますが、ファンドの基準価額の下落リスクを完全に回避できるものではなく、また一定の基準価額水準を保証するものではありません。

市場の予期せぬ値動き等により、当戦略が効果的に機能しない可能性があり、その場合、下落リスクを低減できない場合や市場の上昇に追随できない場合があります。

⑦　その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2)換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

①　金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、お買付け、ご換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けたお買付けの申込みを取消すことがあります。

②　ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3)その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

※　流動性リスクに関する事項

・　当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

　これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

(4)リスク管理体制

運用リスク管理体制（※）は、以下のとおりとなっています。

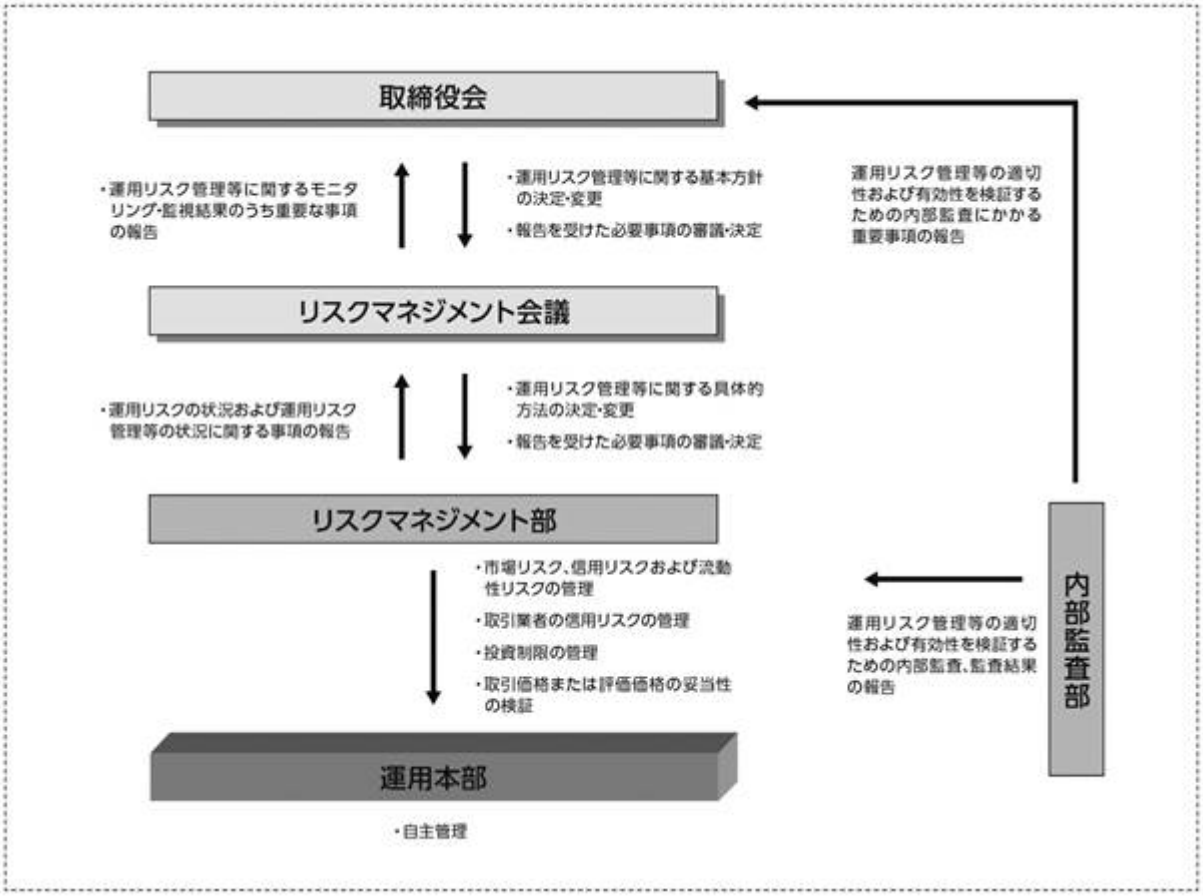

※　流動性リスクに対する管理体制

・　委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。

・　取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

参　考　情　報

●下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

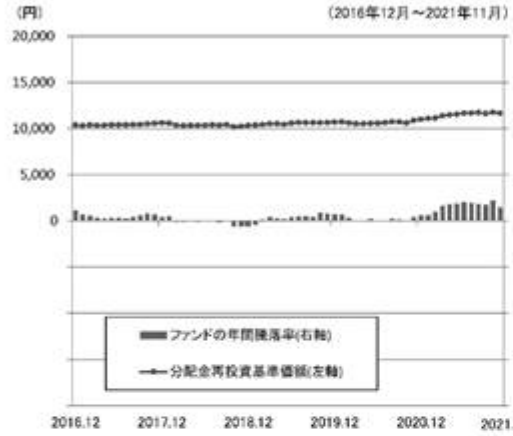

他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

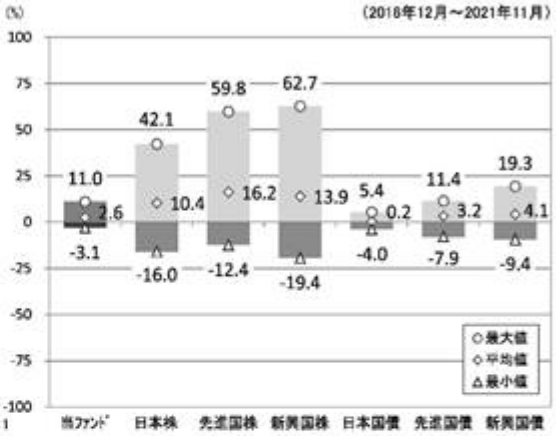

※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて
日 本 株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス― エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

※指数について
●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス― エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。なお、申込手数料を徴収している販売会社はありません。

取得申込時の申込手数料については、販売会社にお問合わせ下さい。

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

ありません。

② 信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.1%（税抜1.0%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6か月終了日（6か月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.48%（税抜）	年率0.48%（税抜）	年率0.04%（税抜）

※上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

④ 前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4)【その他の手数料等】

① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（※）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

＜マザーファンドより支弁する手数料等＞

各マザーファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

受益者が、確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

前払退職金等の積立てを目的とした定時定額購入等により受益権を取得した場合、上記にかかわらず、次の取扱いとなります。

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

＜注1＞個別元本について

① 投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

② 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

③ 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

④　個別元本について、詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

＜注2＞収益分配金の課税について

①　追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

②　投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

（※）外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

（※）上記は、2021年11月30日現在のものですので、税法または確定拠出年金法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（※）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】（2021年11月30日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		1,221,563,730	99.21
	内 日本	1,221,563,730	99.21
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		9,773,328	0.79
純資産総額		1,231,337,058	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2)【投資資産】（2021年11月30日現在）

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数または額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資比率 (%)
1	国内債券マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	455,488,113	1.1207 510,499,912	1.1223 511,194,309	41.52
2	先進国債券（為替ヘッジあり）マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	223,452,663	1.1966 267,402,461	1.2068 269,662,673	21.90
3	先進国株式マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	28,010,993	2.6530 74,314,713	2.9587 82,876,124	6.73
4	国内株式マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	40,045,513	2.0590 82,455,307	2.0092 80,459,444	6.53
5	国内REITマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	42,429,750	1.8318 77,723,391	1.8043 76,555,997	6.22
6	先進国REITマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	33,175,149	1.8795 62,355,983	2.1703 72,000,025	5.85

7	新興国債券マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	44,353,963	1.4694 65,174,396	1.4973 66,411,188	5.39
8	新興国株式マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	37,432,650	1.7434 65,262,970	1.6671 62,403,970	5.07

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.21%
合計	99.21%

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (2015年5月8日)	4,088,160	4,088,160	1.0168	1.0168
第2計算期間末 (2016年5月9日)	22,250,350	22,250,350	1.0200	1.0200
第3計算期間末 (2017年5月8日)	66,888,066	66,888,066	1.0405	1.0405
第4計算期間末 (2018年5月8日)	127,763,573	127,763,573	1.0373	1.0373
第5計算期間末 (2019年5月8日)	298,135,220	298,135,220	1.0444	1.0444

第6計算期間末 (2020年5月8日)	639,406,762	639,406,762	1.0510	1.0510
2020年11月末日	861,861,492	－	1.0878	－
12月末日	897,107,605	－	1.0997	－
2021年1月末日	930,473,470	－	1.1080	－
2月末日	964,352,960	－	1.1136	－
3月末日	1,012,360,846	－	1.1387	－
4月末日	1,045,083,462	－	1.1475	－
第7計算期間末 (2021年5月10日)	1,049,295,539	1,049,295,539	1.1514	1.1514
5月末日	1,066,884,859	－	1.1546	－
6月末日	1,098,959,516	－	1.1656	－
7月末日	1,128,028,662	－	1.1681	－
8月末日	1,156,422,965	－	1.1732	－
9月末日	1,167,290,211	－	1.1624	－
10月末日	1,217,228,685	－	1.1760	－
11月末日	1,231,337,058	－	1.1658	－

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
2021年5月11日～ 2021年11月10日	－

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	1.7
第2計算期間	0.3
第3計算期間	2.0
第4計算期間	△0.3
第5計算期間	0.7
第6計算期間	0.6
第7計算期間	9.6

2021年5月11日～ 2021年11月10日	2.3

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1計算期間	3,559,276	538,658
第2計算期間	30,438,774	12,645,441
第3計算期間	69,904,453	27,435,737
第4計算期間	93,667,048	34,784,174
第5計算期間	206,383,938	44,101,704
第6計算期間	434,785,600	111,868,964
第7計算期間	413,931,762	111,002,397
2021年5月11日～ 2021年11月10日	191,566,878	64,163,144

(注) 当初設定数量は1,000,000口です。

（参考）マザーファンド

国内債券マザーファンド

(1) 投資状況（2021年11月30日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
国債証券		4,937,272,280	99.36
	内 日本	4,937,272,280	99.36
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		31,835,657	0.64
純資産総額		4,969,107,937	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産（2021年11月30日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	361 10年国債	日本	国債証券	141,000,000	100.28 141,402,600	100.85 142,211,190	0.100000 2030/12/20	2.86

2	136 5年国債	日本	国債証券	105,000,000	100.49 105,521,850	100.35 105,374,850	0.100000 2023/06/20	2.12
3	362 10年国債	日本	国債証券	90,000,000	100.67 90,609,080	100.74 90,667,800	0.100000 2031/03/20	1.82
4	135 5年国債	日本	国債証券	90,000,000	100.43 90,393,300	100.29 90,262,800	0.100000 2023/03/20	1.82
5	137 5年国債	日本	国債証券	85,000,000	100.56 85,482,400	100.42 85,360,400	0.100000 2023/09/20	1.72
6	138 5年国債	日本	国債証券	74,000,000	100.64 74,475,080	100.47 74,350,020	0.100000 2023/12/20	1.50
7	340 10年国債	日本	国債証券	70,000,000	102.30 71,611,400	101.98 71,390,200	0.400000 2025/09/20	1.44
8	146 5年国債	日本	国債証券	67,000,000	100.97 67,650,950	100.85 67,572,180	0.100000 2025/12/20	1.36
9	134 5年国債	日本	国債証券	67,000,000	100.37 67,248,400	100.23 67,158,790	0.100000 2022/12/20	1.35
10	348 10年国債	日本	国債証券	65,000,000	101.05 65,685,100	101.13 65,739,050	0.100000 2027/09/20	1.32
11	139 5年国債	日本	国債証券	64,000,000	100.70 64,449,920	100.53 64,339,200	0.100000 2024/03/20	1.29
12	333 10年国債	日本	国債証券	63,000,000	102.13 64,346,310	101.67 64,052,730	0.600000 2024/03/20	1.29
13	349 10年国債	日本	国債証券	62,000,000	101.06 62,657,820	101.18 62,735,320	0.100000 2027/12/20	1.26
14	344 10年国債	日本	国債証券	62,000,000	101.15 62,713,800	100.96 62,598,300	0.100000 2026/09/20	1.26
15	145 5年国債	日本	国債証券	62,000,000	100.96 62,595,480	100.82 62,509,020	0.100000 2025/09/20	1.26
16	343 10年国債	日本	国債証券	60,000,000	100.97 60,582,000	100.96 60,576,000	0.100000 2026/06/20	1.22
17	342 10年国債	日本	国債証券	60,000,000	100.97 60,585,600	100.90 60,544,200	0.100000 2026/03/20	1.22
18	425 2年国債	日本	国債証券	60,000,000	100.24 60,148,800	100.20 60,121,200	0.005000 2023/06/01	1.21
19	143 5年国債	日本	国債証券	58,000,000	100.89 58,516,200	100.74 58,432,100	0.100000 2025/03/20	1.18
20	144 20年国債	日本	国債証券	50,000,000	116.44 58,220,500	115.44 57,723,500	1.500000 2033/03/20	1.16
21	347 10年国債	日本	国債証券	55,000,000	101.04 55,573,650	101.08 55,598,400	0.100000 2027/06/20	1.12

22	350 10年国債	日本	国債証券	52,000,000	101.06 52,554,320	101.20 52,625,560	0.100000 2028/03/20	1.06
23	346 10年国債	日本	国債証券	50,000,000	101.02 50,514,500	101.06 50,532,500	0.100000 2027/03/20	1.02
24	345 10年国債	日本	国債証券	50,000,000	101.01 50,507,000	101.01 50,507,500	0.100000 2026/12/20	1.02
25	421 2年国債	日本	国債証券	50,000,000	100.40 50,203,500	100.26 50,134,500	0.100000 2023/02/01	1.01
26	334 10年国債	日本	国債証券	48,000,000	102.29 49,099,980	101.85 48,890,400	0.600000 2024/06/20	0.98
27	355 10年国債	日本	国債証券	45,000,000	100.86 45,387,650	101.32 45,597,600	0.100000 2029/06/20	0.92
28	352 10年国債	日本	国債証券	45,000,000	100.95 45,431,550	101.26 45,569,250	0.100000 2028/09/20	0.92
29	148 5年国債	日本	国債証券	45,000,000	100.56 45,255,200	100.50 45,225,900	0.005000 2026/06/20	0.91
30	360 10年国債	日本	国債証券	43,000,000	100.41 43,180,170	101.01 43,435,590	0.100000 2030/09/20	0.87

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	99.36%
合計	99.36%

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

先進国債券（為替ヘッジあり）マザーファンド

(1) 投資状況（2021年11月30日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
国債証券		8,381,954,720	94.97
	内 ユーロ	3,361,788,758	38.09
	内 中国	18,004,640	0.20
	内 シンガポール	35,854,320	0.41
	内 イスラエル	39,716,695	0.45
	内 ノルウェー	20,360,295	0.23
	内 スウェーデン	24,053,310	0.27
	内 デンマーク	45,390,139	0.51
	内 イギリス	513,510,633	5.82
	内 ポーランド	36,646,806	0.42
	内 カナダ	129,932,560	1.47
	内 アメリカ	3,964,080,530	44.91
	内 メキシコ	58,576,881	0.66
	内 オーストラリア	134,039,153	1.52
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		444,344,323	5.03
純資産総額		8,826,299,043	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引（売建）		8,623,022,315	△97.70
	内 日本	8,623,022,315	△97.70

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産（2021年11月30日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資比率 (%)
1	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	3,500,000	105.27 419,197,164	103.58 412,470,290	2.750000 2023/05/31	4.67
2	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	2,500,000	106.37 302,545,716	104.19 296,368,005	2.250000 2024/11/15	3.36

3	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	2,210,000	104.09 261,721,037	102.16 256,872,681	1.625000 2026/05/15	2.91
4	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	1,800,000	106.35 217,791,958	104.39 213,784,296	2.750000 2023/11/15	2.42
5	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	1,400,000	106.32 169,350,740	104.00 165,660,269	2.125000 2025/05/15	1.88
6	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	1,100,000	116.50 145,796,255	120.65 150,997,364	3.125000 2043/02/15	1.71
7	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	1,270,000	98.31 142,054,723	97.10 140,310,754	0.250000 2025/09/30	1.59
8	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	1,100,000	104.83 131,202,863	103.23 129,189,248	2.125000 2023/11/30	1.46
9	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	840,000	135.17 129,186,244	133.96 128,028,930	5.375000 2031/02/15	1.45
10	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	900,000	115.41 118,171,761	123.92 126,894,620	3.000000 2049/02/15	1.44
11	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	870,000	131.66 130,320,895	127.85 126,554,710	6.125000 2027/11/15	1.43
12	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	900,000	115.05 117,807,242	122.96 125,902,432	3.000000 2048/02/15	1.43
13	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	900,000	107.22 109,787,822	105.25 107,771,704	2.250000 2027/02/15	1.22
14	GERMAN GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	695,000	104.42 93,189,647	103.45 92,326,578	1.500000 2023/05/15	1.05
15	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	800,000	100.72 91,678,836	99.11 90,212,328	1.250000 2028/06/30	1.02
16	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	840,000	92.47 88,376,353	93.24 89,108,395	0.625000 2030/05/15	1.01
17	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	750,000	104.99 89,588,089	103.24 88,097,230	2.000000 2024/04/30	1.00
18	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	650,000	104.37 77,184,840	102.67 75,928,675	1.750000 2024/06/30	0.86
19	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	600,000	102.32 69,851,139	110.85 75,674,570	2.375000 2049/11/15	0.86
20	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	680,000	97.16 75,171,889	96.50 74,655,874	0.750000 2028/01/31	0.85
21	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	600,000	109.57 74,794,673	106.82 72,922,929	2.875000 2025/07/31	0.83
22	FRENCH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	380,000	145.14 70,823,687	143.19 69,873,145	5.500000 2029/04/25	0.79

23	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro	ユーロ	国債証券	465,000	118.98 71,047,911	116.62 69,634,560	5.000000 2025/03/01	0.79
24	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	610,000	96.63 67,062,318	95.98 66,612,608	0.625000 2027/11/30	0.75
25	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	670,000	83.31 63,506,392	87.12 66,411,815	1.125000 2040/08/15	0.75
26	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	515,000	104.69 61,342,423	111.11 65,105,172	2.500000 2046/05/15	0.74
27	ITALIAN GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	500,000	101.42 65,121,205	101.27 65,021,045	0.300000 2023/08/15	0.74
28	FRENCH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	480,000	104.91 64,666,248	103.74 63,945,098	1.750000 2023/05/25	0.72
29	FRENCH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	307,000	158.15 62,345,687	160.43 63,244,506	4.000000 2038/10/25	0.72
30	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro	ユーロ	国債証券	412,000	120.72 63,866,819	118.85 62,881,729	4.500000 2026/03/01	0.71

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	94.97%
合計	94.97%

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/売建	数量	簿価	時価	投資比率
為替予約取引	日本	英ポンド売/円買 2021年12月	売建	3,460,000	540,651,642	524,397,600	△5.94%
		スウェーデン・クローネ売/円買 2021年12月	売建	1,994,000	26,472,144	24,988,808	△0.28%

		米ドル売/円買 2021年12月	売建	35,998,000	4,103,461,686	4,094,917,822	△46.39%
		ポーランド・ズロチ売/円買 2021年12月	売建	1,641,000	46,876,806	45,045,942	△0.51%
		シンガポール・ドル売/円買 2021年12月	売建	446,000	37,696,366	37,105,416	△0.42%
		デンマーク・クローネ売/円買 2021年12月	売建	2,639,000	46,828,527	45,580,808	△0.52%
		カナダ・ドル売/円買 2021年12月	売建	1,937,000	178,131,556	172,881,124	△1.96%
		ノルウェー・クローネ売/円買 2021年12月	売建	1,685,000	22,697,455	21,244,480	△0.24%
		ユーロ売/円買 2021年12月	売建	26,333,000	3,476,019,199	3,381,789,192	△38.31%
		豪ドル売/円買 2021年12月	売建	1,847,000	158,155,100	150,135,242	△1.70%
		メキシコ・ペソ売/円買 2021年12月	売建	11,872,000	65,529,878	62,259,142	△0.71%
		オフショア人民元売/円買 2021年12月	売建	1,100,000	19,508,159	19,599,690	△0.22%
		イスラエル・シュケル売/円買 2021年12月	売建	1,196,000	43,188,636	43,077,049	△0.49%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

新興国債券マザーファンド

(1) 投資状況（2021年11月30日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
国債証券		4,172,017,522	96.89
	内 アメリカ	4,172,017,522	96.89
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		133,870,961	3.11
純資産総額		4,305,888,483	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引（買建）		34,129,410	0.79
	内 日本	34,129,410	0.79

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産（2021年11月30日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数または額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資比率(%)
1	Panama Government International Bond	アメリカ	国債証券	790,000	135.68 121,947,446	131.33 118,041,665	6.700000 2036/01/26	2.74
2	Russian Foreign Bond - Eurobond	アメリカ	国債証券	800,000	124.47 113,287,615	125.79 114,495,397	5.250000 2047/06/23	2.66
3	Turkey Government International Bond	アメリカ	国債証券	1,000,000	101.32 115,277,452	96.18 109,431,949	6.000000 2027/03/25	2.54
4	Indonesia Government International Bond	アメリカ	国債証券	630,000	149.82 107,389,198	149.36 107,058,229	7.750000 2038/01/17	2.49
5	Russian Foreign Bond - Eurobond	アメリカ	国債証券	800,000	118.63 107,973,190	117.32 106,786,342	5.100000 2035/03/28	2.48
6	Turkey Government International Bond	アメリカ	国債証券	1,000,000	99.67 113,398,654	90.97 103,502,257	5.950000 2031/01/15	2.40
7	Mexico Government International Bond	アメリカ	国債証券	800,000	114.87 104,554,630	111.49 101,480,109	4.750000 2032/04/27	2.36
8	Mexico Government International Bond	アメリカ	国債証券	800,000	113.48 103,291,783	110.31 100,405,210	5.000000 2051/04/27	2.33
9	Indonesia Government International Bond	アメリカ	国債証券	600,000	123.09 84,029,156	122.61 83,700,816	5.250000 2042/01/17	1.94
10	Argentine Republic International Bond	アメリカ	国債証券	2,198,636	35.53 88,881,822	31.80 79,546,642	0.500000 2030/07/09	1.85
11	Philippine Government International Bond	アメリカ	国債証券	500,000	140.61 79,989,980	137.77 78,375,015	6.375000 2034/10/23	1.82
12	Russian Foreign Bond - Eurobond	アメリカ	国債証券	600,000	109.12 74,490,907	106.14 72,455,334	4.875000 2023/09/16	1.68

13	FED REPUBLIC OF BRAZIL	アメリカ	国債証券	489,000	139.63 77,682,210	129.15 71,852,929	8.250000 2034/01/20	1.67
14	Mexico Government International Bond	アメリカ	国債証券	600,000	105.11 71,750,188	104.35 71,231,397	4.600000 2046/01/23	1.65
15	Argentine Republic International Bond	アメリカ	国債証券	2,147,859	31.19 76,233,582	28.77 70,317,582	1.125000 2035/07/09	1.63
16	Turkey Government International Bond	アメリカ	国債証券	600,000	103.91 70,935,822	102.08 69,687,993	6.250000 2022/09/26	1.62
17	Mexico Government International Bond	アメリカ	国債証券	500,000	123.79 70,422,651	122.39 69,623,258	6.050000 2040/01/11	1.62
18	Philippine Government International Bond	アメリカ	国債証券	390,000	157.81 70,021,657	154.34 68,484,226	9.500000 2030/02/02	1.59
19	Turkey Government International Bond	アメリカ	国債証券	600,000	103.21 70,453,210	100.22 68,414,906	5.750000 2024/03/22	1.59
20	Colombia Government International Bond	アメリカ	国債証券	600,000	107.31 73,258,095	91.10 62,187,364	5.000000 2045/06/15	1.44
21	Turkey Government International Bond	アメリカ	国債証券	600,000	89.96 61,409,177	83.38 56,918,903	6.000000 2041/01/14	1.32
22	FED REPUBLIC OF BRAZIL	アメリカ	国債証券	420,000	129.38 61,825,985	116.88 55,853,538	7.125000 2037/01/20	1.30
23	Indonesia Government International Bond	アメリカ	国債証券	400,000	113.35 51,584,910	112.27 51,095,927	4.350000 2048/01/11	1.19
24	Philippine Government International Bond	アメリカ	国債証券	400,000	112.22 51,069,532	109.78 49,962,778	3.950000 2040/01/20	1.16
25	Hungary Government International Bond	アメリカ	国債証券	400,000	113.16 51,498,673	109.07 49,636,030	5.750000 2023/11/22	1.15
26	Philippine Government International Bond	アメリカ	国債証券	300,000	147.25 50,260,969	144.02 49,155,807	7.750000 2031/01/14	1.14
27	Mexico Government International Bond	アメリカ	国債証券	400,000	110.17 50,139,121	106.68 48,548,844	3.600000 2025/01/30	1.13
28	Mexico Government International Bond	アメリカ	国債証券	400,000	105.03 47,798,872	104.28 47,459,383	4.600000 2048/02/10	1.10
29	Colombia Government International Bond	アメリカ	国債証券	400,000	110.04 50,077,458	104.23 47,434,353	4.500000 2026/01/28	1.10
30	Colombia Government International Bond	アメリカ	国債証券	400,000	120.35 54,770,698	103.70 47,193,161	6.125000 2041/01/18	1.10

（注）　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	96.89%
合計	96.89%

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/売建	数量	簿価	時価	投資比率
為替予約取引	日本	米ドル買/円売 2021年12月	買建	300,000	34,130,400	34,129,410	0.79%

(注1)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2)　為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3)　為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

国内株式マザーファンド

(1) 投資状況（2021年11月30日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
コール･ローン、その他の資産（負債控除後）	1,800,755,173	100.00
純資産総額	1,800,755,173	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引（買建）		1,804,992,000	100.24
	内　日本	1,804,992,000	100.24

(注1)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2)　投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(2) 投資資産（2021年11月30日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

該当事項はありません。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

該当事項はありません。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/売建	数量	簿価	時価	投資比率
株価指数先物取引	日本	ＴＯＰＩＸ先物　０３１２月	買建	92	1,881,450,600	1,744,320,000	96.87%
		ミニＴＰＸ先物　０３１２月	買建	32	64,375,770	60,672,000	3.37%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

先進国株式マザーファンド

(1) 投資状況（2021年11月30日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)

投資信託受益証券		1,202,650,155	69.04
	内 アメリカ	1,202,650,155	69.04
投資証券		367,463,709	21.09
	内 アイルランド	251,044,279	14.41
	内 アメリカ	116,419,430	6.68
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		171,873,720	9.87
純資産総額		1,741,987,584	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引（買建）		173,203,680	9.94
	内 ドイツ	77,957,711	4.48
	内 アメリカ	95,245,969	5.47
為替予約取引（買建）		69,912,682	4.01
	内 日本	69,912,682	4.01

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注4) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産（2021年11月30日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数または額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資比率 (%)
1	ISHARES CORE S&P 500 ETF	アメリカ	投資信託受益証券	22,660	49,848.32 1,129,563,253	53,073.70 1,202,650,155	69.04
2	ISHARES CORE MSCI EUROPE	アイルランド	投資証券	68,250	3,542.44 241,773,802	3,678.30 251,044,279	14.41
3	ISHARES MSCI CANADA ETF	アメリカ	投資証券	13,870	4,189.69 58,112,499	4,353.97 60,389,673	3.47
4	ISHARES MSCI PACIFIC EX JAPA	アメリカ	投資証券	10,190	6,067.92 61,832,138	5,498.50 56,029,757	3.22

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	69.04%
投資証券	21.09%
合計	90.13%

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/売建	数量	簿価	時価	投資比率
株価指数先物取引	アメリカ	S&P500 EMINI FUT 202112	買建	3	75,687,028	79,371,641	4.56%
		SP500 MIC EMIN FUT 202112	買建	6	15,759,022	15,874,328	0.91%
	ドイツ	STOXX EUROPE 600 202112	買建	26	77,542,048	77,957,711	4.48%
為替予約取引	日本	ユーロ買/円売 2021年12月	買建	270,600	35,682,804	34,752,156	1.99%
		米ドル買/円売 2021年12月	買建	309,100	35,255,792	35,160,526	2.02%

(注1)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2)　株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注3)　為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注4)　為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

新興国株式マザーファンド

(1) 投資状況（2021年11月30日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
投資証券		742,629,238	84.82
	内 アメリカ	742,629,238	84.82
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		132,945,233	15.18
純資産総額		875,574,471	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引（買建）		124,049,120	14.17
	内 アメリカ	124,049,120	14.17
為替予約取引（買建）		22,181,503	2.53
	内 日本	22,181,503	2.53

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注4) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産（2021年11月30日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数または額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資比率 (%)
1	ISHARES CORE MSCI EMERGING	アメリカ	投資証券	―	108,610	7,552.05 820,228,433	6,837.57 742,629,238	84.82
2	HANERGY THIN FILM POWER GROU	中国	株式	情報技術	172,000	0.00 0	0.00 0	0.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資証券	84.82%
合計	84.82%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/売建	数量	簿価	時価	投資比率
株価指数先物取引	アメリカ	MSCI EMGMKT 202112	買建	18	132,037,025	124,049,120	14.17%
為替予約取引	日本	米ドル買/円売 2021年12月	買建	195,000	22,246,380	22,181,503	2.53%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注4) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

国内ＲＥＩＴマザーファンド

(1) 投資状況（2021年11月30日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
投資証券		1,671,038,600	94.13
	内 日本	1,671,038,600	94.13
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		104,173,237	5.87
純資産総額		1,775,211,837	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
不動産投信指数先物取引（買建）		100,125,000	5.64
	内 日本	100,125,000	5.64

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 不動産投信指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(2) 投資資産（2021年11月30日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数または額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資比率 (%)
1	日本ビルファンド	日本	投資証券	173	702,314.58 121,500,423	700,000.00 121,100,000	6.82
2	ジャパンリアルエステイト	日本	投資証券	152	678,404.33 103,117,460	655,000.00 99,560,000	5.61
3	日本プロロジスリート	日本	投資証券	241	350,498.45 84,470,129	369,500.00 89,049,500	5.02
4	ＧＬＰ投資法人	日本	投資証券	493	180,961.02 89,213,787	180,300.00 88,887,900	5.01
5	野村不動産マスターＦ	日本	投資証券	493	171,325.29 84,463,370	161,400.00 79,570,200	4.48
6	日本都市ファンド投資法人	日本	投資証券	769	110,559.29 85,020,100	97,800.00 75,208,200	4.24
7	大和ハウスリート投資法人	日本	投資証券	229	303,708.31 69,549,204	323,500.00 74,081,500	4.17
8	オリックス不動産投資	日本	投資証券	304	192,669.55 58,571,545	180,500.00 54,872,000	3.09
9	アドバンス･レジデンス	日本	投資証券	152	355,200.67 53,990,504	348,500.00 52,972,000	2.98
10	ユナイテッド･アーバン投資法人	日本	投資証券	343	162,951.05 55,892,213	144,600.00 49,597,800	2.79
11	産業ファンド	日本	投資証券	216	198,843.06 42,950,102	202,800.00 43,804,800	2.47
12	日本プライムリアルティ	日本	投資証券	100	429,622.24 42,962,224	404,500.00 40,450,000	2.28
13	積水ハウス･リート投資	日本	投資証券	462	89,661.08 41,423,421	82,500.00 38,115,000	2.15

14	ＡＰＩ投資法人	日本	投資証券	81	493,685.34 39,988,513	432,000.00 34,992,000	1.97
15	ラサールロジポート投資	日本	投資証券	186	176,476.40 32,824,611	187,200.00 34,819,200	1.96
16	三井不ロジパーク	日本	投資証券	57	564,024.07 32,149,372	583,000.00 33,231,000	1.87
17	日本アコモデーションファンド投資法人	日本	投資証券	53	643,629.24 34,112,350	620,000.00 32,860,000	1.85
18	ケネディクス・オフィス投資法人	日本	投資証券	47	786,714.23 36,975,569	689,000.00 32,383,000	1.82
19	日本ロジスティクスファンド投資法人	日本	投資証券	100	315,764.27 31,576,427	314,000.00 31,400,000	1.77
20	ジャパン・ホテル・リート投資法人	日本	投資証券	467	64,783.53 30,253,910	58,600.00 27,366,200	1.54
21	イオンリート投資	日本	投資証券	179	151,360.75 27,093,575	152,000.00 27,208,000	1.53
22	森ヒルズリート	日本	投資証券	179	157,218.13 28,142,046	150,400.00 26,921,600	1.52
23	フロンティア不動産投資	日本	投資証券	53	485,052.03 25,707,758	497,000.00 26,341,000	1.48
24	インヴィンシブル投資法人	日本	投資証券	670	42,720.52 28,622,749	38,050.00 25,493,500	1.44
25	ヒューリックリート投資法	日本	投資証券	142	174,280.41 24,747,820	166,700.00 23,671,400	1.33
26	大和証券オフィス投資法人	日本	投資証券	32	776,885.87 24,860,348	714,000.00 22,848,000	1.29
27	大和証券リビング投資法人	日本	投資証券	206	112,509.49 23,176,956	109,400.00 22,536,400	1.27
28	コンフォリア・レジデンシャル	日本	投資証券	69	348,387.62 24,038,746	319,000.00 22,011,000	1.24
29	NTT都市開発リート投資法人	日本	投資証券	146	158,231.66 23,101,823	150,200.00 21,929,200	1.24
30	ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人	日本	投資証券	104	221,983.20 23,086,253	206,100.00 21,434,400	1.21

（注）　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資証券	94.13%
合計	94.13%

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/売建	数量	簿価	時価	投資比率
不動産投信指数先物取引	日本	ＴＲＥＩＴ先物　０３１２月	買建	50	107,385,500	100,125,000	5.64%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 不動産投信指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

先進国ＲＥＩＴマザーファンド

(1) 投資状況（2021年11月30日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		12,081,100	0.38
	内　アメリカ	12,081,100	0.38
投資証券		3,076,212,234	97.10
	内　香港	32,475,589	1.03
	内　シンガポール	95,083,403	3.00
	内　イギリス	177,060,922	5.59
	内　ベルギー	32,289,979	1.02
	内　フランス	76,168,895	2.40
	内　カナダ	92,793,268	2.93
	内　アメリカ	2,354,459,439	74.32
	内　オーストラリア	215,880,739	6.81
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		79,777,758	2.52

純資産総額	3,168,071,092	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
不動産投信指数先物取引（買建）		35,037,430	1.11
	内 ドイツ	1,254,566	0.04
	内 アメリカ	33,782,864	1.07
為替予約取引（買建）		5,915,067	0.19
	内 日本	5,915,067	0.19
為替予約取引（売建）		61,651,829	△1.95
	内 日本	61,651,829	△1.95

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産（2021年11月30日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数または額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資比率 (%)
1	PROLOGIS INC	アメリカ	投資証券	12,836	13,199.59 169,430,007	17,438.66 223,842,712	7.07
2	EQUINIX INC	アメリカ	投資証券	1,606	81,169.20 130,357,746	93,291.40 149,825,988	4.73
3	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	投資証券	6,850	14,214.42 97,368,803	18,196.37 124,645,161	3.93
4	REALTY INCOME CORP	アメリカ	投資証券	14,704	7,458.53 109,671,069	7,941.14 116,766,611	3.69
5	PUBLIC STORAGE	アメリカ	投資証券	2,576	31,545.00 81,259,940	37,759.12 97,267,507	3.07
6	DIGITAL REALTY TRUST INC	アメリカ	投資証券	4,956	17,216.24 85,323,904	19,203.23 95,171,249	3.00
7	CHOICE PROPERTIES REIT	カナダ	投資証券	71,400	1,282.66 91,583,438	1,299.62 92,793,268	2.93
8	GOODMAN GROUP	オーストラリア	投資証券	41,720	1,564.01 65,250,898	1,995.66 83,259,332	2.63

9	SEGRO PLC	イギリス	投資証券	38,240	1,533.02 58,623,044	2,148.36 82,153,401	2.59
10	WELLTOWER INC	アメリカ	投資証券	8,699	8,498.61 73,929,487	9,333.69 81,193,776	2.56
11	AVALONBAY COMMUNITIES INC	アメリカ	投資証券	2,789	22,245.44 62,042,555	27,393.54 76,400,585	2.41
12	GECINA SA	フランス	投資証券	4,970	16,142.42 80,228,073	15,325.73 76,168,895	2.40
13	EQUITY RESIDENTIAL	アメリカ	投資証券	6,896	8,424.66 58,096,514	9,809.24 67,644,584	2.14
14	EXTRA SPACE STORAGE INC	アメリカ	投資証券	2,864	16,751.49 47,976,281	23,100.99 66,161,260	2.09
15	MID-AMERICA APARTMENT COMM	アメリカ	投資証券	2,728	17,865.30 48,736,547	23,891.70 65,176,558	2.06
16	BOSTON PROPERTIES INC	アメリカ	投資証券	5,107	12,359.51 63,120,536	12,553.38 64,110,121	2.02
17	INVITATION HOMES INC	アメリカ	投資証券	13,306	3,998.67 53,206,983	4,695.28 62,475,501	1.97
18	SUN COMMUNITIES INC	アメリカ	投資証券	2,607	19,204.60 50,066,566	22,384.24 58,355,733	1.84
19	ESSEX PROPERTY TRUST INC	アメリカ	投資証券	1,480	32,865.87 48,641,499	39,421.30 58,343,531	1.84
20	VICI PROPERTIES INC	アメリカ	投資証券	18,083	3,562.82 64,428,634	3,200.35 57,871,931	1.83
21	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	アメリカ	投資証券	2,467	20,266.98 49,998,659	23,352.43 57,610,445	1.82
22	DEXUS/AU	オーストラリア	投資証券	63,330	842.00 53,328,839	881.99 55,856,838	1.76
23	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	アメリカ	投資証券	14,013	3,813.57 53,439,562	3,875.00 54,300,462	1.71
24	UDR INC	アメリカ	投資証券	8,140	5,266.41 42,868,604	6,538.36 53,222,266	1.68
25	VENTAS INC	アメリカ	投資証券	9,465	6,231.18 58,978,146	5,588.38 52,894,039	1.67
26	DUKE REALTY CORP	アメリカ	投資証券	7,770	5,225.45 40,601,794	6,763.62 52,553,378	1.66
27	CAPITALAND INTEGRATED COMMER	シンガポール	投資証券	294,588	177.23 52,211,982	178.06 52,457,108	1.66
28	TRITAX BIG BOX REIT PLC	イギリス	投資証券	141,770	291.14 41,275,876	362.83 51,439,067	1.62

29	CAMDEN PROPERTY TRUST	アメリカ	投資証券	2,652	13,958.44 37,017,786	19,210.06 50,945,091	1.61
30	MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	アメリカ	投資証券	19,486	2,437.29 47,495,386	2,444.91 47,641,659	1.50

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	0.38%
投資証券	97.10%
合計	97.48%

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/売建	数量	簿価	時価	投資比率
不動産投信指数先物取引	アメリカ	DJ US REAL ESTATE 202112	買建	7	32,912,637	33,782,864	1.07%
	ドイツ	STOXX 600 REAL 202112	買建	1	1,280,549	1,254,566	0.04%
為替予約取引	日本	米ドル買/円売 2021年12月	買建	52,000	5,892,934	5,915,067	0.19%
		カナダ・ドル売/円買 2021年12月	売建	42,300	3,775,655	3,775,583	△0.12%
		豪ドル売/円買 2021年12月	売建	75,000	6,089,190	6,096,697	△0.19%
		米ドル売/円買 2021年12月	売建	415,000	47,213,817	47,212,602	△1.49%
		英ポンド売/円買 2021年12月	売建	17,000	2,576,499	2,576,520	△0.08%
		ユーロ売/円買 2021年12月	売建	15,500	1,990,417	1,990,427	△0.06%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

（参考情報）運用実績

●DCダイナミック・アロケーション・ファンド

2021年11月30日現在　　※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	11,658円
純資産総額	12億円

当初設定日（2014年8月15日）～2021年11月30日

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	-0.9%
3カ月間	-0.6%
6カ月間	1.0%
1年間	7.2%
3年間	13.9%
5年間	14.0%
設定来	16.6%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において運用管理費用（信託報酬）は控除しています。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額：　0円　　設定来分配金合計額：　0円

決算期	第1期 15年5月	第2期 16年5月	第3期 17年5月	第4期 18年5月	第5期 19年5月	第6期 20年5月	第7期 21年5月					
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円					

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

マザーファンド(MF)別構成	比率	資産別構成	銘柄数	比率	通貨別構成	比率	組入上位銘柄（除く債券）	国・地域名	比率
国内債券MF	41.5%	国内債券	181	41.2%	日本円	77.0%	TOPIX先物 0312月	日本	6.3%
先進国債券(為替ヘッジあり)MF	21.9%	外国債券	380	26.0%	米ドル	20.3%	ISHARES CORE S&P 500 ETF	アメリカ	4.6%
先進国株式MF	6.7%	外国投資信託等	6	10.4%	ユーロ	1.6%	ISHARES CORE MSCI EMERGING	アメリカ	4.3%
国内株式MF	6.5%	国内株式 先物	2	6.5%	豪ドル	0.4%	ISHARES CORE MSCI EUROPE	アイルランド	1.0%
国内REITMF	6.2%	国内リート・先物	62	6.2%	英ポンド	0.4%	MSCI EMGMKT 202112	アメリカ	0.7%
先進国REITMF	5.8%	外国リート・先物	52	5.7%	シンガポール・ドル	0.2%	日本ビルファンド	日本	0.4%
新興国債券MF	5.4%	外国株式・先物	5	1.4%	カナダ・ドル	0.2%	PROLOGIS INC	アメリカ	0.4%
新興国株式MF	5.1%				香港ドル	0.1%	TREIT先物 0312月	日本	0.4%
					ブラジル・レアル	0.0%	ジャパンリアルエステイト	日本	0.3%
		コール・ローン、その他		10.8%	その他	0.0%	日本プロロジスリート	日本	0.3%
合計	99.2%	合計	688	-	合計	100.0%	合計		18.8%

※外国株式の国・地域名については、原則としてMSCI Inc.が提供するリスク所在国・地域に基づいて表示しています。
※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

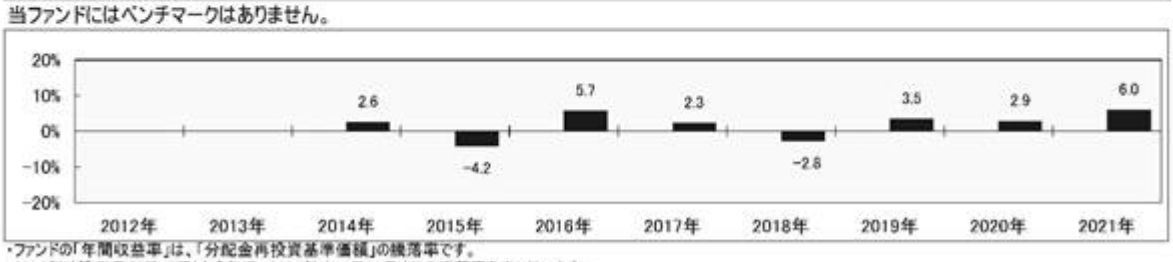

・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2014年は設定日（8月15日）から年末、2021年は11月30日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

当ファンドは、積立投資専用です。販売会社は、別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益権の取得申込者に対し、1円以上1円単位をもって受益権の取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受付けを行ないません。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消すことができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

２【換金（解約）手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

＜一部解約＞

受益者は、自己に帰属する受益権について、1口単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受付けを行ないません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または下記にお問合せ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター）　0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ　https://www.daiwa-am.co.jp/

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、一部解約請求の受付けを中止することができます。一部解約請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

・わが国および外国の公社債：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。

1.日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

2.金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）

3.価格情報会社の提供する価額

・わが国の金融商品取引所上場株式：原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価します。

・外国の株式：原則として金融商品取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場または海外店頭市場における計算時に知り得る直近の日の最終相場または最終買気配相場で評価します。

・株価指数先物取引：原則として、取引所が発表する計算日の清算値段または最終相場で評価します。

・わが国の金融商品取引所上場の不動産投資信託証券：原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価します。

・海外の金融商品取引所上場の不動産投資信託証券：原則として当該取引所における計算日に知り得る直近の日の最終相場で評価します。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター）　0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ　https://www.daiwa-am.co.jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年5月9日から翌年5月8日までとします。ただし、第1計算期間は、2014年8月15日から2015年5月8日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

①　信託の終了

1. 委託会社は、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることがで

きます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

2. 委託会社は、前1. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

3. 前2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

4. 前2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

5. 前2. から前4. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前2. から前4. までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。

6. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

8. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本②の1. から7. までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。

2. 委託会社は、前1. の事項（前1. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1. の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

3. 前2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款に

かかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

4. 前2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

6. 前2. から前5. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

7. 前1. から前6. までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1. から前7. までの規定にしたがいます。

③ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

④ 運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書）を計算期間の末日ごとに作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。

2. 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。

・委託会社のホームページ

アドレス　https://www.daiwa-am.co.jp/

3. 前2.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑤ 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.daiwa-am.co.jp/

2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

＜収益分配金にかかる請求権＞

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

＜償還金にかかる請求権＞

受益者は、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

＜換金請求権＞

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「２　換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第３　【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間（2020年5月9日から2021年5月10日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1　【財務諸表】

【財務諸表】

ＤＣダイナミック・アロケーション・ファンド

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第6期 2020年5月8日現在	第7期 2021年5月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	12,607,121	14,671,433
親投資信託受益証券	566,077,231	1,040,997,237
未収入金	65,107,700	－
流動資産合計	643,792,052	1,055,668,670
資産合計	643,792,052	1,055,668,670
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,252,883	1,142,529
未払受託者報酬	124,334	207,614
未払委託者報酬	2,984,826	4,983,947
その他未払費用	23,247	39,041
流動負債合計	4,385,290	6,373,131
負債合計	4,385,290	6,373,131
純資産の部		
元本等		
元本	※1 608,364,411	※1 911,293,776
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	31,042,351	138,001,763
（分配準備積立金）	1,473,561	77,951,456
元本等合計	639,406,762	1,049,295,539
純資産合計	639,406,762	1,049,295,539
負債純資産合計	643,792,052	1,055,668,670

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第6期 自　2019年5月9日 至　2020年5月8日	第7期 自　2020年5月9日 至　2021年5月10日
営業収益		
受取利息	19	25
有価証券売買等損益	4,025,003	91,150,606
営業収益合計	4,025,022	91,150,631
営業費用		
支払利息	2,344	2,697
受託者報酬	208,135	379,687
委託者報酬	4,997,208	9,114,687
その他費用	39,092	71,091
営業費用合計	5,246,779	9,568,162
営業利益又は営業損失（△）	△ 1,221,757	81,582,469
経常利益又は経常損失（△）	△ 1,221,757	81,582,469
当期純利益又は当期純損失（△）	△ 1,221,757	81,582,469
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	750,039	3,202,130
期首剰余金又は期首欠損金（△）	12,687,445	31,042,351
剰余金増加額又は欠損金減少額	26,153,103	34,651,588
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	26,153,103	34,651,588
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,826,401	6,072,515
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,826,401	6,072,515
分配金	※1　―	※1　―
期末剰余金又は期末欠損金（△）	31,042,351	138,001,763

(3) 【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	第7期 自　2020年5月9日 至　2021年5月10日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日 2021年5月8日及びその翌日が休日のため、当計算期間末日を2021年5月10日としております。このため、当計算期間は367日となっております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	第6期 2020年5月8日現在	第7期 2021年5月10日現在
1．※1　期首元本額	285,447,775円	608,364,411円
期中追加設定元本額	434,785,600円	413,931,762円
期中一部解約元本額	111,868,964円	111,002,397円
2．計算期間末日における受益権の総数	608,364,411口	911,293,776口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区　分	第6期 自　2019年5月9日 至　2020年5月8日	第7期 自　2020年5月9日 至　2021年5月10日

※1　分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（29,571,874円）及び分配準備積立金（1,473,561円）より分配対象額は31,045,435円（1万口当たり510.31円）であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（76,678,260円）、投資信託約款に規定される収益調整金（60,052,819円）及び分配準備積立金（1,273,196円）より分配対象額は138,004,275円（1万口当たり1,514.38円）であり、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

区　分	第7期 自　2020年5月9日 至　2021年5月10日
1.　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2.　金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3.　金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4.　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区　分	第7期 2021年5月10日現在
1．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	第6期 2020年5月8日現在	第7期 2021年5月10日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,232,197	73,679,507
合計	1,232,197	73,679,507

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第6期 2020年5月8日現在	第7期 2021年5月10日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第7期 自　2020年5月9日 至　2021年5月10日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第6期 2020年5月8日現在	第7期 2021年5月10日現在

1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0510円 (10,510円)	1.1514円 (11,514円)

(4) 【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額	評価額 （円）	備考
親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	40,232,406	82,536,780	
	先進国株式マザーファンド	31,380,840	82,713,618	
	新興国株式マザーファンド	36,347,985	63,612,608	
	国内債券マザーファンド	340,607,179	381,548,161	
	新興国債券マザーファンド	44,866,378	65,491,451	
	先進国債券（為替ヘッジあり）マザーファンド	183,235,578	218,691,662	
	先進国ＲＥＩＴマザーファンド	38,221,551	71,042,396	
	国内ＲＥＩＴマザーファンド	41,457,015	75,360,561	
親投資信託受益証券　合計			1,040,997,237	
合計			1,040,997,237	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「国内債券マザーファンド」受益証券、「先進国債券（為替ヘッジあり）マザーファンド」受益証券、「新興国債券マザーファンド」受益証券、「国内株式マザーファンド」受益証券、「先進国株式マザーファンド」受益証券、「新興国株式マザーファンド」受益証券、「国内ＲＥＩＴマザーファンド」受益証券及び「先進国ＲＥＩＴマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「国内債券マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2020年5月8日現在	2021年5月10日現在
	金　額（円）	金　額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	700,938,600	19,331,709
国債証券	5,581,952,740	4,214,536,170
未収利息	6,150,412	5,350,023
前払費用	416,875	825,594
流動資産合計	6,289,458,627	4,240,043,496
資産合計	6,289,458,627	4,240,043,496
負債の部		
流動負債		
未払解約金	666,146,400	43,000
その他未払費用	67	75
流動負債合計	666,146,467	43,075
負債合計	666,146,467	43,075
純資産の部		
元本等		
元本　※1	4,985,974,445	3,785,071,179
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	637,337,715	454,929,242
元本等合計	5,623,312,160	4,240,000,421
純資産合計	5,623,312,160	4,240,000,421
負債純資産合計	6,289,458,627	4,240,043,496

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	自　2020年5月9日 至　2021年5月10日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券

	個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	2020年5月8日現在	2021年5月10日現在
1.　※1　期首	2019年5月9日	2020年5月9日
期首元本額	10,155,240,535円	4,985,974,445円
期中追加設定元本額	13,273,251,455円	1,732,945,238円
期中一部解約元本額	18,442,517,545円	2,933,848,504円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
６資産（為替ヘッジなし）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	9,900,000円	9,900,000円
ダイナミック・アロケーション・ファンド（適格機関投資家専用）	4,205,888,442円	2,573,997,714円
ターゲット・リターン（コスト控除後3%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	－円	229,944円
ターゲット・リターン（コスト控除後5%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	－円	43,248円
スマート・ミックス・Dガード(為替ヘッジあり)	10,067,322円	21,882,825円
スマート・ミックス・Dガード（為替ヘッジなし）	5,426,178円	7,543,151円
スマート・アロケーション・Dガード	281,690円	7,137,976円
りそな ダイナミック・アロケーション・ファンド	270,487,083円	159,657,473円

堅実バランスファンド －ハジメの一歩－	20,780,706円	371,049,928円
ＤＣダイワ8資産アロケーション・ファンド	429,762円	－円
ＤＣダイナミック・アロケーション・ファンド	306,616,590円	340,607,179円
ダイワ・ダブルバランス・ファンド（Ｄガード付／部分為替ヘッジあり）	890,879円	17,383,134円
ダイワ６資産バランス・ファンド（Ｄガード付／為替ヘッジあり）	56,193,667円	124,993,052円
ダイワ６資産バランス・ファンド（Ｄガード付／為替ヘッジなし）	98,971,934円	149,653,543円
ＤＣスマート・アロケーション・Ｄガード	40,192円	992,012円
計	4,985,974,445円	3,785,071,179円
2.　期末日における受益権の総数	4,985,974,445口	3,785,071,179口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

区　分	自　2020年5月9日 至　2021年5月10日
1.　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2.　金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3.　金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区　分	2021年5月10日現在
1．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	2020年5月8日現在 当期間の損益に含まれた評価差額（円）	2021年5月10日現在 当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	△74,229,580	△37,513,070
合計	△74,229,580	△37,513,070

（注）　「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（2019年5月9日から2020年5月8日まで、及び2020年5月9日から2021年5月10日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

2020年5月8日現在	2021年5月10日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	2020年5月8日現在	2021年5月10日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.1278円 (11,278円)	1.1202円 (11,202円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
国債証券	４２１　２年国債	50,000,000	50,203,500	
	１３２　５年国債	30,000,000	30,075,000	
	１３３　５年国債	110,000,000	110,336,600	
	１３４　５年国債	95,000,000	95,352,450	
	１３５　５年国債	90,000,000	90,393,300	
	１３６　５年国債	105,000,000	105,521,850	
	１３７　５年国債	110,000,000	110,624,800	
	１３８　５年国債	74,000,000	74,475,080	
	１３９　５年国債	64,000,000	64,449,920	
	１４０　５年国債	40,000,000	40,299,600	
	１４１　５年国債	15,000,000	15,118,950	
	１４２　５年国債	30,000,000	30,250,200	
	１４３　５年国債	15,000,000	15,133,650	
	１４４　５年国債	25,000,000	25,237,500	
	１４５　５年国債	18,000,000	18,177,480	
	１４６　５年国債	85,000,000	85,827,050	
	１　４０年国債	11,000,000	15,948,570	
	３　４０年国債	7,000,000	9,901,150	
	４　４０年国債	14,000,000	19,898,620	
	５　４０年国債	10,000,000	13,752,500	
	６　４０年国債	10,000,000	13,549,300	
	７　４０年国債	10,000,000	13,054,900	
	９　４０年国債	5,000,000	4,586,100	
	１０　４０年国債	10,000,000	10,742,600	
	１１　４０年国債	10,000,000	10,430,500	
	１２　４０年国債	20,000,000	18,859,200	
	１３　４０年国債	96,000,000	90,410,880	
	３２４　１０年国債	15,000,000	15,154,050	
	３２５　１０年国債	5,000,000	5,063,050	
	３２８　１０年国債	20,000,000	20,271,800	
	３３２　１０年国債	35,000,000	35,678,650	
	３３３　１０年国債	63,000,000	64,346,310	

３３４　１０年国債	18,000,000	18,415,980	
３３５　１０年国債	30,000,000	30,643,200	
３３６　１０年国債	74,000,000	75,690,900	
３３７　１０年国債	32,000,000	32,499,200	
３３８　１０年国債	28,000,000	28,575,120	
３３９　１０年国債	40,000,000	40,875,600	
３４０　１０年国債	70,000,000	71,611,400	
３４１　１０年国債	28,000,000	28,538,440	
３４２　１０年国債	60,000,000	60,585,600	
３４３　１０年国債	75,000,000	75,731,250	
３４４　１０年国債	30,000,000	30,298,800	
３４５　１０年国債	50,000,000	50,507,000	
３４６　１０年国債	50,000,000	50,514,500	
３４７　１０年国債	55,000,000	55,573,650	
３４８　１０年国債	65,000,000	65,685,100	
３４９　１０年国債	62,000,000	62,657,820	
３５０　１０年国債	52,000,000	52,554,320	
３５１　１０年国債	35,000,000	35,349,300	
３５２　１０年国債	45,000,000	45,431,550	
３５３　１０年国債	10,000,000	10,091,400	
３５４　１０年国債	30,000,000	30,259,500	
３５７　１０年国債	15,000,000	15,103,050	
３５９　１０年国債	13,000,000	13,064,740	
３６０　１０年国債	43,000,000	43,180,170	
３６１　１０年国債	200,000,000	200,572,000	
３６２　１０年国債	9,000,000	9,017,550	
１１　３０年国債	1,000,000	1,183,640	
２３　３０年国債	10,000,000	13,275,900	
２６　３０年国債	5,000,000	6,614,450	
２７　３０年国債	7,000,000	9,416,470	
２８　３０年国債	15,000,000	20,278,800	
２９　３０年国債	13,000,000	17,433,130	
３０　３０年国債	15,000,000	19,949,550	
３２　３０年国債	15,000,000	20,103,150	
３３　３０年国債	7,000,000	9,028,810	
３４　３０年国債	16,000,000	21,317,600	
３５　３０年国債	20,000,000	26,000,400	
３６　３０年国債	21,000,000	27,389,250	
３７　３０年国債	18,000,000	23,199,300	

３８　３０年国債	10,000,000	12,724,500	
３９　３０年国債	10,000,000	12,954,800	
４０　３０年国債	6,000,000	7,653,420	
４１　３０年国債	11,000,000	13,821,830	
４２　３０年国債	14,000,000	17,608,640	
４３　３０年国債	2,000,000	2,518,040	
４４　３０年国債	10,000,000	12,602,400	
４５　３０年国債	12,000,000	14,611,200	
４６　３０年国債	10,000,000	12,183,400	
４７　３０年国債	8,000,000	9,936,080	
４８　３０年国債	20,000,000	23,934,800	
５０　３０年国債	10,000,000	10,581,400	
５１　３０年国債	17,000,000	15,991,730	
５２　３０年国債	12,000,000	11,826,960	
５３　３０年国債	4,000,000	4,031,320	
５４　３０年国債	10,000,000	10,554,000	
５５　３０年国債	6,000,000	6,327,960	
５６　３０年国債	11,000,000	11,593,010	
５７　３０年国債	15,000,000	15,797,100	
５８　３０年国債	6,000,000	6,314,040	
５９　３０年国債	11,000,000	11,295,900	
６０　３０年国債	10,000,000	10,755,600	
６１　３０年国債	9,000,000	9,213,120	
６２　３０年国債	20,000,000	19,429,800	
６４　３０年国債	6,000,000	5,654,280	
６５　３０年国債	6,000,000	5,644,920	
６７　３０年国債	12,000,000	11,882,160	
６８　３０年国債	14,000,000	13,844,460	
６９　３０年国債	5,000,000	5,074,650	
７０　３０年国債	3,000,000	3,041,280	
９２　２０年国債	15,000,000	16,843,050	
９４　２０年国債	20,000,000	22,559,200	
９９　２０年国債	17,000,000	19,437,120	
１００　２０年国債	5,000,000	5,776,100	
１０５　２０年国債	10,000,000	11,571,500	
１０７　２０年国債	24,000,000	27,878,160	
１１１　２０年国債	10,000,000	11,784,100	
１１３　２０年国債	24,000,000	28,190,640	
１１４　２０年国債	28,000,000	33,006,400	

１１６　２０年国債	15,000,000	17,875,350	
１１８　２０年国債	10,000,000	11,778,900	
１１９　２０年国債	9,000,000	10,437,660	
１２１　２０年国債	11,000,000	12,896,180	
１２３　２０年国債	30,000,000	35,830,800	
１２５　２０年国債	25,000,000	30,198,250	
１２８　２０年国債	25,000,000	29,548,000	
１３１　２０年国債	9,000,000	10,482,120	
１３３　２０年国債	30,000,000	35,336,100	
１３４　２０年国債	17,000,000	20,071,730	
１３６　２０年国債	5,000,000	5,796,200	
１３８　２０年国債	20,000,000	23,013,200	
１３９　２０年国債	10,000,000	11,616,200	
１４０　２０年国債	20,000,000	23,515,600	
１４１　２０年国債	20,000,000	23,564,600	
１４５　２０年国債	5,000,000	5,918,200	
１４６　２０年国債	22,000,000	26,090,900	
１４７　２０年国債	22,000,000	25,868,040	
１４８　２０年国債	32,000,000	37,308,160	
１４９　２０年国債	15,000,000	17,513,400	
１５０　２０年国債	30,000,000	34,684,800	
１５１　２０年国債	15,000,000	16,965,000	
１５２　２０年国債	21,000,000	23,767,380	
１５３　２０年国債	20,000,000	22,924,400	
１５４　２０年国債	23,000,000	26,065,210	
１５５　２０年国債	20,000,000	22,114,400	
１５６　２０年国債	38,000,000	38,705,280	
１５７　２０年国債	16,000,000	15,802,880	
１５８　２０年国債	35,000,000	36,080,800	
１５９　２０年国債	15,000,000	15,682,650	
１６０　２０年国債	25,000,000	26,493,500	
１６１　２０年国債	15,000,000	15,655,350	
１６２　２０年国債	20,000,000	20,854,400	
１６３　２０年国債	35,000,000	36,459,150	
１６４　２０年国債	27,000,000	27,666,630	
１６５　２０年国債	10,000,000	10,233,800	
１６６　２０年国債	8,000,000	8,444,400	
１６７　２０年国債	19,000,000	19,392,160	
１６８　２０年国債	10,000,000	10,025,000	

	１６９　２０年国債	19,000,000	18,679,090	
	１７０　２０年国債	15,000,000	14,718,150	
	１７１　２０年国債	15,000,000	14,689,200	
	１７２　２０年国債	11,000,000	10,951,930	
	１７３　２０年国債	10,000,000	9,938,200	
	１７４　２０年国債	10,000,000	9,928,600	
	１７５　２０年国債	15,000,000	15,162,450	
国債証券　合計			4,214,536,170	
合計			4,214,536,170	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「先進国債券（為替ヘッジあり）マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2020年5月8日現在	2021年5月10日現在
	金　額（円）	金　額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	389,084,250	397,575,167
コール・ローン	445,075,488	56,837,941
国債証券	8,879,602,052	8,194,713,422
派生商品評価勘定	100,428,864	18,615,606
未収入金	77,049,349	43,627,795
未収利息	76,403,979	60,784,670
前払費用	6,935,096	3,101,220
流動資産合計	9,974,579,078	8,775,255,821
資産合計	9,974,579,078	8,775,255,821
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	－	29,223,682
未払金	246,497,042	241,294,207

未払解約金	399,181,300	1,500
その他未払費用	160	67
流動負債合計	645,678,502	270,519,456
負債合計	645,678,502	270,519,456
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	7,628,114,315	7,125,746,995
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,700,786,261	1,378,989,370
元本等合計	9,328,900,576	8,504,736,365
純資産合計	9,328,900,576	8,504,736,365
負債純資産合計	9,974,579,078	8,775,255,821

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	自　2020年5月9日 至　2021年5月10日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。

3．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	2020年5月8日現在	2021年5月10日現在
1．※1　期首	2019年5月9日	2020年5月9日
期首元本額	11,415,158,983円	7,628,114,315円
期中追加設定元本額	8,351,378,010円	1,889,233,345円
期中一部解約元本額	12,138,422,678円	2,391,600,665円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
５資産（為替ヘッジあり）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	14,700,000円	14,700,000円
ダイナミック・アロケーション・ファンド（適格機関投資家専用）	2,472,035,707円	1,386,572,752円
先進国債券（為替ヘッジあり）ファンド（適格機関投資家専用）	4,731,079,072円	5,145,476,671円
ターゲット・リターン（コスト控除後3%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	－円	73,766円
ターゲット・リターン（コスト控除後5%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	－円	17,627円
スマート・ミックス・Dガード(為替ヘッジあり)	9,261,382円	19,877,685円

りそな ダイナミック・アロケーション・ファンド	158,973,837円	86,003,494円
堅実バランスファンド －ハジメの一歩－	9,636,687円	173,780,158円
ＤＣダイワ8資産アロケーション・ファンド	396,719円	－円
ＤＣダイナミック・アロケーション・ファンド	180,094,332円	183,235,578円
ダイワ６資産バランス・ファンド（Ｄガード付／為替ヘッジあり）	51,936,579円	116,009,264円
計	7,628,114,315円	7,125,746,995円
2. 期末日における受益権の総数	7,628,114,315口	7,125,746,995口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

区　分	自　2020年5月9日 至　2021年5月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 外貨建資産について為替変動リスクを回避すること、および外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

区　分	2021年5月10日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	2020年5月8日現在 当期間の損益に含まれた評価差額（円）	2021年5月10日現在 当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	398,387,208	△339,402,442
合計	398,387,208	△339,402,442

（注）　「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（2019年5月9日から2020年5月8日まで、及び2020年5月9日から2021年5月10日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種　類	2020年5月8日 現在				2021年5月10日 現在			
	契約額等(円)	うち1年超	時価(円)	評価損益(円)	契約額等(円)	うち1年超	時価(円)	評価損益(円)

市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売　建	9,227,676,364	－	9,127,247,500	100,428,864	8,416,375,131	－	8,426,983,207	△10,608,076
アメリカ・ドル	4,318,069,826	－	4,294,498,760	23,571,066	3,739,824,648	－	3,721,498,767	18,325,881
イギリス・ポンド	629,730,353	－	615,039,000	14,691,353	550,026,390	－	554,736,259	△4,709,869
イスラエル・シュケル	33,903,980	－	33,352,000	551,980	36,397,944	－	36,145,980	251,964
オーストラリア・ドル	192,754,387	－	191,072,520	1,681,867	186,832,746	－	189,060,794	△2,228,048
カナダ・ドル	180,097,164	－	178,495,200	1,601,964	173,588,279	－	175,285,133	△1,696,854
シンガポール・ドル	38,578,840	－	38,262,560	316,280	36,877,178	－	36,839,417	37,761
スウェーデン・クローナ	32,315,691	－	32,058,720	256,971	36,093,300	－	36,575,200	△481,900
デンマーク・クローネ	49,609,251	－	48,838,140	771,111	46,440,601	－	46,702,214	△261,613
ノルウェー・クローネ	22,104,938	－	21,996,330	108,608	22,414,586	－	22,581,237	△166,651
ポーランド・ズロチ	52,926,875	－	51,910,810	1,016,065	53,910,557	－	54,299,496	△388,939
メキシコ・ペソ	65,403,543	－	64,713,220	690,323	67,137,413	－	67,709,515	△572,102
ユーロ	3,612,181,516	－	3,557,010,240	55,171,276	3,466,831,489	－	3,485,549,195	△18,717,706
合計	9,227,676,364	－	9,127,247,500	100,428,864	8,416,375,131	－	8,426,983,207	△10,608,076

（注）　1.　時価の算定方法

(1)　期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①　期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②　期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・　期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・　期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（1口当たり情報）

	2020年5月8日現在	2021年5月10日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.2230円 (12,230円)	1.1935円 (11,935円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル		アメリカ・ドル	アメリカ・ドル	
		1.75% United States Treasury Note/Bond 20220515	4,117,000.000	4,187,277.190	
		2.75% United States Treasury Note/Bond 20231115	1,800,000.000	1,914,318.000	
		6.125% United States Treasury Note/Bond 20271115	870,000.000	1,145,476.800	
		5.25% United States Treasury Note/Bond 20281115	420,000.000	539,763.000	
		5.375% United States Treasury Note/Bond 20310215	840,000.000	1,135,503.600	
		5% United States Treasury Note/Bond 20370515	30,000.000	42,820.200	
		4.25% United States Treasury Note/Bond 20390515	360,000.000	481,780.800	
		3.75% United States Treasury Note/Bond 20410815	320,000.000	406,748.800	
		3.125% United States Treasury Note/Bond 20430215	1,100,000.000	1,281,500.000	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20241115	2,500,000.000	2,659,275.000	

		2.125% United States Treasury Note/Bond 20250515	1,400,000.000	1,488,536.000
		2.125% United States Treasury Note/Bond 20221231	500,000.000	516,500.000
		1.625% United States Treasury Note/Bond 20260515	1,760,000.000	1,833,286.400
		2.5% United States Treasury Note/Bond 20460515	685,000.000	717,160.750
		1.5% United States Treasury Note/Bond 20260815	140,000.000	144,674.600
		2.125% United States Treasury Note/Bond 20231130	1,100,000.000	1,153,229.000
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20270215	900,000.000	964,998.000
		2.125% United States Treasury Note/Bond 20240229	500,000.000	526,210.000
		2% United States Treasury Note/Bond 20240430	550,000.000	577,582.500
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20270815	670,000.000	717,864.800
		3% United States Treasury Note/Bond 20480215	900,000.000	1,035,486.000
		2.75% United States Treasury Note/Bond 20230531	2,200,000.000	2,317,304.000
		2.875% United States Treasury Note/Bond 20250731	600,000.000	657,420.000
		2.625% United States Treasury Note/Bond 20290215	330,000.000	361,194.900
		3% United States Treasury Note/Bond 20490215	900,000.000	1,038,690.000
		1.625% United States Treasury Note/Bond 20290815	640,000.000	650,848.000
		2.375% United States Treasury Note/Bond 20491115	600,000.000	613,968.000
		0.625% United States Treasury Note/Bond 20300515	840,000.000	776,798.400
		1.125% United States Treasury Note/Bond 20400515	100,000.000	83,937.000
		1.375% United States Treasury Note/Bond 20500815	350,000.000	281,925.000

		1.125% United States Treasury Note/Bond 20400815	610,000.000	510,088.100	
		0.25% United States Treasury Note/Bond 20250930	1,270,000.000	1,248,613.200	
		0.125% United States Treasury Note/Bond 20220930	150,000.000	150,069.000	
		1.625% United States Treasury Note/Bond 20501115	380,000.000	326,575.800	
		0.625% United States Treasury Note/Bond 20271130	610,000.000	589,455.200	
		0.75% United States Treasury Note/Bond 20280131	680,000.000	660,735.600	
		1.25% United States Treasury Note/Bond 20280331	280,000.000	280,655.200	
	アメリカ・ドル　小計			アメリカ・ドル 34,018,268.840 (3,700,167,102)	
	イギリス・ポンド		イギリス・ポンド	イギリス・ポンド	
		2% United Kingdom Gilt 20250907	100,000.000	107,755.000	
		1.5% United Kingdom Gilt 20470722	120,000.000	125,205.600	
		1.75% United Kingdom Gilt 20370907	270,000.000	293,171.400	
		1.75% United Kingdom Gilt 20570722	110,000.000	126,203.000	
		1.25% United Kingdom Gilt 20270722	140,000.000	146,844.600	
		0.75% United Kingdom Gilt 20230722	220,000.000	223,561.800	
		1.625% United Kingdom Gilt 20281022	100,000.000	107,735.000	
		1.75% United Kingdom Gilt 20490122	260,000.000	287,263.600	
		0.875% United Kingdom Gilt 20291022	30,000.000	30,445.500	
		0.375% United Kingdom Gilt 20301022	130,000.000	125,006.700	
		0.125% United Kingdom Gilt 20260130	80,000.000	79,340.000	

	0.125% United Kingdom Gilt 20280131	90,000.000	87,552.900	
	4.25% United Kingdom Gilt 20320607	120,000.000	162,340.800	
	4.5% United Kingdom Gilt 20340907	90,000.000	128,952.900	
	4.25% United Kingdom Gilt 20401207	225,000.000	343,741.500	
	3.75% United Kingdom Gilt 20520722	210,000.000	343,131.600	
	1.75% United Kingdom Gilt 20220907	150,000.000	153,469.500	
	3.25% United Kingdom Gilt 20440122	140,000.000	194,262.600	
	3.5% United Kingdom Gilt 20680722	136,000.000	251,232.800	
イギリス・ポンド　小計			イギリス・ポンド 3,317,216.800 (506,373,145)	
イスラエル・シュケル		イスラエル・シュケル	イスラエル・シュケル	
	4.25% Israel Government Bond - Fixed 20230331	300,000.000	323,151.000	
	2% Israel Government Bond - Fixed 20270331	250,000.000	268,942.500	
	3.75% Israel Government Bond - Fixed 20470331	150,000.000	190,567.500	
	1% Israel Government Bond - Fixed 20300331	200,000.000	197,418.000	
イスラエル・シュケル　小計			イスラエル・シュケル 980,079.000 (32,801,774)	
オーストラリア・ドル		オーストラリア・ドル	オーストラリア・ドル	
	4.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20330421	310,000.000	402,342.800	
	4.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20260421	130,000.000	152,727.900	
	3.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20390621	90,000.000	102,933.000	

	2.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20271121	200,000.000	221,872.000	
	3% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20470321	80,000.000	86,849.600	
	2.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20281121	300,000.000	333,219.000	
	2.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20291121	80,000.000	88,744.000	
	2.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20300521	250,000.000	271,800.000	
	1.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20510621	80,000.000	65,626.400	
	1% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20311121	120,000.000	112,179.600	
オーストラリア・ドル　小計			オーストラリア・ドル 1,838,294.300 (157,063,865)	
カナダ・ドル		カナダ・ドル	カナダ・ドル	
	5.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20330601	100,000.000	144,078.000	
	5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20370601	50,000.000	72,372.000	
	4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20410601	20,000.000	26,962.800	
	3.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20451201	90,000.000	116,032.500	
	2.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20240601	200,000.000	212,286.000	
	2.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	150,000.000	159,552.000	
	1% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20220901	650,000.000	656,760.000	
	2% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20280601	180,000.000	190,053.000	
	2% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20511201	150,000.000	147,421.500	
	2.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20290601	60,000.000	64,450.800	
	1.25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20300601	100,000.000	98,424.000	

	0.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20301201	50,000.000	45,561.000	
カナダ・ドル　小計			カナダ・ドル 1,933,953.600 (173,533,657)	
シンガポール・ドル		シンガポール・ドル	シンガポール・ドル	
	2.75% SINGAPORE GOVERNMENT 20230701	56,000.000	58,716.000	
	3.375% SINGAPORE GOVERNMENT 20330901	60,000.000	70,950.000	
	2.875% SINGAPORE GOVERNMENT 20290701	57,000.000	63,469.500	
	2.75% SINGAPORE GOVERNMENT 20460301	30,000.000	34,845.000	
	2.125% SINGAPORE GOVERNMENT 20260601	150,000.000	158,880.000	
	2.375% SINGAPORE GOVERNMENT 20390701	50,000.000	53,869.500	
シンガポール・ドル　小計			シンガポール・ドル 440,730.000 (36,175,118)	
スウェーデン・クローナ		スウェーデン・クローナ	スウェーデン・クローナ	
	3.5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20390330	400,000.000	587,752.000	
	3.5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20220601	1,175,000.000	1,222,846.000	
	1.5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20231113	435,000.000	454,566.300	
	2.5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20250512	220,000.000	243,738.000	
	1% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20261112	200,000.000	211,124.000	
スウェーデン・クローナ　小計			スウェーデン・クローナ 2,720,026.300 (35,632,345)	
デンマーク・クローネ		デンマーク・クローネ	デンマーク・クローネ	
	4.5% DANISH GOVERNMENT BOND 20391115	600,000.000	1,058,640.000	

	1.5% DANISH GOVERNMENT BOND 20231115	470,000.000	494,618.600	
	1.75% DANISH GOVERNMENT BOND 20251115	192,000.000	211,320.960	
	0.5% DANISH GOVERNMENT BOND 20271115	300,000.000	315,465.000	
	0.5% DANISH GOVERNMENT BOND 20291115	500,000.000	526,200.000	
デンマーク・クローネ　小計			デンマーク・クローネ 2,606,244.560 (46,365,091)	
ノルウェー・クローネ		ノルウェー・クローネ	ノルウェー・クローネ	
	2% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20230524	300,000.000	309,351.000	
	3% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20240314	200,000.000	213,292.000	
	1.75% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20250313	220,000.000	227,752.800	
	1.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20260219	300,000.000	307,860.000	
	1.75% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20290906	320,000.000	331,526.400	
	1.375% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20300819	260,000.000	260,676.000	
ノルウェー・クローネ　小計			ノルウェー・クローネ 1,650,458.200 (21,885,076)	
ポーランド・ズロチ		ポーランド・ズロチ	ポーランド・ズロチ	
	2.5% Poland Government Bond 20260725	300,000.000	324,456.000	
	2.25% Poland Government Bond 20220425	580,000.000	592,939.800	
	1.25% Poland Government Bond 20301025	300,000.000	289,002.000	
	5.75% Poland Government Bond 20290425	430,000.000	571,878.500	
	3.25% Poland Government Bond 20250725	280,000.000	309,719.200	
ポーランド・ズロチ　小計			ポーランド・ズロチ	

			2,087,995.500 (60,668,380)	
メキシコ・ペソ		メキシコ・ペソ	メキシコ・ペソ	
	8% Mexican Bonos 20231207	1,000,000.000	1,071,140.000	
	10% Mexican Bonos 20241205	1,950,000.000	2,234,251.500	
	7.5% Mexican Bonos 20270603	2,400,000.000	2,567,640.000	
	8.5% Mexican Bonos 20290531	2,000,000.000	2,254,380.000	
	7.75% Mexican Bonos 20310529	1,600,000.000	1,719,904.000	
	7.75% Mexican Bonos 20421113	2,000,000.000	2,025,880.000	
メキシコ・ペソ　小計			メキシコ・ペソ 11,873,195.500 (64,857,330)	
ユーロ		ユーロ	ユーロ	
	0.5% Finland Government Bond 20260415	80,000.000	83,938.400	
	1.125% Finland Government Bond 20340415	30,000.000	33,529.800	
	0.125% Finland Government Bond 20520415	10,000.000	8,607.900	
	1.2% Austria Government Bond 20251020	50,000.000	53,880.500	
	0.5% Austria Government Bond 20270420	120,000.000	126,470.400	
	2.1% Austria Government Bond 21170920	45,000.000	73,268.550	
	Austria Government Bond 20220920	100,000.000	100,912.000	
	0.75% Austria Government Bond 20280220	20,000.000	21,444.400	
	0.5% Austria Government Bond 20290220	80,000.000	84,326.400	
	0.8% Belgium Government Bond 20250622	120,000.000	126,662.400	
	1% Belgium Government Bond 20310622	40,000.000	43,756.800	
	1.9% Belgium Government Bond 20380622	100,000.000	121,961.000	
	1.6% Belgium Government Bond 20470622	100,000.000	116,868.000	
	2.15% Belgium Government Bond 20660622	65,000.000	89,515.400	

		0.8% Belgium Government Bond 20270622	100,000.000	106,978.000
		0.9% Belgium Government Bond 20290622	110,000.000	119,105.800
		0.4% Belgium Government Bond 20400622	120,000.000	114,333.600
		5.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20310104	200,000.000	314,114.000
		4.75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20340704	90,000.000	148,259.700
		4.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20390704	180,000.000	316,236.600
		4.75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20400704	100,000.000	188,809.000
		2.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20440704	110,000.000	167,530.000
		1.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20230515	395,000.000	412,810.550
		2.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20460815	85,000.000	131,905.550
		1.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20240515	370,000.000	394,889.900
		0.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20260215	260,000.000	274,107.600
		0.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20270815	480,000.000	511,128.000
		1.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20480815	215,000.000	268,160.900
		0.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20280215	150,000.000	160,098.000
		0.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20280815	110,000.000	115,602.300
		0.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20290215	160,000.000	168,179.200
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20290815	130,000.000	133,823.300
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20300215	200,000.000	205,556.000
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20350515	110,000.000	109,754.700

		GERMAN GOVERNMENT BOND 20300815	40,000.000	41,004.400
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20241018	180,000.000	184,260.600
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20250411	200,000.000	205,234.000
		5.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20290425	380,000.000	551,543.400
		4.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20350425	250,000.000	400,570.000
		4% FRENCH GOVERNMENT BOND 20381025	307,000.000	485,520.500
		4% FRENCH GOVERNMENT BOND 20600425	235,000.000	461,344.950
		3.25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20450525	130,000.000	201,019.000
		1.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20230525	480,000.000	503,592.000
		2.25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20240525	430,000.000	467,517.500
		2.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20300525	455,000.000	558,307.750
		1.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20241125	320,000.000	346,457.600
		0.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20250525	100,000.000	104,139.000
		1% FRENCH GOVERNMENT BOND 20251125	300,000.000	320,178.000
		1.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20310525	340,000.000	387,793.800
		0.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20260525	620,000.000	648,842.400
		1.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20390625	110,000.000	132,646.800
		1% FRENCH GOVERNMENT BOND 20270525	350,000.000	378,000.000
		2% FRENCH GOVERNMENT BOND 20480525	85,000.000	108,409.850
		0.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20280525	340,000.000	363,035.000

		0.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20520525	110,000.000	103,750.900
		0.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20400525	90,000.000	87,451.200
		5.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20280115	27,000.000	37,751.400
		4% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20370115	30,000.000	48,056.400
		3.75% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20420115	90,000.000	153,520.200
		2.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20330115	130,000.000	168,329.200
		1.75% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20230715	264,000.000	278,311.440
		2.75% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20470115	70,000.000	111,752.900
		2% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20240715	140,000.000	152,013.400
		0.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20260715	30,000.000	31,575.000
		0.75% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20270715	80,000.000	85,794.400
		0.75% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20280715	80,000.000	86,223.200
		0.25% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20290715	50,000.000	52,019.000
		0.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20400115	20,000.000	20,920.000
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20520115	20,000.000	17,545.800
		7.25% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20261101	200,000.000	275,732.000
		6.5% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20271101	340,000.000	470,764.000
		1.65% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20320301	240,000.000	255,768.000
		2.7% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20470301	50,000.000	58,657.500
		2.8% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20670301	90,000.000	103,864.500

		2.05% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20270801	100,000.000	109,993.000
		2.95% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20380901	190,000.000	231,775.300
		2.8% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20281201	190,000.000	220,553.900
		3.85% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20490901	130,000.000	185,222.700
		3% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20290801	50,000.000	59,143.000
		1.75% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20240701	650,000.000	687,615.500
		1.35% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20300401	360,000.000	377,103.600
		0.85% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20270115	80,000.000	82,318.400
		1.65% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20301201	200,000.000	214,182.000
		1.8% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20410301	70,000.000	71,645.700
		0.6% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20310801	100,000.000	96,566.000
		5.25% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20291101	120,000.000	164,664.000
		5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20340801	118,000.000	172,106.540
		4% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20370201	320,000.000	435,488.000
		5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20250301	465,000.000	553,289.550
		4.5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20260301	412,000.000	497,366.400
		5.5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20220901	200,000.000	215,316.000
		4.75% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20440901	180,000.000	282,821.400
		5.5% Belgium Government Bond 20280328	100,000.000	140,323.000
		5% Belgium Government Bond 20350328	68,000.000	110,929.760

		4.5% Belgium Government Bond 20260328	100,000.000	124,603.000	
		4% Belgium Government Bond 20320328	120,000.000	170,394.000	
		5.4% IRISH TREASURY 20250313	112,000.000	137,568.480	
		3.9% IRISH TREASURY 20230320	76,000.000	82,395.400	
		2.4% IRISH TREASURY 20300515	100,000.000	121,410.000	
		2% IRISH TREASURY 20450218	47,000.000	59,674.960	
		1.3% IRISH TREASURY 20330515	50,000.000	55,965.000	
		1.5% IRISH TREASURY 20500515	30,000.000	34,451.700	
		0.2% IRISH TREASURY 20270515	50,000.000	51,445.500	
		4.15% Austria Government Bond 20370315	60,000.000	95,961.000	
		4.85% Austria Government Bond 20260315	61,000.000	77,105.220	
		3.8% Austria Government Bond 20620126	10,000.000	20,631.100	
		3.15% Austria Government Bond 20440620	70,000.000	110,850.600	
		1.75% Austria Government Bond 20231020	150,000.000	158,862.000	
		2.4% Austria Government Bond 20340523	20,000.000	25,714.200	
		2.75% Finland Government Bond 20280704	100,000.000	122,000.000	
		2.625% Finland Government Bond 20420704	50,000.000	72,025.500	
		2% Finland Government Bond 20240415	50,000.000	53,930.000	
		1.6% SPANISH GOVERNMENT BOND 20250430	340,000.000	366,350.000	
		1.95% SPANISH GOVERNMENT BOND 20300730	170,000.000	194,369.500	
		1.95% SPANISH GOVERNMENT BOND 20260430	260,000.000	288,061.800	
		3.45% SPANISH GOVERNMENT BOND 20660730	80,000.000	121,787.200	
		1.3% SPANISH GOVERNMENT BOND 20261031	50,000.000	53,988.000	

		1.5% SPANISH GOVERNMENT BOND 20270430	190,000.000	207,922.700	
		1.4% SPANISH GOVERNMENT BOND 20280430	300,000.000	327,513.000	
		2.7% SPANISH GOVERNMENT BOND 20481031	130,000.000	168,827.100	
		1.45% SPANISH GOVERNMENT BOND 20290430	170,000.000	186,501.900	
		0.25% SPANISH GOVERNMENT BOND 20240730	400,000.000	408,712.000	
		0.6% SPANISH GOVERNMENT BOND 20291031	50,000.000	51,315.000	
		SPANISH GOVERNMENT BOND 20230430	550,000.000	555,588.000	
		1.25% SPANISH GOVERNMENT BOND 20301031	80,000.000	86,185.600	
		1.2% SPANISH GOVERNMENT BOND 20401031	60,000.000	60,417.600	
		5.75% SPANISH GOVERNMENT BOND 20320730	200,000.000	313,184.000	
		4.2% SPANISH GOVERNMENT BOND 20370131	170,000.000	252,392.200	
		4.9% SPANISH GOVERNMENT BOND 20400730	120,000.000	199,686.000	
		5.15% SPANISH GOVERNMENT BOND 20441031	92,000.000	164,914.600	
	ユーロ　小計			ユーロ 25,386,869.250 (3,359,190,539)	
国債証券　合計				8,194,713,422 [8,194,713,422]	
合計				8,194,713,422 [8,194,713,422]	

（注）1．各種通貨毎の小計の欄における（　）内の金額は、邦貨換算額であります。
2．合計欄における［　］内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	国債証券　37銘柄	100%	45.2%

イギリス・ポンド	国債証券	19銘柄	100%	6.2%
イスラエル・シュケル	国債証券	4銘柄	100%	0.4%
オーストラリア・ドル	国債証券	10銘柄	100%	1.9%
カナダ・ドル	国債証券	12銘柄	100%	2.1%
シンガポール・ドル	国債証券	6銘柄	100%	0.4%
スウェーデン・クローナ	国債証券	5銘柄	100%	0.4%
デンマーク・クローネ	国債証券	5銘柄	100%	0.6%
ノルウェー・クローネ	国債証券	6銘柄	100%	0.3%
ポーランド・ズロチ	国債証券	5銘柄	100%	0.7%
メキシコ・ペソ	国債証券	6銘柄	100%	0.8%
ユーロ	国債証券	130銘柄	100%	41.0%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「新興国債券マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2020年5月8日現在	2021年5月10日現在
	金　額（円）	金　額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	49,027,664	23,152,574
コール・ローン	47,720,661	39,356,881
国債証券	3,307,272,803	4,210,008,601
未収入金	53,441,433	101,417,148
未収利息	49,453,531	46,318,745
前払費用	1,190,670	1,194,434
流動資産合計	3,508,106,762	4,421,448,383
資産合計	3,508,106,762	4,421,448,383
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,200	－
未払金	123,797,722	117,313,884

未払解約金	―	4,000
その他未払費用	100	25
流動負債合計	123,799,022	117,317,909
負債合計	123,799,022	117,317,909
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	2,612,459,059	2,948,656,166
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	771,848,681	1,355,474,308
元本等合計	3,384,307,740	4,304,130,474
純資産合計	3,384,307,740	4,304,130,474
負債純資産合計	3,508,106,762	4,421,448,383

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	自　2020年5月9日 至　2021年5月10日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。

3．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	2020年5月8日現在	2021年5月10日現在
1．※1　期首	2019年5月9日	2020年5月9日
期首元本額	2,890,206,001円	2,612,459,059円
期中追加設定元本額	706,417,899円	787,536,645円
期中一部解約元本額	984,164,841円	451,339,538円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
６資産（為替ヘッジなし）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	29,296,871円	29,296,871円
ダイワ米ドル建て新興国債券ファンドM（F0Fs用）（適格機関投資家専用）	257,429,457円	234,150,566円
新興国債券（為替ヘッジあり）ファンド（適格機関投資家専用）	2,233,049,938円	2,114,584,731円
ターゲット・リターン（コスト控除後3%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	－円	46,081円
ターゲット・リターン（コスト控除後5%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	－円	21,966円
スマート・ミックス・Dガード（為替ヘッジなし）	4,662,057円	5,891,760円

りそな ダイナミック・アロケーション・ファンド	－円	20,918,197円
堅実バランスファンド －ハジメの一歩－	1,880,106円	25,565,361円
ＤＣダイナミック・アロケーション・ファンド	2,239円	44,866,378円
ダイワバランスファンド2020-07（適格機関投資家専用）	－円	177,679,796円
ダイワバランスファンド2021-02（適格機関投資家専用）	－円	179,055,925円
ダイワ６資産バランス・ファンド（Ｄガード付／為替ヘッジなし）	86,138,391円	116,578,534円
計	2,612,459,059円	2,948,656,166円
2. 期末日における受益権の総数	2,612,459,059口	2,948,656,166口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 2020年5月9日 至 2021年5月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区　分	2021年5月10日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	2020年5月8日現在	2021年5月10日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	△146,768,779	123,001,038
合計	△146,768,779	123,001,038

（注）　「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（2019年5月9日から2020年5月8日まで、及び2020年5月9日から2021年5月10日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種　類	2020年5月8日 現在				2021年5月10日 現在			
	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引								
為替予約取引								

買 建	31,906,200	－	31,905,000	△1,200	－	－	－	－
アメリカ･ドル	31,906,200	－	31,905,000	△1,200	－	－	－	－
合計	31,906,200	－	31,905,000	△1,200	－	－	－	－

（注） 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（1口当たり情報）

	2020年5月8日現在	2021年5月10日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.2954円 (12,954円)	1.4597円 (14,597円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル		アメリカ・ドル	アメリカ・ドル	
		6.625% Turkey Government International Bond 20450217	400,000.000	377,928.000	
		4.875% Turkey Government International Bond 20261009	200,000.000	195,134.000	

		6% Turkey Government International Bond 20270325	1,000,000.000	1,013,250.000	
		5.75% Turkey Government International Bond 20470511	200,000.000	169,722.000	
		7.25% Turkey Government International Bond 20231223	400,000.000	429,964.000	
		4.25% Turkey Government International Bond 20250313	200,000.000	194,838.000	
		5.25% Turkey Government International Bond 20300313	200,000.000	187,750.000	
		5% Brazilian Government International Bond 20450127	400,000.000	406,056.000	
		6% Brazilian Government International Bond 20260407	200,000.000	234,944.000	
		5.625% Brazilian Government International Bond 20470221	400,000.000	434,764.000	
		4.625% Brazilian Government International Bond 20280113	200,000.000	217,914.000	
		3.875% Brazilian Government International Bond 20300612	400,000.000	405,060.000	
		5% Colombia Government International Bond 20450615	600,000.000	643,914.000	
		4.5% Colombia Government International Bond 20260128	400,000.000	440,164.000	
		4.5% Colombia Government International Bond 20290315	200,000.000	219,262.000	
		4.125% Colombia Government International Bond 20510515	200,000.000	191,324.000	
		4.125% Peruvian Government International Bond 20270825	140,000.000	155,689.800	
		2.392% Peruvian Government International Bond 20260123	100,000.000	103,300.000	
		2.783% Peruvian Government International Bond 20310123	300,000.000	303,600.000	
		6.05% Mexico Government International Bond 20400111	500,000.000	619,105.000	
		6.75% Mexico Government International Bond 20340927	830,000.000	1,095,865.600	
		4% Mexico Government International Bond 20231002	450,000.000	489,091.500	

		5.55% Mexico Government International Bond 20450121	350,000.000	413,458.500	
		4.6% Mexico Government International Bond 20460123	600,000.000	630,660.000	
		3.6% Mexico Government International Bond 20250130	200,000.000	220,506.000	
		4.125% Mexico Government International Bond 20260121	200,000.000	225,826.000	
		4.15% Mexico Government International Bond 20270328	200,000.000	225,760.000	
		4.6% Mexico Government International Bond 20480210	400,000.000	420,136.000	
		4.5% Mexico Government International Bond 20290422	200,000.000	225,472.000	
		4.5% Mexico Government International Bond 20500131	200,000.000	207,408.000	
		5% Mexico Government International Bond 20510427	200,000.000	221,700.000	
		6.7% Panama Government International Bond 20360126	690,000.000	933,777.000	
		7.125% Panama Government International Bond 20260129	300,000.000	373,728.000	
		4.5% Panama Government International Bond 20500416	200,000.000	224,080.000	
		4.5% Panama Government International Bond 20560401	200,000.000	224,050.000	
		8.75% FED REPUBLIC OF BRAZIL 20250204	33,000.000	41,134.830	
		8.25% FED REPUBLIC OF BRAZIL 20340120	489,000.000	682,800.480	
		7.125% FED REPUBLIC OF BRAZIL 20370120	420,000.000	543,429.600	
		5.625% FED REPUBLIC OF BRAZIL 20410107	300,000.000	330,669.000	
		1% Argentine Republic International Bond 20290709	193,085.000	72,534.270	
		0.125% Argentine Republic International Bond 20300709	2,198,636.000	781,241.300	
		0.125% Argentine Republic International Bond 20350709	2,147,859.000	670,067.530	

		0.125% Argentine Republic International Bond 20380109	1,136,488.000	426,148.890	
		0.125% Argentine Republic International Bond 20410709	970,000.000	342,380.900	
		0.125% Argentine Republic International Bond 20460709	400,000.000	126,796.000	
		7.375% Colombia Government International Bond 20370918	500,000.000	665,950.000	
		6.125% Colombia Government International Bond 20410118	400,000.000	481,416.000	
		5.625% Colombia Government International Bond 20440226	200,000.000	228,856.000	
		6.55% Peruvian Government International Bond 20370314	220,000.000	296,843.800	
		5.625% Peruvian Government International Bond 20501118	270,000.000	360,047.700	
		7.35% Peruvian Government International Bond 20250721	200,000.000	246,528.000	
		7.75% Ukraine Government International Bond 20230901	410,000.000	438,700.000	
		7.75% Ukraine Government International Bond 20240901	200,000.000	216,390.000	
		7.75% Ukraine Government International Bond 20270901	300,000.000	325,845.000	
		7.375% Ukraine Government International Bond 20320925	400,000.000	412,460.000	
		7.253% Ukraine Government International Bond 20330315	200,000.000	204,620.000	
		4.875% Romanian Government International Bond 20240122	80,000.000	88,910.400	
		6.125% Romanian Government International Bond 20440122	120,000.000	158,622.000	
		5.125% Romanian Government International Bond 20480615	110,000.000	129,776.900	
		3% Romanian Government International Bond 20310214	160,000.000	164,152.000	
		4% Romanian Government International Bond 20510214	260,000.000	264,563.000	
		7.625% Hungary Government International Bond 20410329	140,000.000	227,036.600	

		5.375% Hungary Government International Bond 20230221	180,000.000	196,165.800
		5.75% Hungary Government International Bond 20231122	400,000.000	452,656.000
		5.5% Croatia Government International Bond 20230404	200,000.000	219,020.000
		6% Croatia Government International Bond 20240126	200,000.000	228,916.000
		FR 7.5% Russian Foreign Bond - Eurobond 20300331	180,900.000	209,243.400
		4.5% Russian Foreign Bond - Eurobond 20220404	200,000.000	206,634.000
		5.625% Russian Foreign Bond - Eurobond 20420404	200,000.000	254,032.000
		4.875% Russian Foreign Bond - Eurobond 20230916	600,000.000	654,750.000
		5.875% Russian Foreign Bond - Eurobond 20430916	200,000.000	263,176.000
		4.75% Russian Foreign Bond - Eurobond 20260527	200,000.000	226,904.000
		5.25% Russian Foreign Bond - Eurobond 20470623	800,000.000	995,760.000
		4.375% Russian Foreign Bond - Eurobond 20290321	200,000.000	225,100.000
		5.1% Russian Foreign Bond - Eurobond 20350328	800,000.000	949,048.000
		9.5% Philippine Government International Bond 20300202	390,000.000	615,466.800
		7.75% Philippine Government International Bond 20310114	300,000.000	441,777.000
		6.375% Philippine Government International Bond 20320115	200,000.000	274,292.000
		6.375% Philippine Government International Bond 20341023	500,000.000	703,085.000
		5% Philippine Government International Bond 20370113	200,000.000	252,318.000
		3.95% Philippine Government International Bond 20400120	200,000.000	220,906.000
		2.95% Philippine Government International Bond 20450505	200,000.000	193,236.000

		7.75% Indonesia Government International Bond 20380117	630,000.000	944,388.900
		5.25% Indonesia Government International Bond 20420117	600,000.000	738,588.000
		3.375% Indonesia Government International Bond 20230415	200,000.000	211,020.000
		5.875% Indonesia Government International Bond 20240115	200,000.000	226,944.000
		6.75% Indonesia Government International Bond 20440115	200,000.000	291,424.000
		4.125% Indonesia Government International Bond 20250115	200,000.000	220,668.000
		5.125% Indonesia Government International Bond 20450115	200,000.000	243,904.000
		4.75% Indonesia Government International Bond 20260108	200,000.000	228,776.000
		4.35% Indonesia Government International Bond 20270108	200,000.000	226,758.000
		3.5% Indonesia Government International Bond 20280111	200,000.000	218,110.000
		4.35% Indonesia Government International Bond 20480111	200,000.000	223,414.000
		4.75% Indonesia Government International Bond 20290211	200,000.000	234,746.000
		2.85% Indonesia Government International Bond 20300214	200,000.000	207,660.000
		4.2% Indonesia Government International Bond 20501015	200,000.000	223,374.000
		7.375% Turkey Government International Bond 20250205	200,000.000	215,302.000
		6.75% Turkey Government International Bond 20400530	400,000.000	391,480.000
		6.25% Turkey Government International Bond 20220926	600,000.000	623,502.000
		6% Turkey Government International Bond 20410114	600,000.000	539,766.000
		3.25% Turkey Government International Bond 20230323	200,000.000	198,254.000
		4.875% Turkey Government International Bond 20430416	400,000.000	317,488.000

		5.75% Turkey Government International Bond 20240322	600,000.000	619,260.000	
		5.875% South Africa Government International 20250916	300,000.000	336,786.000	
		4.3% South Africa Government International 20281012	200,000.000	203,192.000	
		5.875% South Africa Government International 20300622	200,000.000	223,568.000	
		4.85% South Africa Government International 20290930	400,000.000	418,212.000	
		5.75% South Africa Government International 20490930	400,000.000	393,412.000	
	アメリカ・ドル　小計			アメリカ・ドル 38,705,604.500 (4,210,008,601)	
国債証券　合計				4,210,008,601 [4,210,008,601]	
合計				4,210,008,601 [4,210,008,601]	

（注）1．各種通貨毎の小計の欄における（　）内の金額は、邦貨換算額であります。
2．合計欄における［　］内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	国債証券　108銘柄	100%	100%

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

「国内株式マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2020年5月8日現在	2021年5月10日現在
	金　額（円）	金　額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	689,748,349	1,880,393,259
派生商品評価勘定	41,699,010	59,371,900
差入委託証拠金	37,411,500	82,215,000
流動資産合計	768,858,859	2,021,980,159
資産合計	768,858,859	2,021,980,159
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	208,740	173,850
前受金	27,475,500	38,955,250
未払解約金	654,600	23,100
その他未払費用	1,215	1,103
流動負債合計	28,340,055	39,153,303
負債合計	28,340,055	39,153,303
純資産の部		
元本等		
元本　※1	496,050,170	966,516,567
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	244,468,634	1,016,310,289
元本等合計	740,518,804	1,982,826,856
純資産合計	740,518,804	1,982,826,856
負債純資産合計	768,858,859	2,021,980,159

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	自　2020年5月9日 至　2021年5月10日
デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	2020年5月8日現在	2021年5月10日現在
1.　※1　期首	2019年5月9日	2020年5月9日
期首元本額	2,062,613,885円	496,050,170円
期中追加設定元本額	3,394,049,063円	996,392,621円
期中一部解約元本額	4,960,612,778円	525,926,224円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
６資産（為替ヘッジなし）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	9,593,298円	9,593,298円
ダイナミック・アロケーション・ファンド（適格機関投資家専用）	－円	424,906,472円
国内株式ファンド（適格機関投資家専用）	351,152,610円	287,585,550円
ターゲット・リターン（コスト控除後3%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	－円	37,753円
ターゲット・リターン（コスト控除後5%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	－円	50,748円
スマート・ミックス・Dガード(為替ヘッジあり)	8,755,074円	13,433,074円
スマート・ミックス・Dガード（為替ヘッジなし）	4,197,288円	4,215,084円
スマート・アロケーション・Dガード	33,924円	388,184円
りそな ダイナミック・アロケーション・ファンド	－円	18,693,590円
堅実バランスファンド －ハジメの一歩－	1,131,698円	12,000,528円
ＤＣダイナミック・アロケーション・ファンド	2,527円	40,232,406円
ダイワ・ダブルバランス・ファンド（Dガード付／部分為替ヘッジあり）	104,931円	962,846円

ダイワ６資産バランス・ファンド（Ｄガード付／為替ヘッジあり）	44,996,108円	69,793,126円
ダイワ６資産バランス・ファンド（Ｄガード付／為替ヘッジなし）	76,079,001円	84,568,386円
ＤＣスマート・アロケーション・Ｄガード	3,711円	55,522円
計	496,050,170円	966,516,567円
2. 期末日における受益権の総数	496,050,170口	966,516,567口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

区　分	自　2020年5月9日 至　2021年5月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所（外国の取引所）における株価指数先物取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区　分	2021年5月10日現在
1.　金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.　金融商品の時価の算定方法	(1)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

2020年5月8日現在	2021年5月10日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

種　類	2020年5月8日 現在				2021年5月10日 現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引								
株価指数先物取引								
買　建	974,408,250	－	1,015,939,000	41,530,750	1,924,054,750	－	1,983,310,000	59,255,250
合計	974,408,250	－	1,015,939,000	41,530,750	1,924,054,750	－	1,983,310,000	59,255,250

（注）　1.　時価の算定方法
株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2.　株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3.　契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

4.　契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（1口当たり情報）

	2020年5月8日現在	2021年5月10日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.4928円 (14,928円)	2.0515円 (20,515円)

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)　株式

該当事項はありません。

(2)　株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「先進国株式マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2020年5月8日現在	2021年5月10日現在
	金　額（円）	金　額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	1,490,678	52,176,111
コール・ローン	55,937,711	65,541,309
投資信託受益証券	541,920,636	1,233,252,462
投資証券	25,084,219	439,517,175
派生商品評価勘定	8,089,979	9,593,443
未収入金	391,756	433,451
差入委託証拠金	24,206,936	44,519,734
流動資産合計	657,121,915	1,845,033,685

資産合計	657,121,915	1,845,033,685
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	402,744	89,885
未払金	431,286	314,872
未払解約金	9,713,000	6,030,300
その他未払費用	111	47
流動負債合計	10,547,141	6,435,104
負債合計	10,547,141	6,435,104
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	375,504,840	697,545,729
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	271,069,934	1,141,052,852
元本等合計	646,574,774	1,838,598,581
純資産合計	646,574,774	1,838,598,581
負債純資産合計	657,121,915	1,845,033,685

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	自　2020年5月9日 至　2021年5月10日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)投資証券

	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	(1)先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。 (2)為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3．収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	2020年5月8日現在	2021年5月10日現在
1.　※1　期首	2019年5月9日	2020年5月9日
期首元本額	1,694,901,891円	375,504,840円
期中追加設定元本額	2,990,397,234円	800,802,162円
期中一部解約元本額	4,309,794,285円	478,761,273円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
６資産（為替ヘッジなし）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	9,460,375円	8,939,704円
ダイナミック・アロケーション・ファンド（適格機関投資家専用）	－円	335,906,707円
先進国株式ファンド（適格機関投資家専用）	295,805,190円	223,027,396円
ターゲット・リターン（コスト控除後3%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	－円	17,962円
ターゲット・リターン（コスト控除後5%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	－円	41,424円
スマート・ミックス・Ｄガード（為替ヘッジなし）	3,582,088円	3,320,990円
りそな ダイナミック・アロケーション・ファンド	－円	14,567,210円
堅実バランスファンド －ハジメの一歩－	1,002,213円	9,519,075円
ＤＣダイナミック・アロケーション・ファンド	2,149円	31,380,840円
ダイワ６資産バランス・ファンド（Ｄガード付／為替ヘッジなし）	65,652,825円	70,824,421円
計	375,504,840円	697,545,729円
2.　期末日における受益権の総数	375,504,840口	697,545,729口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

区　分	自　2020年5月9日 至　2021年5月10日
1.　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2.　金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所（外国の取引所）における株価指数先物取引を利用しております。また、信託財産の効率的な運用に資すること、および外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3.　金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4.　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

区　分	2021年5月10日現在
1.　金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.　金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等

	これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	2020年5月8日現在 当期間の損益に含まれた評価差額（円）	2021年5月10日現在 当期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△10,611,225	133,796,833
投資証券	△6,754,893	81,047,676
合計	△17,366,118	214,844,509

（注）　「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（2019年5月9日から2020年5月8日まで、及び2020年5月9日から2021年5月10日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

1．株式関連

種　類	2020年5月8日 現在				2021年5月10日 現在			
	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引								
株価指数先物取引								
買　建	71,479,228	－	79,569,207	8,089,979	159,467,320	－	168,679,648	9,212,328
合計	71,479,228	－	79,569,207	8,089,979	159,467,320	－	168,679,648	9,212,328

（注）　1．　時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2．　株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3．　契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。

4．　契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

2．通貨関連

種　類	2020年5月8日 現在				2021年5月10日 現在			
	契約額等 (円)	うち1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
買　建	46,266,243	－	45,863,499	△402,744	63,655,036	－	63,946,266	291,230
アメリカ・ドル	29,950,317	－	29,692,383	△257,934	17,423,503	－	17,333,618	△89,885
カナダ・ドル	12,534,304	－	12,456,524	△77,780	－	－	－	－
ユーロ	3,781,622	－	3,714,592	△67,030	46,231,533	－	46,612,648	381,115
合計	46,266,243	－	45,863,499	△402,744	63,655,036	－	63,946,266	291,230

（注）　1．　時価の算定方法

(1)　期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①　期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②　期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・　期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・　期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2)　期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2．　換算において円未満の端数は切り捨てております。

3．　契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（1口当たり情報）

	2020年5月8日現在	2021年5月10日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.7219円 (17,219円)	2.6358円 (26,358円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	アメリカ・ドル	ISHARES CORE S&P 500 ETF	26,758.000	アメリカ・ドル 11,338,167.340	
	アメリカ・ドル　小計			アメリカ・ドル 11,338,167.340 (1,233,252,462)	
投資信託受益証券　合計				1,233,252,462 [1,233,252,462]	
投資証券	アメリカ・ドル	ISHARES MSCI PACIFIC EX JAPA	12,129	アメリカ・ドル 647,567.310	
		ISHARES MSCI CANADA ETF	16,398	603,610.380	
	アメリカ・ドル　小計			アメリカ・ドル 1,251,177.690 (136,090,597)	
	ユーロ	ISHARES CORE MSCI EUROPE	83,220	ユーロ 2,293,127.100	
	ユーロ　小計			ユーロ 2,293,127.100 (303,426,578)	
投資証券　合計				439,517,175 [439,517,175]	
合計				1,672,769,637 [1,672,769,637]	

投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（注）1．各種通貨毎の小計の欄における（　）内の金額は、邦貨換算額であります。
2．合計欄における［　］内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券時価比率	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率

アメリカ・ドル	投資信託 受益証券 1銘柄 投資証券 2銘柄	90.1%	9.9%	81.9%
ユーロ	投資証券 1銘柄	-%	100%	18.1%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「新興国株式マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2020年5月8日現在 金　額（円）	2021年5月10日現在 金　額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	13,162,208	42,926,864
コール・ローン	5,007,596	18,529,563
投資証券	607,307,038	784,180,774
派生商品評価勘定	2,068,702	1,984,509
差入委託証拠金	15,207,128	57,527,734
流動資産合計	642,752,672	905,149,444
資産合計	642,752,672	905,149,444
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	160,400	58,110
未払金	―	247,590
未払解約金	8,424,000	5,028,658
その他未払費用	24	17
流動負債合計	8,584,424	5,334,375
負債合計	8,584,424	5,334,375
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	580,476,951	514,146,867
剰余金		

期末剰余金又は期末欠損金（△）	53,691,297	385,668,202
元本等合計	634,168,248	899,815,069
純資産合計	634,168,248	899,815,069
負債純資産合計	642,752,672	905,149,444

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	自　2020年5月9日 至　2021年5月10日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1)株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	(1)先物取引

	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。 (2)為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3．収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	2020年5月8日現在	2021年5月10日現在
1．※1　期首	2019年5月9日	2020年5月9日
期首元本額	622,451,505円	580,476,951円
期中追加設定元本額	497,783,555円	285,013,833円
期中一部解約元本額	539,758,109円	351,343,917円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
６資産（為替ヘッジなし）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	9,900,000円	9,900,000円

新興国株式ファンド（適格機関投資家専用）	461,212,262円	332,093,347円
ターゲット・リターン（コスト控除後3%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	－円	39,268円
ターゲット・リターン（コスト控除後5%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	－円	142,593円
スマート・ミックス・Dガード（為替ヘッジなし）	5,581,018円	4,961,655円
りそな ダイナミック・アロケーション・ファンド	－円	16,913,499円
堅実バランスファンド －ハジメの一歩－	1,530,941円	14,158,289円
ＤＣダイナミック・アロケーション・ファンド	2,563円	36,347,985円
ダイワ６資産バランス・ファンド（Dガード付／為替ヘッジなし）	102,250,167円	99,590,231円
計	580,476,951円	514,146,867円
2. 期末日における受益権の総数	580,476,951口	514,146,867口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

区　分	自　2020年5月9日 至　2021年5月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

2．　金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所（外国の取引所）における株価指数先物取引を利用しております。また、外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3．　金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

区　分	2021年5月10日現在
1．　金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	2020年5月8日現在 当期間の損益に含まれた評価差額（円）	2021年5月10日現在 当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	0	0
投資証券	△89,853,141	270,032,156
合計	△89,853,141	270,032,156

（注）　「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（2019年5月9日から2020年5月8日まで、及び2020年5月9日から2021年5月10日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

1．株式関連

種　類	2020年5月8日 現在				2021年5月10日 現在			
	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引								
株価指数先物取引								
買　建	26,383,661	－	28,452,363	2,068,702	123,291,338	－	125,275,847	1,984,509
合計	26,383,661	－	28,452,363	2,068,702	123,291,338	－	125,275,847	1,984,509

（注）　1．　時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2．　株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3．　契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。

4．　契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

2．通貨関連

種　類	2020年5月8日 現在				2021年5月10日 現在			
	契約額等（円）	うち	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち	時価（円）	評価損益（円）

		1年超				1年超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
買　建	10,795,400	－	10,635,000	△160,400	16,369,395	－	16,311,285	△58,110
アメリカ・ドル	10,795,400	－	10,635,000	△160,400	16,369,395	－	16,311,285	△58,110
合計	10,795,400	－	10,635,000	△160,400	16,369,395	－	16,311,285	△58,110

（注）　1．　時価の算定方法

(1)　期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①　期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②　期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・　期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・　期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2)　期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2．　換算において円未満の端数は切り捨てております。

3．　契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（1口当たり情報）

	2020年5月8日現在	2021年5月10日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0925円 (10,925円)	1.7501円 (17,501円)

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)　株式

通　貨	銘　柄	株　式　数	評価額		備考
			単　価	金　額	
香港・ドル		株	香港・ドル	香港・ドル	

	HANERGY THIN FILM POWER GROU	172,000	0.000	0.000	
香港・ドル　小計				香港・ドル 0.000 (0)	
合計				0 [0]	

(2)　株式以外の有価証券

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	ISHARES CORE MSCI EMERGING	108,610	アメリカ・ドル 7,209,531.800	
	アメリカ・ドル　小計			アメリカ・ドル 7,209,531.800 (784,180,774)	
投資証券　合計				784,180,774 [784,180,774]	
合計				784,180,774 [784,180,774]	

投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（注）1．各種通貨毎の小計の欄における（　）内の金額は、邦貨換算額であります。
2．合計欄における［　］内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	投資証券　1銘柄	-%	100%	100%
香港・ドル	株式　1銘柄	100%	-%	0%

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「国内ＲＥＩＴマザーファンド」の状況
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2020年5月8日現在	2021年5月10日現在
	金　額（円）	金　額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	62,891,909	86,767,660
投資証券　※2	773,000,885	1,751,470,460
派生商品評価勘定	―	8,919,500
未収入金	17,625	3,539,125
未収配当金	13,936,290	17,565,544
前払金	16,185,000	―
差入委託証拠金	4,859,700	―
流動資産合計	870,891,409	1,868,262,289
資産合計	870,891,409	1,868,262,289
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	12,090,500	―
前受金	―	8,950,000
未払解約金	2,400	5,009,100
その他未払費用	111	47
流動負債合計	12,093,011	13,959,147
負債合計	12,093,011	13,959,147
純資産の部		
元本等		
元本　※1	611,655,029	1,020,094,199
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	247,143,369	834,208,943
元本等合計	858,798,398	1,854,303,142
純資産合計	858,798,398	1,854,303,142
負債純資産合計	870,891,409	1,868,262,289

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	自　2020年5月9日 至　2021年5月10日

1．有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3．収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資証券の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	2020年5月8日現在	2021年5月10日現在
1．※1　期首	2019年5月9日	2020年5月9日
期首元本額	2,073,541,554円	611,655,029円
期中追加設定元本額	3,017,758,376円	1,034,050,436円
期中一部解約元本額	4,479,644,901円	625,611,266円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
アクティブ・リート・ニッポン（毎月分配型）	19,604,541円	－円
ダイナミック・アロケーション・ファンド（適格機関投資家専用）	－円	439,978,181円
国内ＲＥＩＴファンド（適格機関投資家専用）	590,190,021円	485,074,808円
Ｊ－ＲＥＩＴ資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	－円	13,580,163円

	ターゲット・リターン（コスト控除後3%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	－円	74,772円
	ターゲット・リターン（コスト控除後5%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	－円	131,324円
	りそな ダイナミック・アロケーション・ファンド	－円	19,487,664円
	堅実バランスファンド －ハジメの一歩－	1,858,045円	20,310,272円
	ＤＣダイナミック・アロケーション・ファンド	2,422円	41,457,015円
計		611,655,029円	1,020,094,199円
2.	期末日における受益権の総数	611,655,029口	1,020,094,199口
3. ※2	差入委託証拠金代用有価証券	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。 投資証券　7,736,000円	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。 投資証券　39,612,000円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

区　分	自　2020年5月9日 至　2021年5月10日
1.　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2.　金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所（外国の取引所）における不動産投信指数先物取引を利用しております。

3．　金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

区　分	2021年5月10日現在
1．　金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．　金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	2020年5月8日現在 当期間の損益に含まれた評価差額（円）	2021年5月10日現在 当期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資証券	△131,540,145	310,613,102
合計	△131,540,145	310,613,102

（注）　「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（2019年5月9日から2020年5月8日まで、及び2020年5月9日から2021年5月10日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

不動産投信関連

種　類	2020年5月8日 現在				2021年5月10日 現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引 不動産投信 指数先物取引 買　建	94,610,000	－	82,525,000	△12,085,000	93,675,000	－	102,600,000	8,925,000
合計	94,610,000	－	82,525,000	△12,085,000	93,675,000	－	102,600,000	8,925,000

（注）　1.　時価の算定方法
不動産投信指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
2.　不動産投信指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3.　契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4.　契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（1口当たり情報）

	2020年5月8日現在	2021年5月10日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.4041円 (14,041円)	1.8178円 (18,178円)

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)　株式
該当事項はありません。

(2)　株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資証券	エスコンジャパンリート	26	3,406,000	
	サンケイリアルエステート	39	4,711,200	
	SOSILA物流リート投	41	5,912,200	

日本アコモデーションファンド投資法人	54	34,722,000	
森ヒルズリート	185	29,082,000	
産業ファンド	223	44,064,800	
アドバンス・レジデンス	150	52,950,000	
ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人	108	23,900,400	
ＡＰＩ投資法人	79	39,342,000	
ＧＬＰ投資法人	493	88,394,900	
コンフォリア・レジデンシャル	71	24,850,000	
日本プロロジスリート	249	86,652,000	
星野リゾート・リート	24	15,408,000	
ＯＮＥリート投資法人	25	7,625,000	
イオンリート投資	160	24,048,000	
ヒューリックリート投資法	131	22,623,700	
日本リート投資法人	51	21,802,500	
インベスコ・オフィス・Jリート	1,003	20,782,160	
積水ハウス・リート投資	464	41,574,400	
トーセイ・リート投資法人	35	4,700,500	
ケネディクス商業リート	63	17,375,400	
ヘルスケア&メディカル投資	34	4,749,800	
サムティ・レジデンシャル	30	3,522,000	
野村不動産マスターＦ	510	87,516,000	※
いちごホテルリート投資	28	2,447,200	
ラサールロジポート投資	191	33,367,700	
スターアジア不動産投	162	9,104,400	
マリモ地方創生リート	15	1,957,500	
三井不ロジパーク	55	30,525,000	
大江戸温泉リート	25	2,075,000	
投資法人みらい	170	8,364,000	
森トラスト・ホテルリート投	34	4,508,400	
三菱地所物流REIT	40	18,120,000	
CREロジスティクスファンド	50	8,860,000	
ザイマックス・リート	24	2,764,800	
タカラレーベン不動産投	47	5,513,100	
伊藤忠アドバンスロジ	61	8,393,600	
日本ビルファンド	178	124,778,000	※
ジャパンリアルエステイト	158	107,282,000	※
日本都市ファンド投資法人	786	87,088,800	
オリックス不動産投資	314	60,193,800	
日本プライムリアルティ	98	42,238,000	

	NTT都市開発リート投資法人	143	22,722,700	
	東急リアル・エステート	106	19,557,000	
	グローバル・ワン不動産投資法人	110	13,717,000	
	ユナイテッド・アーバン投資法人	337	55,470,200	
	森トラスト総合リート	113	17,628,000	
	インヴィンシブル投資法人	660	28,083,000	
	フロンティア不動産投資	52	24,986,000	
	平和不動産リート	97	15,733,400	
	日本ロジスティクスファンド投資法人	103	32,290,500	
	福岡リート投資法人	82	14,481,200	
	ケネディクス・オフィス投資法人	49	38,808,000	
	いちごオフィスリート投資法人	131	12,471,200	
	大和証券オフィス投資法人	34	26,452,000	
	阪急阪神リート投資法人	71	10,962,400	
	スターツプロシード投資法人	25	5,597,500	
	大和ハウスリート投資法人	225	67,162,500	
	ジャパン・ホテル・リート投資法人	508	32,816,800	
	大和証券リビング投資法人	206	23,072,000	
	ジャパンエクセレント投資法人	146	22,162,800	
投資証券　合計			1,751,470,460	
合計			1,751,470,460	

投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（注）　※先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下の有価証券が差し入れられております。

野村不動産マスターＦ　70口　日本ビルファンド　20口
ジャパンリアルエステイト　20口

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「先進国ＲＥＩＴマザーファンド」の状況
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2020年5月8日現在	2021年5月10日現在

	金　額（円）	金　額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	2,676,235	2,681,858
コール・ローン	46,395,848	25,953,740
投資信託受益証券	38,019,446	52,358,789
投資証券	740,372,344	3,416,216,556
派生商品評価勘定	7,993,387	3,094,782
未収入金	11,629,007	9,733,063
未収配当金	493,495	2,922,784
差入委託証拠金	29,703,730	21,219,182
流動資産合計	877,283,492	3,534,180,754
資産合計	877,283,492	3,534,180,754
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	418,555	23,879
未払金	300,985	76,334
未払解約金	28,000,000	17,826,800
その他未払費用	88	19
流動負債合計	28,719,628	17,927,032
負債合計	28,719,628	17,927,032
純資産の部		
元本等		
元本　※1	653,979,840	1,891,797,737
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	194,584,024	1,624,455,985
元本等合計	848,563,864	3,516,253,722
純資産合計	848,563,864	3,516,253,722
負債純資産合計	877,283,492	3,534,180,754

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	自　2020年5月9日 至　2021年5月10日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券

	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	(1)先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。 (2)為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3．収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。

4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	2020年5月8日現在	2021年5月10日現在
1．※1　期首	2019年5月9日	2020年5月9日
期首元本額	1,939,346,316円	653,979,840円
期中追加設定元本額	3,722,809,307円	2,255,826,308円
期中一部解約元本額	5,008,175,783円	1,018,008,411円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
USリート・インデックス・ファンド（為替ヘッジなし／毎月分配型）	19,594,588円	－円
ダイナミック・アロケーション・ファンド（適格機関投資家専用）	－円	411,375,715円
先進国ＲＥＩＴファンド（適格機関投資家専用）	584,243,417円	476,773,741円
海外リート資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	－円	14,362,122円
ターゲット・リターン（コスト控除後3%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	－円	36,596円
ターゲット・リターン（コスト控除後5%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	－円	70,881円
りそな ダイナミック・アロケーション・ファンド	－円	17,970,847円

堅実バランスファンド －ハジメの一歩－	1,909,047円	20,177,597円
ＤＣダイナミック・アロケーション・ファンド	2,390円	38,221,551円
ダイワ外国３資産アロケーション・ファンド（部分為替ヘッジあり）	48,230,398円	138,744,360円
ダイワ外国ＲＥＩＴインデックス（為替ヘッジあり）（ダイワＳＭＡ専用）	－円	774,064,327円
計	653,979,840円	1,891,797,737円
2.　期末日における受益権の総数	653,979,840口	1,891,797,737口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

区　分	自　2020年5月9日 至　2021年5月10日
1.　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2.　金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所（外国の取引所）における不動産投信指数先物取引を利用しております。また、外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3.　金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区　分	2021年5月10日現在
1．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	2020年5月8日現在 当期間の損益に含まれた評価差額（円）	2021年5月10日現在 当期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	308,146	532,534
投資証券	△226,477,791	579,605,469
合計	△226,169,645	580,138,003

（注）　「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（2019年5月9日から2020年5月8日まで、及び2020年5月9日から2021年5月10日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

1．不動産投信関連

種　類	2020年5月8日 現在			2021年5月10日 現在		
	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益

	(円)	うち1年超	(円)	(円)	(円)	うち1年超	(円)	(円)
市場取引								
不動産投信指数先物取引								
買　建	62,770,343	－	70,763,730	7,993,387	44,554,869	－	47,616,948	3,062,079
合計	62,770,343	－	70,763,730	7,993,387	44,554,869	－	47,616,948	3,062,079

（注）　1．時価の算定方法

不動産投信指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2．不動産投信指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3．契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。

4．契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

2．通貨関連

種　類	2020年5月8日 現在				2021年5月10日 現在			
	契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
	(円)	うち1年超	(円)	(円)	(円)	うち1年超	(円)	(円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売　建	11,264,026	－	11,273,100	△9,074	－	－	－	－
アメリカ・ドル	11,264,026	－	11,273,100	△9,074	－	－	－	－
買　建	30,413,581	－	30,004,100	△409,481	8,178,957	－	8,187,781	8,824
アメリカ・ドル	－	－	－	－	4,372,272	－	4,349,716	△22,556
イギリス・ポンド	9,165,489	－	8,955,600	△209,889	－	－	－	－
オーストラリア・ドル	3,125,277	－	3,122,100	△3,177	－	－	－	－
カナダ・ドル	4,988,750	－	4,958,200	△30,550	－	－	－	－

シンガポール・ドル	2,048,503	－	2,033,640	△14,863	－	－	－	－
ニュージーランド・ドル	3,921,576	－	3,897,600	△23,976	－	－	－	－
ユーロ	7,163,986	－	7,036,960	△127,026	3,806,685	－	3,838,065	31,380
合計	41,677,607	－	41,277,200	△418,555	8,178,957	－	8,187,781	8,824

（注） 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（1口当たり情報）

	2020年5月8日現在	2021年5月10日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.2975円 (12,975円)	1.8587円 (18,587円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考

投資信託受益証券	アメリカ・ドル			アメリカ・ドル	
		VANGUARD REAL ESTATE ETF	4,890.000	481,371.600	
	アメリカ・ドル　小計			アメリカ・ドル 481,371.600 (52,358,789)	
投資信託受益証券　合計				52,358,789 [52,358,789]	
投資証券	アメリカ・ドル			アメリカ・ドル	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	3,590	701,952.700	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	9,092	1,135,954.480	
		BOSTON PROPERTIES INC	4,878	527,604.480	
		VORNADO REALTY TRUST	10,555	485,635.550	
		EQUITY RESIDENTIAL	9,092	673,262.600	
		EQUINIX INC	2,068	1,475,414.600	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	31,373	551,537.340	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	10,263	483,489.930	
		INVITATION HOMES INC	16,740	586,402.200	
		VICI PROPERTIES INC	21,872	686,780.800	
		PARAMOUNT GROUP INC	57,225	607,157.250	
		STAG INDUSTRIAL INC	8,995	326,788.350	
		VENTAS INC	12,136	664,688.720	
		IRON MOUNTAIN INC	10,594	437,532.200	
		VEREIT INC	12,237	575,261.370	
		SPIRIT REALTY CAPITAL INC	10,185	481,343.100	
		SUN COMMUNITIES INC	2,985	494,405.550	
		PROLOGIS INC	16,799	1,949,019.980	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	3,122	556,153.080	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	3,980	488,306.200	
		DUKE REALTY CORP	9,833	451,629.690	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	1,912	552,338.560	
		WELLTOWER INC	11,472	856,958.400	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	18,048	604,968.960	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	3,649	573,002.470	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	6,673	466,375.970	
		NATIONAL RETAIL PROPERTIES	9,599	465,935.460	
		REALTY INCOME CORP	10,477	713,483.700	
		PUBLIC STORAGE	3,649	1,011,758.230	
		UDR INC	10,321	477,759.090	
		WP CAREY INC	7,024	527,783.360	

	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	10,399	379,563.500	
	DIGITAL REALTY TRUST INC	6,224	940,944.320	
	EXTRA SPACE STORAGE INC	4,039	594,702.360	
	MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	23,706	509,204.880	
	DOUGLAS EMMETT INC	13,775	446,861.000	
アメリカ・ドル　小計			アメリカ・ドル 23,461,960.430 (2,551,957,436)	
イギリス・ポンド			イギリス・ポンド	
	SEGRO PLC	64,640	653,833.600	
	TRITAX BIG BOX REIT PLC	299,150	574,667.150	
イギリス・ポンド　小計			イギリス・ポンド 1,228,500.750 (187,530,639)	
オーストラリア・ドル			オーストラリア・ドル	
	SCENTRE GROUP	236,710	648,585.400	
	DEXUS	70,500	723,330.000	
	MIRVAC GROUP	299,320	832,109.600	
	GOODMAN GROUP	57,500	1,106,300.000	
オーストラリア・ドル　小計			オーストラリア・ドル 3,310,325.000 (282,834,168)	
カナダ・ドル			カナダ・ドル	
	CHOICE PROPERTIES REIT	78,800	1,122,900.000	
カナダ・ドル　小計			カナダ・ドル 1,122,900.000 (100,757,817)	
シンガポール・ドル			シンガポール・ドル	
	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	171,929	524,383.450	
	CAPITALAND INTEGRATED COMMER	465,988	992,554.440	
シンガポール・ドル　小計			シンガポール・ドル 1,516,937.890 (124,510,262)	
ユーロ			ユーロ	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	4,750	338,057.500	
	GECINA SA	1,830	233,691.000	
	COFINIMMO	1,870	243,661.000	
ユーロ　小計			ユーロ	

				815,409.500 (107,894,985)	
	香港・ドル	LINK REIT	58,500	香港・ドル 4,334,850.000	
	香港・ドル　小計			香港・ドル 4,334,850.000 (60,731,249)	
投資証券　合計				3,416,216,556 [3,416,216,556]	
合計				3,468,575,345 [3,468,575,345]	

投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（注）1．各種通貨毎の小計の欄における（　）内の金額は、邦貨換算額であります。
2．合計欄における［　］内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資信託 受益証券 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資信託　1銘柄 受益証券 投資証券　36銘柄	2.0%	98.0%	75.0%
イギリス・ポンド	投資証券　2銘柄	-%	100%	5.4%
オーストラリア・ドル	投資証券　4銘柄	-%	100%	8.2%
カナダ・ドル	投資証券　1銘柄	-%	100%	2.9%
シンガポール・ドル	投資証券　2銘柄	-%	100%	3.6%
ユーロ	投資証券　3銘柄	-%	100%	3.1%
香港・ドル	投資証券　1銘柄	-%	100%	1.8%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2021年5月11日から2021年11月10日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

【中間財務諸表】

ＤＣダイナミック・アロケーション・ファンド

(1)【中間貸借対照表】

（単位：円）

	当中間計算期間末 2021年11月10日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	18,803,576
親投資信託受益証券	1,213,212,149
流動資産合計	1,232,015,725
資産合計	1,232,015,725
負債の部	
流動負債	
未払解約金	1,754,199
未払受託者報酬	250,794
未払委託者報酬	6,019,673
その他未払費用	46,934
流動負債合計	8,071,600
負債合計	8,071,600
純資産の部	
元本等	
元本	※1 1,038,697,510
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	185,246,615
（分配準備積立金）	72,948,622
元本等合計	1,223,944,125
純資産合計	1,223,944,125
負債純資産合計	1,232,015,725

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	当中間計算期間 自　2021年5月11日 至　2021年11月10日
営業収益	
有価証券売買等損益	32,109,412
営業収益合計	32,109,412
営業費用	
支払利息	1,981
受託者報酬	250,794
委託者報酬	6,019,673
その他費用	46,934
営業費用合計	6,319,382
営業利益	25,790,030
経常利益	25,790,030
中間純利益	25,790,030
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	571,333
期首剰余金又は期首欠損金（△）	138,001,763
剰余金増加額又は欠損金減少額	31,807,727
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	31,807,727
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,781,572
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,781,572
中間剰余金又は中間欠損金（△）	185,246,615

(3) 【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	当中間計算期間 自　2021年5月11日 至　2021年11月10日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

区　分	当中間計算期間末 2021年11月10日現在
1.　※1　期首元本額	911,293,776円
期中追加設定元本額	191,566,878円
期中一部解約元本額	64,163,144円
2.　中間計算期間末日における受益権の総数	1,038,697,510口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

区　分	当中間計算期間 自　2021年5月11日 至　2021年11月10日
	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区　分	当中間計算期間末 2021年11月10日現在
1.　金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.　金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。

	(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末 2021年11月10日現在
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	当中間計算期間末 2021年11月10日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.1783円 (11,783円)

（参考）

当ファンドは、「国内債券マザーファンド」受益証券、「先進国債券（為替ヘッジあり）マザーファンド」受益証券、「新興国債券マザーファンド」受益証券、「国内株式マザーファンド」受益証券、「先進国株式マザーファンド」受益証券、「新興国株式マザーファンド」受益証券、「国内ＲＥＩＴマザーファンド」受益証券及び「先進国ＲＥＩＴマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの中間計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「国内債券マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2021年11月10日現在
	金　額（円）
資産の部	
流動資産	

コール・ローン	29,427,081
国債証券	4,937,591,970
未収利息	7,242,813
前払費用	334,780
流動資産合計	4,974,596,644
資産合計	4,974,596,644
負債の部	
流動負債	
未払解約金	2,702,000
流動負債合計	2,702,000
負債合計	2,702,000
純資産の部	
元本等	
元本 ※1	4,431,306,447
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	540,588,197
元本等合計	4,971,894,644
純資産合計	4,971,894,644
負債純資産合計	4,974,596,644

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	自　2021年5月11日 至　2021年11月10日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	2021年11月10日現在
1.　※1　期首	2021年5月11日
期首元本額	3,785,071,179円
期中追加設定元本額	1,122,179,941円
期中一部解約元本額	475,944,673円
期末元本額の内訳	
ファンド名	
６資産（為替ヘッジなし）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	9,900,000円
ダイナミック・アロケーション・ファンド（適格機関投資家専用）	3,134,123,668円
ターゲット・リターン（コスト控除後3%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	306,803円
ターゲット・リターン（コスト控除後5%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	109,230円
スマート・ミックス・Dガード(為替ヘッジあり)	7,255,702円
スマート・ミックス・Dガード（為替ヘッジなし）	7,732,581円
スマート・アロケーション・Dガード	4,702,157円
りそな ダイナミック・アロケーション・ファンド	180,383,316円
堅実バランスファンド －ハジメの一歩－	331,379,111円
ＤＣダイナミック・アロケーション・ファンド	448,802,539円
ダイワ・ダブルバランス・ファンド（Dガード付／部分為替ヘッジあり）	16,986,819円
ダイワ６資産バランス・ファンド（Dガード付／為替ヘッジあり）	127,613,750円

ダイワ６資産バランス・ファンド（Ｄガード付／為替ヘッジなし）	160,929,523円
ＤＣスマート・アロケーション・Ｄガード	1,081,248円
計	4,431,306,447円
2.　期末日における受益権の総数	4,431,306,447口

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区　分	2021年11月10日現在
1.　金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.　金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

2021年11月10日現在
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	2021年11月10日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.1220円 (11,220円)

「先進国債券（為替ヘッジあり）マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2021年11月10日現在
	金　額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	217,615,846
コール・ローン	51,898,893
国債証券	8,476,417,973
派生商品評価勘定	91,756,167
未収利息	64,011,219
前払費用	853,981
流動資産合計	8,902,554,079
資産合計	8,902,554,079
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	313,094
未払解約金	13,533,026
流動負債合計	13,846,120
負債合計	13,846,120
純資産の部	
元本等	
元本　※1	7,335,719,513
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,552,988,446
元本等合計	8,888,707,959
純資産合計	8,888,707,959
負債純資産合計	8,902,554,079

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	自　2021年5月11日 至　2021年11月10日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券

	個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	2021年11月10日現在
1．※1　期首	2021年5月11日
期首元本額	7,125,746,995円
期中追加設定元本額	792,539,469円
期中一部解約元本額	582,566,951円
期末元本額の内訳	
ファンド名	

	５資産（為替ヘッジあり）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	14,700,000円
	ダイナミック・アロケーション・ファンド（適格機関投資家専用）	1,540,868,001円
	先進国債券（為替ヘッジあり）ファンド（適格機関投資家専用）	5,190,130,515円
	ターゲット・リターン（コスト控除後3%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	85,508円
	ターゲット・リターン（コスト控除後5%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	32,241円
	スマート・ミックス・Dガード(為替ヘッジあり)	6,803,855円
	りそな ダイナミック・アロケーション・ファンド	88,687,414円
	堅実バランスファンド －ハジメの一歩－	155,004,785円
	ＤＣダイナミック・アロケーション・ファンド	220,068,009円
	ダイワ６資産バランス・ファンド（Dガード付／為替ヘッジあり）	119,339,185円
計		7,335,719,513円
2.	期末日における受益権の総数	7,335,719,513口

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区　分	2021年11月10日現在
1.　金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.　金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引

	デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種　類	2021年11月10日 現在			
	契約額等 （円）	うち １年超	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売　建	8,753,840,284	－	8,662,397,211	91,443,073
アメリカ・ドル	4,092,084,816	－	4,050,514,932	41,569,884
イギリス・ポンド	540,651,642	－	529,216,342	11,435,300
イスラエル・シュケル	43,188,636	－	43,450,680	△262,044
オーストラリア・ドル	158,155,100	－	153,672,801	4,482,299
オフショア・人民元	19,508,159	－	19,390,030	118,129
カナダ・ドル	178,131,556	－	175,652,389	2,479,167
シンガポール・ドル	37,696,366	－	37,354,863	341,503
スウェーデン・クローナ	26,472,144	－	26,241,040	231,104
デンマーク・クローネ	46,828,527	－	46,442,969	385,558
ノルウェー・クローネ	22,697,455	－	22,359,950	337,505

ポーランド・ズロチ	46,876,806	－	46,689,239	187,567
メキシコ・ペソ	65,529,878	－	65,580,928	△51,050
ユーロ	3,476,019,199	－	3,445,831,048	30,188,151
合計	8,753,840,284	－	8,662,397,211	91,443,073

（注） 1．時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2．換算において円未満の端数は切り捨てております。

3．契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（1口当たり情報）

	2021年11月10日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.2117円 (12,117円)

「新興国債券マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2021年11月10日現在
	金　額（円）
資産の部	
流動資産	

預金	36,351,031
コール・ローン	10,518,846
国債証券	4,293,669,236
未収利息	48,503,722
前払費用	1,588,890
流動資産合計	4,390,631,725
資産合計	4,390,631,725
負債の部	
流動負債	
未払解約金	235,000
流動負債合計	235,000
負債合計	235,000
純資産の部	
元本等	
元本 ※1	2,858,868,096
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,531,528,629
元本等合計	4,390,396,725
純資産合計	4,390,396,725
負債純資産合計	4,390,631,725

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	自　2021年5月11日 至　2021年11月10日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	2021年11月10日現在
1．※1　期首	2021年5月11日
期首元本額	2,948,656,166円
期中追加設定元本額	96,388,521円
期中一部解約元本額	186,176,591円
期末元本額の内訳	
ファンド名	
６資産（為替ヘッジなし）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	29,296,871円
ダイワ米ドル建て新興国債券ファンドM（F0Fs用）（適格機関投資家専用）	226,457,520円
新興国債券（為替ヘッジあり）ファンド（適格機関投資家専用）	2,035,006,994円

	ターゲット・リターン（コスト控除後3%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	44,042円
	ターゲット・リターン（コスト控除後5%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	49,571円
	スマート・ミックス・Dガード（為替ヘッジなし）	5,673,138円
	りそな ダイナミック・アロケーション・ファンド	17,105,687円
	堅実バランスファンド －ハジメの一歩－	24,461,982円
	ＤＣダイナミック・アロケーション・ファンド	43,017,049円
	ダイワバランスファンド2020-07（適格機関投資家専用）	176,863,005円
	ダイワバランスファンド2021-02（適格機関投資家専用）	181,348,771円
	ダイワ６資産バランス・ファンド（Dガード付／為替ヘッジなし）	119,543,466円
計		2,858,868,096円
2.	期末日における受益権の総数	2,858,868,096口

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区　分	2021年11月10日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

2021年11月10日現在
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	2021年11月10日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.5357円 (15,357円)

「国内株式マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2021年11月10日現在
	金　額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,838,644,767
派生商品評価勘定	417,290
前払金	20,901,500
差入委託証拠金	75,127,500
流動資産合計	1,935,091,057
資産合計	1,935,091,057
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	33,179,860
未払解約金	2,631,900
流動負債合計	35,811,760
負債合計	35,811,760
純資産の部	
元本等	
元本　※1	891,821,807
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,007,457,490

元本等合計	1,899,279,297
純資産合計	1,899,279,297
負債純資産合計	1,935,091,057

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	自　2021年5月11日 至　2021年11月10日
デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	2021年11月10日現在
1.　※1　期首	2021年5月11日
期首元本額	966,516,567円
期中追加設定元本額	148,424,410円
期中一部解約元本額	223,119,170円
期末元本額の内訳	
ファンド名	
６資産（為替ヘッジなし）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	9,593,298円
ダイナミック・アロケーション・ファンド（適格機関投資家専用）	380,566,130円
国内株式ファンド（適格機関投資家専用）	273,143,954円
ターゲット・リターン（コスト控除後3%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	29,348円

	ターゲット・リターン（コスト控除後5%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	44,476円
	スマート・ミックス・Dガード(為替ヘッジあり)	3,845,034円
	スマート・ミックス・Dガード（為替ヘッジなし）	4,072,316円
	スマート・アロケーション・Dガード	212,451円
	りそな ダイナミック・アロケーション・ファンド	15,568,958円
	堅実バランスファンド －ハジメの一歩－	11,450,435円
	ＤＣダイナミック・アロケーション・ファンド	39,442,589円
	ダイワ・ダブルバランス・ファンド（Dガード付／部分為替ヘッジあり）	765,182円
	ダイワ６資産バランス・ファンド（Dガード付／為替ヘッジあり）	67,045,997円
	ダイワ６資産バランス・ファンド（Dガード付／為替ヘッジなし）	85,991,333円
	ＤＣスマート・アロケーション・Dガード	50,306円
計		891,821,807円
2.	期末日における受益権の総数	891,821,807口

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区　分	2021年11月10日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等

	これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

種　類	2021年11月10日 現在			
	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引				
株価指数				
先物取引				
買　建	1,935,705,500	－	1,902,996,500	△32,709,000
合計	1,935,705,500	－	1,902,996,500	△32,709,000

（注）1．時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2．株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3．契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

4．契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（1口当たり情報）

	2021年11月10日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	2.1297円 (21,297円)

「先進国株式マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2021年11月10日現在
	金　額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	25,499,068
コール・ローン	104,023,066
投資信託受益証券	1,200,063,516
投資証券	393,669,087
派生商品評価勘定	8,801,664
差入委託証拠金	69,334,505
流動資産合計	1,801,390,906
資産合計	1,801,390,906
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	885,169
未払金	86,022
未払解約金	11,347,000
流動負債合計	12,318,191
負債合計	12,318,191
純資産の部	
元本等	
元本　※1	598,411,039
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,190,661,676
元本等合計	1,789,072,715
純資産合計	1,789,072,715
負債純資産合計	1,801,390,906

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	自　2021年5月11日 至　2021年11月10日
1.　有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券

	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	(1)先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。 (2)為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3．収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。

4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	2021年11月10日現在
1．※1　期首	2021年5月11日
期首元本額	697,545,729円
期中追加設定元本額	90,425,359円
期中一部解約元本額	189,560,049円
期末元本額の内訳	
ファンド名	
６資産（為替ヘッジなし）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	8,939,704円
ダイナミック・アロケーション・ファンド（適格機関投資家専用）	279,105,692円
先進国株式ファンド（適格機関投資家専用）	196,031,215円
ターゲット・リターン（コスト控除後3%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	27,377円
ターゲット・リターン（コスト控除後5%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	48,950円
スマート・ミックス・Dガード（為替ヘッジなし）	2,941,052円
りそな ダイナミック・アロケーション・ファンド	11,267,752円

堅実バランスファンド －ハジメの一歩－	8,290,337円
ＤＣダイナミック・アロケーション・ファンド	28,003,491円
ダイワ６資産バランス・ファンド（Ｄガード付／為替ヘッジなし）	63,755,469円
計	598,411,039円
2.　期末日における受益権の総数	598,411,039口

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区　分	2021年11月10日現在
1.　金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.　金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

1．株式関連

種　類	2021年11月10日 現在			
	契約額等（円）	うち１年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引				
株価指数				
先物取引				
買　建	186,625,648	－	195,427,312	8,801,664

合計	186,625,648	－	195,427,312	8,801,664

（注） 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

2．通貨関連

種　類	2021年11月10日 現在			
	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買　建	92,621,306	－	91,736,137	△885,169
アメリカ・ドル	56,938,502	－	56,326,233	△612,269
ユーロ	35,682,804	－	35,409,904	△272,900
合計	92,621,306	－	91,736,137	△885,169

（注） 1．時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2．換算において円未満の端数は切り捨てております。

3．契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（1口当たり情報）

	2021年11月10日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	2.9897円 (29,897円)

「新興国株式マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2021年11月10日現在 金　額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	50,833,772
コール・ローン	25,645,150
投資証券	770,765,723
派生商品評価勘定	72,229
差入委託証拠金	59,791,523
流動資産合計	907,108,397
資産合計	907,108,397
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	2,410,857
未払解約金	47,000
流動負債合計	2,457,857
負債合計	2,457,857
純資産の部	
元本等	
元本　※1	522,814,939

剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	381,835,601
元本等合計	904,650,540
純資産合計	904,650,540
負債純資産合計	907,108,397

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	自　2021年5月11日 至　2021年11月10日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1)株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	(1)先物取引

	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。 (2)為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3．収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	2021年11月10日現在
1．※1　期首	2021年5月11日
期首元本額	514,146,867円
期中追加設定元本額	101,237,909円
期中一部解約元本額	92,569,837円
期末元本額の内訳	
ファンド名	
６資産（為替ヘッジなし）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	9,900,000円

新興国株式ファンド（適格機関投資家専用）	338,937,626円
ターゲット・リターン（コスト控除後3%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	36,589円
ターゲット・リターン（コスト控除後5%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	80,073円
スマート・ミックス・Dガード（為替ヘッジなし）	4,872,129円
りそな ダイナミック・アロケーション・ファンド	14,125,279円
堅実バランスファンド －ハジメの一歩－	14,309,962円
ＤＣダイナミック・アロケーション・ファンド	36,084,823円
ダイワ６資産バランス・ファンド（Dガード付／為替ヘッジなし）	104,468,458円
計	522,814,939円
2. 期末日における受益権の総数	522,814,939口

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区　分	2021年11月10日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

1．株式関連

種　類	2021年11月10日 現在			
	契約額等		時価	評価損益
	(円)	うち 1年超	(円)	(円)
市場取引				
株価指数				
先物取引				
買　建	130,971,772	－	128,877,089	△2,094,683
合計	130,971,772	－	128,877,089	△2,094,683

（注）　1．　時価の算定方法
株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
2．　株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3．　契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。
4．　契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

2．通貨関連

種　類	2021年11月10日 現在			
	契約額等		時価	評価損益
	（円）	うち 1年超	（円）	（円）
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買　建	22,246,380	－	22,002,435	△243,945
アメリカ・ドル	22,246,380	－	22,002,435	△243,945

合計	22,246,380	－	22,002,435	△243,945

（注） 1．時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2．換算において円未満の端数は切り捨てております。

3．契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（1口当たり情報）

	2021年11月10日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.7303円 (17,303円)

「国内ＲＥＩＴマザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2021年11月10日現在
	金　額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	89,090,236
投資証券　※2	1,687,434,550
未収配当金	15,547,065
前払金	4,180,000

流動資産合計	1,796,251,851
資産合計	1,796,251,851
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	4,660,500
未払解約金	2,286,000
流動負債合計	6,946,500
負債合計	6,946,500
純資産の部	
元本等	
元本 ※1	966,702,233
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	822,603,118
元本等合計	1,789,305,351
純資産合計	1,789,305,351
負債純資産合計	1,796,251,851

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	自　2021年5月11日 至　2021年11月10日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	先物取引

	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3．収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資証券の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	2021年11月10日現在
1．※1　期首	2021年5月11日
期首元本額	1,020,094,199円
期中追加設定元本額	165,692,637円
期中一部解約元本額	219,084,603円
期末元本額の内訳	
ファンド名	
ダイナミック・アロケーション・ファンド（適格機関投資家専用）	396,250,328円
国内ＲＥＩＴファンド（適格機関投資家専用）	479,650,809円
Ｊ－ＲＥＩＴ資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	13,580,163円
ターゲット・リターン（コスト控除後3%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	63,419円
ターゲット・リターン（コスト控除後5%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	107,090円
りそな ダイナミック・アロケーション・ファンド	16,286,561円
堅実バランスファンド －ハジメの一歩－	19,953,612円
ＤＣダイナミック・アロケーション・ファンド	40,810,251円
計	966,702,233円
2．期末日における受益権の総数	966,702,233口

3．※2　差入委託証拠金代用有価証券	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。 投資証券　39,529,000円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区　分	2021年11月10日現在
1．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

不動産投信関連

種　類	2021年11月10日 現在			
	契約額等 （円）	うち 1年超	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引				
不動産投信 指数先物取引				
買　建	107,380,000	－	102,725,000	△4,655,000
合計	107,380,000	－	102,725,000	△4,655,000

（注）1．時価の算定方法

不動産投信指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2．不動産投信指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3．契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

4．契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（1口当たり情報）

	2021年11月10日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.8509円 (18,509円)

「先進国ＲＥＩＴマザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2021年11月10日現在
	金　額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	3,296,699
コール・ローン	27,136,871
投資信託受益証券	8,373,526
投資証券	3,178,408,570
派生商品評価勘定	1,506,680
未収配当金	3,245,440
差入委託証拠金	21,148,073
流動資産合計	3,243,115,859
資産合計	3,243,115,859
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	163,320
未払金	44,447
未払解約金	7,317,000
流動負債合計	7,524,767
負債合計	7,524,767
純資産の部	

元本等	
元本　※1	1,493,417,312
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,742,173,780
元本等合計	3,235,591,092
純資産合計	3,235,591,092
負債純資産合計	3,243,115,859

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	自　2021年5月11日 至　2021年11月10日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	(1)先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。 (2)為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3．収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	2021年11月10日現在
1．※1　期首	2021年5月11日
期首元本額	1,891,797,737円
期中追加設定元本額	118,207,919円
期中一部解約元本額	516,588,344円
期末元本額の内訳	
ファンド名	

	ダイナミック・アロケーション・ファンド（適格機関投資家専用）	328,993,254円
	先進国ＲＥＩＴファンド（適格機関投資家専用）	415,607,569円
	海外リート資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	14,335,194円
	ターゲット・リターン（コスト控除後3%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	35,350円
	ターゲット・リターン（コスト控除後5%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	63,105円
	りそな ダイナミック・アロケーション・ファンド	13,372,253円
	堅実バランスファンド －ハジメの一歩－	17,070,744円
	ＤＣダイナミック・アロケーション・ファンド	32,881,858円
	ダイワ外国３資産アロケーション・ファンド（部分為替ヘッジあり）	112,567,946円
	ダイワ外国ＲＥＩＴインデックス（為替ヘッジあり）（ダイワＳＭＡ専用）	558,490,039円
計		1,493,417,312円
2.	期末日における受益権の総数	1,493,417,312口

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区　分	2021年11月10日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

	(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

1．不動産投信関連

種　類	2021年11月10日 現在			
	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引				
不動産投信指数先物取引				
買　建	46,720,654	－	48,225,077	1,504,423
合計	46,720,654	－	48,225,077	1,504,423

（注）1．時価の算定方法

不動産投信指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2．不動産投信指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3．契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。

4．契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

2．通貨関連

種　類	2021年11月10日 現在			
	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引				

為替予約取引				
買　建	18,778,508	－	18,617,445	△161,063
アメリカ・ドル	18,778,508	－	18,617,445	△161,063
合計	18,778,508	－	18,617,445	△161,063

（注）　1．時価の算定方法

(1)　期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①　期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②　期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・　期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・　期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2)　期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2．換算において円未満の端数は切り捨てております。

3．契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（1口当たり情報）

	2021年11月10日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	2.1666円 (21,666円)

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2021年11月30日

Ⅰ	資産総額	1,232,564,679円
Ⅱ	負債総額	1,227,621円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,231,337,058円
Ⅳ	発行済数量	1,056,208,745口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1658円

(参考）国内債券マザーファンド

純資産額計算書

2021年11月30日

Ⅰ	資産総額	4,969,177,937円
Ⅱ	負債総額	70,000円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	4,969,107,937円
Ⅳ	発行済数量	4,427,577,913口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1223円

(参考）先進国債券（為替ヘッジあり）マザーファンド

純資産額計算書

2021年11月30日

Ⅰ	資産総額	8,826,413,574円
Ⅱ	負債総額	114,531円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	8,826,299,043円
Ⅳ	発行済数量	7,314,104,075口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2068円

(参考）新興国債券マザーファンド

純資産額計算書

2021年11月30日

Ⅰ	資産総額	4,305,889,473円
Ⅱ	負債総額	990円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	4,305,888,483円
Ⅳ	発行済数量	2,875,829,952口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.4973円

(参考）国内株式マザーファンド

純資産額計算書

2021年11月30日

Ⅰ	資産総額	1,941,622,543円
Ⅱ	負債総額	140,867,370円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,800,755,173円
Ⅳ	発行済数量	896,242,590口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.0092円

(参考）先進国株式マザーファンド

純資産額計算書

2021年11月30日

Ⅰ	資産総額	1,747,227,703円
Ⅱ	負債総額	5,240,119円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,741,987,584円
Ⅳ	発行済数量	588,759,771口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.9587円

(参考）新興国株式マザーファンド

純資産額計算書

2021年11月30日

Ⅰ	資産総額	883,628,099円
Ⅱ	負債総額	8,053,628円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	875,574,471円

Ⅳ	発行済数量	525,203,258口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.6671円

(参考) 国内ＲＥＩＴマザーファンド

純資産額計算書

2021年11月30日

Ⅰ	資産総額	1,788,472,337円
Ⅱ	負債総額	13,260,500円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,775,211,837円
Ⅳ	発行済数量	983,867,926口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.8043円

(参考) 先進国ＲＥＩＴマザーファンド

純資産額計算書

2021年11月30日

Ⅰ	資産総額	3,191,280,002円
Ⅱ	負債総額	23,208,910円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	3,168,071,092円
Ⅳ	発行済数量	1,459,706,070口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.1703円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１　【委託会社等の概況】

ａ．資本金の額

2021年11月末日現在

資本金の額　　151億7,427万2,500円

発行可能株式総数　799万9,980株

発行済株式総数　　260万8,525株

過去5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

ｂ．委託会社の機構

①　会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

②　投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ．商品会議

ファンド設立時に経営会議の分科会である商品会議を開催し、ファンドの新規設定を決定します。

ロ．商品担当役員

商品担当役員は、ファンド設立の趣旨に沿って、各ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を決定します。

ハ．運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ．運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ．リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2　【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2021年11月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	60	175,229
追加型株式投資信託	772	21,068,563
株式投資信託　　合計	832	21,243,792
単位型公社債投資信託	78	215,962
追加型公社債投資信託	14	1,474,160
公社債投資信託　合計	92	1,690,122
総合計	924	22,933,914

３【委託会社等の経理状況】

１．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、当中間会計期間（2021年４月１日から2021年９月30日まで）は、改正府令附則第３条第１項ただし書きにより、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

２．当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第62期事業年度（2020年４月１日から2021年３月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第63期事業年度に係る中間会計期間（2021年４月１日から2021年９月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

３．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

（単位:百万円）

	前事業年度 （2020年３月31日）	当事業年度 （2021年３月31日）
資産の部		
流動資産		
現金・預金	2,741	4,860
有価証券	22,167	333
前払費用	205	237
未収委託者報酬	10,847	13,150
未収収益	63	49
関係会社短期貸付金	-	18,700
その他	62	207
流動資産計	36,088	37,539

固定資産				
有形固定資産	※1	217	※1	224
建物		7		6
器具備品		209		218
無形固定資産		2,362		1,937
ソフトウェア		2,028		1,882
ソフトウェア仮勘定		333		54
投資その他の資産		15,844		16,121
投資有価証券		9,153		10,159
関係会社株式		3,972		3,705
出資金		183		183
長期差入保証金		1,069		1,068
繰延税金資産		1,431		973
その他		33		30
固定資産計		18,424		18,283
資産合計		54,512		55,822

（単位:百万円）

		前事業年度 （2020年３月31日）		当事業年度 （2021年３月31日）
負債の部				
流動負債				
預り金		69		68
未払金		7,573		8,405
未払収益分配金		14		13
未払償還金		39		39
未払手数料		3,988		4,734
その他未払金	※2	3,530	※2	3,617
未払費用		3,830		3,777
未払法人税等		656		804
未払消費税等		590		631
賞与引当金		688		950
その他		5		88
流動負債計		13,414		14,725
固定負債				
退職給付引当金		2,574		2,452
役員退職慰労引当金		88		74
その他		5		3

固定負債計	2,667	2,530
負債合計	16,082	17,256
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174	15,174
資本剰余金		
資本準備金	11,495	11,495
資本剰余金合計	11,495	11,495
利益剰余金		
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	11,749	10,574
利益剰余金合計	12,123	10,948
株主資本合計	38,793	37,618
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△363	947
評価・換算差額等合計	△363	947
純資産合計	38,430	38,566
負債・純資産合計	54,512	55,822

(2) 【損益計算書】

（単位:百万円）

	前事業年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	当事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）
営業収益		
委託者報酬	69,550	65,487
その他営業収益	583	419
営業収益計	70,134	65,906
営業費用		
支払手数料	31,120	27,965
広告宣伝費	745	624
調査費	8,858	8,245
調査費	1,188	1,134
委託調査費	7,670	7,110
委託計算費	1,410	1,501
営業雑経費	1,770	1,870
通信費	240	240
印刷費	524	478
協会費	56	51

諸会費	13	14
その他営業雑経費	936	1,084
営業費用計	43,906	40,207
一般管理費		
給料	5,793	5,991
役員報酬	374	351
給料・手当	4,335	4,293
賞与	395	395
賞与引当金繰入額	688	950
福利厚生費	838	893
交際費	62	32
旅費交通費	154	37
租税公課	451	472
不動産賃借料	1,299	1,302
退職給付費用	368	449
役員退職慰労引当金繰入額	37	28
固定資産減価償却費	925	661
諸経費	1,770	1,763
一般管理費計	11,702	11,631
営業利益	14,525	14,067

（単位:百万円）

	前事業年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	当事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）
営業外収益		
投資有価証券売却益	214	578
有価証券償還益	24	42
その他	991	68
営業外収益計	1,230	689
営業外費用		
投資有価証券売却損	1	69
有価証券償還損	71	47
その他	54	24
営業外費用計	127	141
経常利益	15,629	14,616
特別損失		
システム刷新関連費用	537	547
関係会社整理損失	-	267
投資有価証券評価損	48	45
特別損失計	585	860

税引前当期純利益	15,043	13,756
法人税、住民税及び事業税	4,555	4,476
法人税等調整額	△78	△ 109
法人税等合計	4,477	4,366
当期純利益	10,566	9,389

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	13,052	13,426	40,096
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△11,868	△11,868	△11,868
当期純利益	-	-	-	10,566	10,566	10,566
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	△1,302	△1,302	△1,302
当期末残高	15,174	11,495	374	11,749	12,123	38,793

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	46	46	40,142
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△11,868
当期純利益	-	-	10,566
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△410	△410	△410
当期変動額合計	△410	△410	△410
当期末残高	△363	△363	38,430

当事業年度（自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	11,749	12,123	38,793
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△10,564	△10,564	△10,564
当期純利益	-	-	-	9,389	9,389	9,389
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	△1,175	△1,175	△1,175
当期末残高	15,174	11,495	374	10,574	10,948	37,618

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△363	△363	38,430
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△10,564
当期純利益	-	-	9,389
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,311	1,311	1,311
当期変動額合計	1,311	1,311	136
当期末残高	947	947	38,566

注記事項
（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法
（１）子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

（２）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	10～18年
器具備品	４～20年

（２）無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年間）に基づく定額法によっております。

３．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

（２）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員･参与及び上席参事についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

（３）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

４．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

５．連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

６．連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年３月31日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年２

月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

（追加情報）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。この結果、当事業年度の財務諸表への影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2019年７月４日）第７-４項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

（重要な会計上の見積り）

該当事項はありません。

（未適用の会計基準等）

収益認識に関する会計基準等

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年３月30日）
・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年３月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の５つのステップを適用し認識されます。

ステップ１：顧客との契約を識別する。
ステップ２：契約における履行義務を識別する。
ステップ３：取引価格を算定する。
ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する。
ステップ５：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年３月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準の適用による影響は軽微であります。

（表示方法の変更）

（損益計算書関係）

前事業年度において、「営業外収益」に独立掲記しておりました「受取配当金」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」としております。
この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」に表示していた「受取配当金」912百万円、「その他」78百万円は、「その他」991百万円として組替えております。

（注記に関する表示方法の変更）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年3月31日。以下「見積り会計基準」という）が公表日以後終了する事業年度における年度末に係る財務諸表から適用できることになったことに伴い、当事業年度末から適用し、（重要な会計上の見積り）を開示しております。

見積り会計基準の適用については、見積り会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、会計基準第６項及び第７項に定める注記事項について、前事業年度における財務諸表に関する注記を省略しております。

（貸借対照表関係）

※１　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （2020年３月31日）	当事業年度 （2021年３月31日）
建物	34百万円	35百万円
器具備品	276百万円	259百万円

※２　関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 （2020年３月31日）	当事業年度 （2021年３月31日）
未払金	3,397百万円	3,473百万円

３　保証債務

前事業年度（2020年３月31日）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,603百万円に対して保証を行っております。

当事業年度（2021年３月31日）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,727百万円に対して保証を行っております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				

普通株式	2,608	－	－	2,608
合　　計	2,608	－	－	2,608

２．配当に関する事項

（１） 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年６月21日 定時株主総会	普通株式	11,868	4,550	2019年 ３月31日	2019年 ６月24日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2020年６月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 剰余金の配当の総額　10,564百万円
② 配当の原資　利益剰余金
③ １株当たり配当額　4,050円
④ 基準日　2020年３月31日
⑤ 効力発生日　2020年６月24日

当事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	－	－	2,608
合　　計	2,608	－	－	2,608

２．配当に関する事項

（１） 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年６月23日 定時株主総会	普通株式	10,564	4,050	2020年 ３月31日	2020年 ６月24日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2021年６月22日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 剰余金の配当の総額　9,388百万円
② 配当の原資　利益剰余金
③ １株当たり配当額　3,599円
④ 基準日　2021年３月31日

⑤　効力発生日　　2021年６月23日

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式、子会社株式並びに関連会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。関係会社短期貸付金は、親会社に対して貸付を行っているものであります。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に関係する業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

（３）　金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスクの管理

（ｉ）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

（ii）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

２．金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下、「時価算定適用指針」という。）第26項に従い経過措置を適用した有価証券、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度（2020年３月31日）

（１）時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	貸借対照表　計上額	時価	差額
投資有価証券（※１）	60	60	－
資産合計	60	60	－

（※1）時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、有価証券267百万円、投資有価証券8,426百万円は上記の表に含めておりません。

（２）時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、コマーシャル・ペーパー、未払金及び未払費用は、短期間（１年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当事業年度（2021年３月31日）

（１）時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券（※１）	85	－	－	85
資産合計	85	－	－	85

（※１）時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、有価証券333百万円、投資有価証券9,406百万円は上記の表に含めておりません。

（２）時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（１年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注１）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

<u>投資有価証券</u>

株式は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル１に分類しております。なお、時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用している有価証券は、公表さ

れている基準価額によっていることからレベルを付しておりません。保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

（注２）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

（単位：百万円）

区分	前事業年度	当事業年度
非上場株式等	666	666
子会社株式	1,944	1,677
関連会社株式	2,027	2,027

（有価証券関係）

１．子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2020年３月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額　1,944百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額　2,027百万円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2021年３月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額　1,677百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額　2,027百万円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

２．その他有価証券

前事業年度（2020年３月31日）

	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（１）株式	60	55	5
（２）その他	3,004	2,772	232
小計	3,064	2,827	237
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	27,589	28,354	△764
小計	27,589	28,354	△764
合計	30,654	31,181	△526

（注）非上場株式（貸借対照表計上額　666百万円）については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（2021年３月31日）

	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（１）株式	85	55	30

（２）その他	7,179	5,697	1,481
小計	7,265	5,752	1,512
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他	2,561	2,721	△160
小計	2,561	2,721	△160
合計	9,826	8,474	1,352

（注）非上場株式（貸借対照表計上額　666百万円）については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３．売却したその他有価証券

前事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

種類	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
（１）株式	-	-	-
（２）その他 証券投資信託	1,492	214	1
合計	1,492	214	1

当事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

種類	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
（１）株式	-	-	-
（２）その他 証券投資信託	5,353	578	69
合計	5,353	578	69

４．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、証券投資信託について48百万円の減損処理を行っております。

当事業年度において、関係会社株式について267百万円、証券投資信託について45百万円の減損処理を行っております。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度であります）及び確定拠出制度を採用しております。

２．確定給付制度

(１)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	当事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）

退職給付債務の期首残高	2,389百万円	2,574百万円
勤務費用	159	155
退職給付の支払額	△183	△ 378
その他	207	101
退職給付債務の期末残高	2,574	2,452

（２）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	当事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）
非積立型制度の退職給付債務	2,574百万円	2,452百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,574	2,452
退職給付引当金	2,574	2,452
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,574	2,452

（３）退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	当事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）
勤務費用	159百万円	155百万円
その他	27	108
確定給付制度に係る退職給付費用	187	263

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度181百万円、当事業年度186百万円であります。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：百万円）

	前事業年度 （2020年３月31日）	当事業年度 （2021年３月31日）
繰延税金資産		
退職給付引当金	788	750

賞与引当金	177	243
未払事業税	129	170
システム関連費用	198	155
投資有価証券評価損	47	128
出資金評価損	94	94
その他	399	298
繰延税金資産小計	1,835	1,841
評価性引当額	△173	△ 254
繰延税金資産合計	1,661	1,586
繰延税金負債		
連結法人間取引（譲渡益）	△159	△ 159
その他有価証券評価差額金	△71	△ 453
繰延税金負債合計	△230	△ 612
繰延税金資産の純額	1,431	973

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2020年３月31日）
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（2021年３月31日）
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

［セグメント情報］
当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

［関連情報］
１.サービスごとの情報
単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２.地域ごとの情報
（１）営業収益
内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３.主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社

前事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	㈱大和証券グループ本社	東京都千代田区	247,397	証券持株会社業	被所有 100.0	あり	経営管理	資金の貸付 利息の受取 (注)	19,300 0	関係会社短期貸付金 ―	18,700 ―

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は１年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

（イ）財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	所有 直接100.0	経営管理	債務保証（注）	1,603	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

当事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	所有 直接100.0	経営管理	債務保証（注）	1,727	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

（ウ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）（注1）	科目	期末残高（百万円）（注1）
同一の親会社をもつ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	－	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料（注2）	16,953	未払手数料	2,984
同一の親会社をもつ会社	㈱大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	－	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入（注3）	1,031	未払費用	224
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ㈱	東京都中央区	100	不動産管理業	－	本社ビルの管理	不動産の賃借料（注4）	1,061	長期差入保証金	1,054

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注１)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注２)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注３)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注４)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

当事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料（注2）	14,917	未払手数料	3,321
						本社ビルの管理	不動産の賃借料（注4）	527	長期差入保証金	1,054
同一の親会社をもつ会社	㈱大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入（注3）	883	未払費用	179
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ㈱	東京都中央区	100	不動産管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃借料（注4）	527	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注１)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注２)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注３)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注４)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

(注５)大和プロパティ株式会社は、2020年10月1日付で大和証券株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅しております。このため、取引金額は関連当事者であった期間の金額を記載しております。

２.親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

前事業年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）		当事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	
１株当たり純資産額	14,732.52円	１株当たり純資産額	14,784.79円
１株当たり当期純利益	4,050.66円	１株当たり当期純利益	3,599.54円

(注１)潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注２)１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	当事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）
当期純利益（百万円）	10,556	9,389
普通株式の期中平均株式数（株）	2,608,525	2,608,525

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(１)中間貸借対照表

（単位:百万円）

	当中間会計期間 （2021年９月30日）
資産の部	
流動資産	
現金・預金	2,139
有価証券	250
未収委託者報酬	13,857
関係会社短期貸付金	16,300
その他	369
流動資産合計	32,916
固定資産	

有形固定資産	※1	211
無形固定資産		
ソフトウエア		1,633
その他		134
無形固定資産合計		1,768
投資その他の資産		
投資有価証券		11,373
関係会社株式		3,705
繰延税金資産		786
その他		1,246
投資その他の資産合計		17,111
固定資産合計		19,091
資産合計		52,007

（単位:百万円）

		当中間会計期間 （2021年９月30日）
負債の部		
流動負債		
未払金		7,322
未払費用		3,879
未払法人税等		795
賞与引当金		711
その他	※2	927
流動負債合計		13,635
固定負債		
退職給付引当金		2,475
役員退職慰労引当金		92
その他		2
固定負債合計		2,571
負債合計		16,206
純資産の部		
株主資本		
資本金		15,174
資本剰余金		
資本準備金		11,495
資本剰余金合計		11,495

利益剰余金	
利益準備金	374
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	7,594
利益剰余金合計	7,968
株主資本合計	34,638
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,162
評価・換算差額等合計	1,162
純資産合計	35,801
負債・純資産合計	52,007

(２)中間損益計算書

（単位:百万円）

		当中間会計期間 （自　2021年４月１日 至　2021年９月30日）
営業収益		
委託者報酬		37,075
その他営業収益		295
営業収益合計		37,371
営業費用		
支払手数料		15,707
その他営業費用		6,525
営業費用合計		22,233
一般管理費	※１	5,737
営業利益		9,400
営業外収益	※２	228
営業外費用	※３	87
経常利益		9,540
特別利益		―
特別損失	※４	129
税引前中間純利益		9,411
法人税、住民税及び事業税		2,910
法人税等調整額		92
中間純利益		6,407

(３)中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自　2021年４月１日 至　2021年９月30日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	10,574	10,948	37,618
当中間期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△9,388	△9,388	△9,388
中間純利益	-	-	-	6,407	6,407	6,407
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	△2,980	△2,980	△2,980
当中間期末残高	15,174	11,495	374	7,594	7,968	34,638

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	947	947	38,566
当中間期変動額			
剰余金の配当	-	-	△9,388
中間純利益	-	-	6,407
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	214	214	214
当中間期変動額合計	214	214	△2,765
当中間期末残高	1,162	1,162	35,801

注記事項

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

（１）子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

（２）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	**10～18年**
器具備品	**４～20年**

（２）無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年間）に基づく定額法によっております。

３．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

（２）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与及び上席参事についても、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

（３）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っております。

当社の日々のサービス提供時に当履行義務が充足されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。

５．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

６．連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

７．連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年３月31日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年２月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。これによる当中間会計期間の損益及び期首利益剰余金に与える影響はありません。

（中間貸借対照表関係）

※１　減価償却累計額

	当中間会計期間 （2021年９月30日現在）
有形固定資産	307百万円

※２　消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

３　保証債務

当中間会計期間（2021年９月30日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,726百万円に対して保証を行っております。

（中間損益計算書関係）

※１　減価償却実施額

	当中間会計期間 （自　2021年４月　１日 至　2021年９月30日）
有形固定資産	12百万円
無形固定資産	289百万円

※２　営業外収益の主要項目

	当中間会計期間 （自　2021年４月　１日 至　2021年９月30日）
投資有価証券売却益	117百万円
時効成立分配金・償還金	28百万円
受取配当金	26百万円

※３　営業外費用の主要項目

	当中間会計期間 （自　2021年４月　１日 至　2021年９月30日）
投資有価証券売却損	58百万円
未収入金清算費用	9百万円

※４　特別損失の項目

	当中間会計期間 （自　2021年４月　１日 至　2021年９月30日）
投資有価証券評価損	102百万円
出資金評価損	27百万円

（中間株主資本等変動計算書関係）
当中間会計期間（自　2021年４月１日　至　2021年９月30日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項　（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	－	－	2,608

合計	2,608	－	－	2,608

２．配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年6月22日定時株主総会	普通株式	9,388	3,599	2021年3月31日	2021年6月23日

（金融商品関係）

当中間会計期間（2021年９月30日）

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、2019年７月４日公表の企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下、「2019年適用指針」という。）第26項に従い経過措置を適用した有価証券、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券（※１）	85			85
資産合計	85			85

（※１）2019年適用指針第26項に従い経過措置を適用し、有価証券250百万円、投資有価証券10,621百万円は上記の表に含めておりません。

（２）時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（１年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注１）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

株式は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル１に分類しております。なお、2019年適用指針第26項に従い経過措置を適用している有価証券は、公表されている基準価格によっていることからレベルを付しておりません。保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

（注２）市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

（単位：百万円）

区分	当中間会計期間
非上場株式等	666
子会社株式	1,677
関連会社株式	2,027

（有価証券関係）

当中間会計期間（2021年９月30日）

１．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額　1,677百万円）及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額　2,027百万円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

２．その他有価証券

	中間貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（１）株式	85	55	30
（２）その他	7,691	5,841	1,850
小計	7,777	5,896	1,881
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	3,179	3,398	△219
小計	3,179	3,398	△219
合計	10,956	9,294	1,661

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額　666百万円）については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

注記事項（セグメント情報等）に記載のとおり、単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えており、かつ、内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、セグメント情報に追加しての記載は行っておりません。

（セグメント情報等）

［セグメント情報］

当中間会計期間（自　2021年４月１日　至　2021年９月30日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

［関連情報］

当中間会計期間（自　2021年４月１日　至　2021年９月30日）

１.サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２.地域ごとの情報

（１）営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３.主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

［報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報］

当中間会計期間（自　2021年４月１日　至　2021年９月30日）

該当事項はありません。

［報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報］

当中間会計期間（自　2021年４月１日　至　2021年９月30日）

該当事項はありません。

［報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報］

当中間会計期間（自　2021年４月１日　至　2021年９月30日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	当中間会計期間 （自　2021年４月１日 至　2021年９月30日）
１株当たり純資産額	13,724.67円

１株当たり中間純利益	2,456.52円

（注１）　潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注２）　１株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

当中間会計期間 （自　2021年４月１日 至　2021年９月30日）	
中間純利益(百万円)	6,407
普通株式に係る中間純利益(百万円)	6,407
普通株主に帰属しない金額(百万円)	―
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５ 【その他】

ａ．定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

提出日前1年以内において、定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項に該当する事実はありません。

ｂ．訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

	①　名　称	②　資本金の額 (2021年03月末日現在)	③　事業の内容	④　備考
受託会社	三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	（注6）	
再信託受託会社	株式会社日本カストディ銀行	51,000百万円	（注6）	
販売会社	株式会社りそな銀行	279,928百万円	（注6）	

（注1）金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
（注2）主として中小企業向け融資業を営んでいます。
（注3）銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
（注4）全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。
（注5）協同組合による金融事業に関する法律に基づき金融事業を営んでいます。
（注6）銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
（注7）信用金庫法に基づく金融業を営んでいます。
（注8）保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。
（注9）保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。
（注10）全国の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余裕資金の効率運用と資金の需給調整、当該協同組織の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。
（注11）労働金庫連合会は、労働金庫法に基づき設立された労働金庫の系統中央金融機関です。

２【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

再信託受託会社は、受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部（信託財産の管理等）を行ないます。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

３【資本関係】

該当事項はありません。

第３【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

・金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

・目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。

・委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

・詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

①委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等

②請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨

・使用開始日を記載することがあります。

・届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

①届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法

②届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日

・次の事項を記載することがあります。

①投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨

②請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨

③「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

・委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。

・ファンドの形態等を記載することがあります。

・図案を採用することがあります。

・ファンドの管理番号等を記載することがあります。

・委託会社のインターネットホームページのアドレスに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含みます。）を掲載することがあります。

・UD FONT マークおよび説明文を記載することがあります。

(2) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。

(3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

(4) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

2021年５月21日

大和アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	間瀬　友未	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深井　康治	印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第62期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2021年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) １．　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) ２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月11日

大和アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深井　康治	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹内　知明	印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＤＣダイナミック・アロケーション・ファンドの2020年5月9日から2021年5月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＤＣダイナミック・アロケーション・ファンドの2021年5月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年11月25日

大和アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	間瀬	友未
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深井	康治

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの第63期事業年度の中間会計期間（2021年４月１日から2021年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2021年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年４月１日から2021年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) １．　上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) ２．　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年12月10日

大和アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
　東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深井　康治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹内　知明

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＤＣダイナミック・アロケーション・ファンドの2021年5月11日から2021年11月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ＤＣダイナミック・アロケーション・ファンドの2021年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年5月11日から2021年11月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) １．　上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) ２．　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。